

しかし民間の消費に充つべき生産に對し右の如き嚴格なる制限を設けたる結果は、一般の梳毛及び紡毛絨の價格をして著しく騰貴せしめるに至つた。蓋し國家が原料の全部をその資金を以て購買し配給する以上、竿頭一步を進めて一般消費者のために、完成品の價格をも國家に於て管理するの至當なるは云ふまでもない。ここに於て政府は標準被服制度 (Standard Clothing Scheme) を實施し、民間消費の生産品に對しても軍需品の場合と同じく原價計算及び標準價格指定を行ふに至つた。また仕上ぐべき各物品に對しても夫々標準規格を指定し、これら物品の小賣價格は卸賣商及び小賣商人に對し至當なる限度の利益を與ふるを標準として決定し、如何なる場合と雖も小賣商人はその指定價格以上に賣却することを許されなかつた。

更に政府は取引關係範圍内に於ける生産と分配を統制せしめるため、各關係業種別にてこれを代表する委員會を組織せしめた。また或工程を營む製造業者よりその次の作業に従事する業者に對する生産品の配給を圓滑ならしめるため兩者の聯合委員會を設けた。例へば織物業者及び呉服商聯合委員會は絨卸賣業者に對する絨の分配を協定し、また衣服商及び小賣業者聯合委員會は小賣商人に對する完成品の配當を協議したる等である。しかるに本制度の主要なる弱點は一般人の自由意志を基礎としたことで、苟くもこれを有効ならしめるためには強制的權利を用ふるの必要があつたと思惟される。實際に於て當時進んでこの標準被服の製作取扱に任じたる公共的精神の所有者は、他の徳義心なき業者に比し著しく不利益となり、かくて本制度の意義は減殺されたのである。

六 棉花自給策

戦前の一九、一二年に於ける棉花の世界産額は約二一、六五九、〇〇〇俵(註)にして、米國首位を占め英領印度第二位にあり埃及はこれに亞いでゐた。しかし同年度に於て英國はその紡績工業の原料たる棉花の七五パーセントを米國に仰いでゐた。従つて戦時中同國がその領土内に於て最善の手段を講じ棉花の増收を圖るは、嘗にランカシャー紡績工業の利益たるに止まらず、また實に全英帝國の一大福祉たりしは云ふまでもない。

[註] 一俵＝五〇〇封度。

しかしてその増收策としては單位面積に對するこれが生産率を増加するため、從來よりも栽培の密度を一層増し且つ多果種の優良棉花種子を使用せしめる外、更に灌漑の可能なる土地を開拓し、また棉花を栽培するも他の收穫物に甚しき影響を及ぼさない場合には、棉花をも併せて耕作せしめる等の手段を講じた。即ちこれが改良發展のため特に左の諸點は劃策の中心となつた。

- イ、棉花栽培者全部に對する純粹棉花種子の配給。
- ロ、模範農場の擴張及び栽培改善教導事業の組織。
- ハ、種子、肥料、栽培時期及び密度、輪作栽培等に對する農事改良試験。
- ニ、棉花栽培の適地に於ける灌漑工事の擴張。
- ホ、種子の混入より發生すべき棉花の品質下落を防止するため繰綿所の有効なる管理。

これらの諸事項はその實施に當り科學的知識を必要とするため、英國政府は植民地諸政廳と相提携してこれが研究調

査を行ふため特別委員会を任命して左の諸事項を迅速に攻究せしめた。

イ、棉花の品質及び數量の改良増加に關する科學的研究。

ロ、英帝國內に於ける棉花栽培擴張餘地の存否。

ハ、土質、氣候、勞力及び運輸の諸點より棉花栽培に適應する土地。

ニ、特別地方に適當する棉花の種類。

ホ、交通運輸機關の改善。

ヘ、棉花販賣殊に棉花栽培の幼稚なる英領地に於ける販賣上の最善方法。

ト、英領各地の諸政廳の採用すべき適當なる棉花栽培の試験方法。

チ、英領各地の成績を統一してこれを全棉花栽培業に利用すべき方法。

なほ埃及並に西印度産の棉花は特別の素質を有し、他國に於ては多量の産出がなくしかも細綿絲の製造には頗る重要なを以て、これらの原料管理は極めて肝要とされ、直に當該政廳をしてこれが輸出管理機關を設置せしめ、以て英國及び聯合與國の需要を確保し敵國への輸出を禁止した。

七 肉類及び脂肪の管理状態

食料肉 戦時の兵員徴集によつて生ぜる農業上の變革と輸入飼料の缺乏は、人造肥料の缺乏による耕地の疲瘠と穀物又は豆類等に對する國民糧食保存の必要並に燕麥又は乾草其の他の馬匹飼料に對する軍需の増加と相俟つて 家畜數の

減少を招來したが、一方軍隊の肉類需要は愈々増大するに拘らずこれが輸入肉類の供給は、その利用すべき冷蔵船の缺乏によつて益々漸減を來し、ここに政府をして軍隊及び國民に適當なる價格を以て充分なる肉類の供給を確保すべき幾多の困難を嘗めしむるに至つた。即ち肉類の缺乏とその價格騰貴は一九一七年初頭以後漸く著しく、ために國民の不安は一層痛切となりたるを以て、政府は肉類販賣令 (The Meat Sales Order) なる法令を施行し、仲介取引の防止に努むると同時に小賣商肉商又は消費者以外の者に對する屠肉の販賣を禁止し、且つ屠獸取引に關し卸賣業者の收め得べき利潤率の最大限度を定めた。しかしこれは物價騰貴の際常に見る投機取引の横行を防止せるに止り、價格を低下せしむるためには何等の効果も齎さなかつた。

蓋し營利經濟の自由競争下に價格を低下せんとせば、需要者の欲求が抑制せられない限り、供給を現實に増加するより外に途はないのであるが、しかも供給の増加は當時期待するを得なかつた。即ちこれが一層徹底せる管理の實施を必要ならしむるに至つたのであるが、いまその管理の實行に關係ある當業者について明記すると次の如くである。

イ、飼養者 (Breeder) 未だ屠殺に適しない幼獸を飼養する農民。

ロ、牧畜業者 (Grazier) 幼獸を購入しこれを肥滿するやう育成する農民。

ハ、家畜仲買人 (Live Stock Dealer) 農場、市場及び競賣場等に於て幼獸及成畜獸を賣買し農民、問屋又は肉商間の取引を仲介する商人。

ニ、家畜競賣人 (Live Stock Auctioneers) 競賣人組合に加入し地方の生獸市場を管理する者にして、その組合は

軍用家畜購買部 (Army Cattle Purchase Scheme) 及び食肉管理部 (Ministry of Foods' Meat Control-Scheme) に大なる貢獻をした重要な機關である。

ホ、屠場 (Slaughter-house) 大都會の公設又は會社組織による近代的大屠場の外は概ね個人經營に屬してゐたため、政府管理の計劃實施上大なる障礙を蒙つた。

ハ、肉商 (Carcass Butcher) 家畜を購入屠殺してこれを小賣肉商に卸賣し、同時に自己の店舗に於て小賣す。

ト、問屋 (Commission Salesman) 大都市の肉類卸賣市場に存する仲立人にして、農民及び商人の委託に應じて屠獸及び屠肉の賣買を仲介す。

チ、肉類輸入業者 (Meat Importers) 新西蘭・濠洲及び南米等に工場を有する大凍肉會社は直接に又は代理店を介して冷蔵肉を輸入し、或は英國内に於ける自己の店舗に於て直賣するか又は卸肉商に販賣す。

リ、小賣肉商 (Retail Butchers) これには三種あり、第一は家畜を購入して自ら又は公設屠場に委託して屠殺したる後販賣するものにして専ら村落にこれを存し、第二は肉類卸賣市場に販賣品の供給を仰ぎ決して家畜を購入しないもの、第三は右の二者を兼營し同時に冷蔵肉をも賣買す。

當時食糧管理局 (The Food-Controller) の直面せる問題は、これら多數の營利に従事せる者を打つて一丸とし統一ある組織體として行動せしむる方策の考案であつた。從來に於ける肉類の需要供給は大都市に於ける肉類卸賣市場の相場を基準として變動し、屠肉の価格は家畜の価格を支配し、家畜の価格は農民の受ける代金額に影響し従つて成育獸

の価格は自ら幼獸の価格を支配した。更に肉類卸市場に於ける価格は冷蔵會社の販賣方針によつて決定される等、かく肉類取引は無統制に營まれしかも取引の全體を達觀して關係諸機關を統一した意識の下に、圓滑に運轉せしむるの責に任ずるものは存在しなかつたのである。

ここに於て一般公衆及び新聞紙が政府に要望せる唯一のものは、價格の公定と取引の管理とに外ならなかつた。惟ふに營業の自由を禁制し價格を公定するには、經濟法則の作用に代るべき分配機關を樹立しなければならぬ。分配は經濟力の機能に放任し置けば自動的に行はれるが、これを他の方法を以て行ふためにはその取引に根本的改革を加へ、しかも従前の商人には一日もこれが供給の中断を許されぬ。羊毛購買及び皮革管理の經驗に徴するに、國家管理の最良手段は供給及び分配に關する既存の取引經路を利用して、生産物の送附せられる場所及びこれを購入すべき相手を直ちに確知し得る如く取引を統制するにある。即ち管理計劃の要諦は個人的獨斷と選擇の自由に代ふるに、一定の取引經路及び時間割を規正すること宛も道路上の交通を整理するに、鐵道管理の法則を適用するが如きものである(註)。

〔註〕、印の部は "Lord Rhondda" の言へり。

價格を低下し且これを公定する難問に對しては、初め斷然たる處置を採るべきことが主張せられたが、實際には爾後六箇月間に亘り漸を遂うて價格を低下する方針の下に、卸賣價格は運賃、倉敷料、屠殺費及び屠肉の價格等を參酌して販賣業者に至當の利益を得しむるやう決定するを要し、従つて大都市と村落地方との價格には差等を附する必要があつた。また小賣價格は大戦前の利益を基礎としてこれに當時の昂騰せる生産費を加味して、小賣商に至當なる利益を收め

しむるやう卸賣價格に相應してこれを決定した。

配給管理に關する組織の完成するには數箇月を要したのであるが、政府は一九一七年一〇月初旬農民、競賣人、肉類輸入業者、肉小賣商、消費組合員、農務及び糧食二省の官吏等より組織せる、中央生獸及び肉類取引諮問委員會 (The Central Live Stock and Meat Trade Advisory Committee) を設置し、肉類の生産供給及び分配に關する一切の事項について糧食省に意見を具申すべき任務を課した。蓋し糧食管理局の強制的權力は畢章各方面の代表的意見を傾聽するとともに、その衷心的支持と愛國的忍従に俟たなければこれが實行とその成果を期し得るものではなからず。

その後更に國內に於ける卸賣の各中心地に肉類卸商協會 (Wholesale Meat Supply Associations) を設立し、これに加入せる卸賣商に限り營業を免許することにした。この協會は管理業務上極めて緊要なる機關となり、従来自由競争に委ねられてゐた肉類取引を公共的事業遂行のため自治團體をしてその責任の下に處理せしめたものである。即ち肉類需給に關する情報を綜合して加盟者全體の活動を統制すること、當該地域内に於ける肉類取引に關する參謀本部の如き任務に服した。

かくて肉類の小賣及び卸賣價格は法定せられたが、生畜については既に店舗の販賣價格が公定されてゐる以上、これが相場に干渉する必要なしと一般に思惟された。しかるにこの見解は實際上誤斷にして、その後幾何もなくして生畜市場にも管理を擴張し且つ肉商相互間の競争を防止するため、平常の所要肉量を基準とする一定の分配率を保證する必要があつた(註1)。即ち政府は生畜を總て農民より購入し、輸送及び配給に關する一切の費用を統制し全國を通じ均一な

る公定價格を以て肉商に拂下げた。しかして農民に對する賠償價格及び肉商の販賣價格を全國的に均一にするため、中間費用を統制することは國家の基金を蓄積することとなり、この基金は中央家畜基金 (The Central Live Stock Fund) と稱せられた(註2)。この制度の下に英國の肉類取引は一大合同商店の如く經營せられ、小賣業者との關係は宛も帝國煙草會社と小賣店に於けるが如くになつた。惟ふに配給經費の統制はこれにより管理計劃の伸縮力を保有し、一定の利益及び個人的負擔に拘ることなくして、價格及び政策を變更し且つ配給従業員に一定の報酬を支給することを可能ならしめるものである。

爾來この制度はその間、危機相次いで起り局部的缺乏、誤解及び管理計劃の複雑新奇等に伴ふ諸困難があつたにも拘らず、大なる破綻を來すことなく全國の競賣人及び肉類營業者の忠誠なる奉公心によつて圓滑に實施せられた。即ち多數の農民を合同して管理計劃の必要とその要領を説示するや、肉類卸賣商協會はその地方の困難を救済するため徒らに中央部の指示を待つことなく常識を以て判斷處理し、地區生畜委員會も亦同様に機宜の處置を講じたため、或る月の如きは肉の供給量充分ならざるに拘らず、完全なる管理が行はれ且つ諸種の情報を蒐集し得て、よく各地方の過不足も調節され著々形勢は改善せられるに至つた。この結果本部の關與すべき事項は要約されその職員も亦漸減するを得て、ここに政府當局は専ら管理全般に關する問題を管掌し、且つ情報及び統計の中央整理機關として活動し得るに至つた。

[註1] 家畜管理のため國內を若干の家畜地區 (Live Stock Area) に分ち、各地區は一家畜委員 (Live Stock Commissioner) の管轄となし、その輔佐として當該地區内の各部より選出せる農民二名、競賣人一名、肉商一名及び同區を通じて選出せる畜類販

賣者二名を以て地區家畜諮問委員 (Area Live Stock Advisory Committee) を編成した。家畜委員はその地區内の家畜及び肉類の管理を適正ならしむる責を負ひ、副委員の援助を受けて關係當事者を監督するとともに、諮問委員會と協議の上各市場區の撤出すべき家畜数を割當て(註3)家畜委員長の指示を受けて家畜の移送を處理し、また爾後二―三週間に於ける家畜の増減、移動並に屠殺數に關する正確なる調査を通報する等の任に服した。なほ市場の管理は各地區毎に編成せられたる家畜賣人によつて施行せられ、これらの賣人は農民より家畜を購入し、肉商に販賣するため政府の使用人たる業務を處理するも、その手當は政府より直接受けることなく、政府と合同契約せる賣人組合より報酬を受取り、且つ市場を經由する屠殺家畜數に應じて中央家畜基金より支給せられた。

〔註2〕 本制度に於ける均一價格の實行には農場より肉商の店頭に至るまでの肉類取引に關する一切の費用を別途に整理し、これを販賣肉の總體に均分しなければならぬのであるが、これがため中央家畜基金と稱する特別の資金會計を設け、賣買せられた家畜に對し一定の課税をなすとともに、賣買及び屠殺等に關する諸費用はこの基金より支辨した。本基金の管理は銀行側の代理人を委員長とし家畜委員長、賣人、卸賣商及び小賣商等の代表者各一名を以て組織せる委員會に屬してゐた。なほ本基金は肉類の定量限定制度(註4)の實施に伴ひその適用範圍を擴張し、輸入肉類についても諸經費を統制して國內品と同一標準を以て販賣した。

〔註3〕 各地區に於ける家畜委員の調査はこれを整頓したる上、割當委員に交付するが、これによつて委員は自給自足し得る地區、不足を告げる地區及び他の地區に移出餘力を有する地區等を明示せる一表を作製し、なほ季節的變動を明にするため一年間の各季毎に調査を行ひ修正したる後、各地區撤出豫定數を決定して家畜委員に通報した。この割當比率は地區家畜諮問委員會によつてその適否を審議したる後、家畜委員をして各郡各市場區に撤出數の割當を行はしめたのである。

〔註4〕 定量販賣制度は需要統制のため國內全般に適用せられたものである。即ち世帯主は肉券申込書の配布を受けて所要の記入

をなしたる上、これを食糧管理委員に提示して肉券を交付せられた。しかして政府はこれによつて平時の人口統計以上に精確なる人口調査をなし得たるは因より、各地區の需要につき信頼し得る基礎を確知するを得た。各消費者は六箇月間自由に變更をしない規定の下に一定の肉商を指定せしめ、當該肉商をしてその販賣すべき得意を豫定することを得しめ、肉商はこれに基き地方糧食局に通報して一週間所要の肉量を購買し得る許可證を受領したる上、卸賣業者より供給を受けた。卸賣業者は前記肉商に交付すべき數量を肉類事務官に報告して、卸賣商協會より一週間分の配給を受けた。しかして實際の需要量は常に豫定量よりも少量に止まつたやうである。

油脂 ここに油脂と稱するは植物性油、魚油、鯨油及び獸類の油脂等を包含する食料油並に工業油(註)にして、大戦時英國に於けるこれが管理は尤大なる戦時管理事業中特殊の地位を占め、その資源地の地理的分布と品目及び精製過程等の複雑多岐に亘れることは、同國の油脂課 (The Oil and Fat Branch) をして嶄新なる管理を行はしめた。しかして戦争の影響による油脂商業の多大なる變化が、平時の需給状態を激變して人造バタ工業の確立を招來するに至つたことは注目に値する。

〔註〕 工業油

- a、鯨油は主として石鹼及びその副産物たるグリセリンの製造用に供せられ、抛射薬たるニトログリセリンの主要成分である。
- b、オレイン及第一ジマスは人造バタ製造に、ステアリン及牛脂は石鹼及び蠟燭製造並に機關調整用に供せられる。
- c、棕桐油は石鹼製造に供せられる。
- d、亞麻仁油はリノリウム塗料及び假漆等の原料として利用せられる外用途極めて廣汎である。

e、ヒマシ油は高速度機関特に飛行機用の機関調整用として重要である。
食料油——棕榈核油、落花生油、棉實油、椰子油、オレフ油、大豆油。

油脂業に對する國家管理の第一手段は、政府が石鹼業者と契約してグリセリンの生産増加を圖り、公定價格を以てその生産額を購買してこれが自由取引を禁止したことである。これは當時同國陸軍省が拋射薬としてニトロセルローズよりもニトログリセリンを重用したるためグリセリンに對する需要の急増したることによるものである。更に船舶の喪失はこれが原料の輸入を愈々困難ならしめ、従つてその價格も亦益々暴騰したるを以て、ここに軍需省は爆薬部 (The Explosive Department) に油脂課を設け、油脂及び原料の輸出入を統制するとともに原料の使用を制限し、且つグリセリンの生産増加を圖る等の事業を處理せしめた。

次いで油脂管理の第二段は原料の分配及び價格の調節に關する統制の方策を樹立することであつた。一九一七年九月に至るや船舶の利用は全く行詰り現實の輸入量激減せしのみならず、將來の豫想は一層悲觀的に傾きたるを以て、政府は國內の豫備貯藏に依存しなければならなくなつた。即ち需要の緩急を比較して國家的必要度に基く綿密なる計劃の下に原料の配給を統制することとなつた。しかるに供給の不足は最高價格を以てするも配給の均衡不可能となり、遂に競争取引に代ふるに定量制度を以てしなければ分配は全く停頓せんとするに至つた。かくて總ての供給品を國家の手に管理保有し、周到なる計劃に基いて製造家に分配しなければならぬ時機に到達したのである。

しかして管理實施のためには各製造過程に於ける價格を公定することが必要であるが、これがためには先づ生産費を確實に調査しなければならない。しかし總べての價格管理に共通する困難問題は、適當なる利潤率を決定する基礎を求めること、即ち最も經濟的なる生産條件のものを基準とすべきか、或は最も不經濟的な生産状態の下にこれを求むべきか、將又普通の生産條件のものを基準となすべきかの問題である。その採否如何によつては或は不當の利得を收受せしめ、或は却つて生産を抑制するといふやうな結果も保し難いのである。これに對し同國當局者は原則として普通の状態に於て經營せるものに正當の利益を與ふることとし、これによりて餘剰利益を算定すると同時に規模が小で能率低く交通不便の地にある工場には、油脂部への出願によりて特別の考慮(註)を與へることにした。

[註] 共同豫備金制度は餘剰利益が前述せる政府の利益保證標準たる平均以下に下る時はその損失を填補し、これに反し平均以上に達する利益はこれを徵收するといふ制度であつた。

蓋しこの制度の特徴とするところは當時船舶缺乏のため油脂原料の輸入不足せる折柄、これが配給を當業者自身に協調解決せしめ得るのみならず、最も能率大なる工場をして全能力を發揮せしむるとともに、能率低き工場はこれを閉鎖しそれに伴ふ損益は、全體の計算として共同豫備金の收支に歸屬せしめんとする點にあつた。従つてこの案は有利の地位を占め能率的新施設を有する若干會社によつて反對せられた。ここに於て右の目的を達すべき動々小規模の別計劃として利益均一計劃 (The Profit Equalization Scheme) なる方策が提案せられた。これは利得豫備金を設置するとともに、經濟上最も有利なる地位にある工場が割當てられたる限度を超えて多大の生産をなしたる時は、その結果收

得せる利益の全額及び經常費の節約額を豫備金に組入れ、工場を閉鎖又は生産を制限せる工場に對し賠償せしめんとする考案で、その目的とするところは優越せる工場の獨占利益壟斷を抑へてしかも能率的生産の實績を收めんとするにあつた。いまその經濟上有利なる點を列舉すると次の如くである。

イ、原料たる種子を到着港に最も接近せる地點で壓搾し得ること。

ロ、各種の種子を最も適應せる工場で處理し得ること。

ハ、能率高き工場をしてその全能力を發揮せしむるとともに、能率低き工場を自ら閉鎖し得ること。

ニ、運搬費を最小限に節約し得ること。

ホ、需要に應じて製品を最も經濟的に全國へ配給し得ること。

かくて油脂業者の利得を規正する方案は確立したのであるが、更に政府は全般の形勢に鑑みて需要の最も急迫せる方面へ種子及び油脂類を統制分配するの必要を認め、一九一七年一月二八日附を以て「國防條例」に基き徵發令を發してその目的を達せんとした。これと同時に一定量以上の國內保有又は同日以後同國に到着する同種原料も悉くその管理に屬するものとし、その配給は管理官の指示に據るべきは固より關係業者は管理上必要なる詳細の報告を提出すべきものと規定せられた。この結果英本國に於ける油脂類の管理は完全に實施され、油脂部は漸くその分配及び使用を適切に統制し得る權限を行使し得るに至つたのである。

種子 その後英國政府はこの國家管理の方法を油用種子にも擴張せんとしたが、これは價格を力めて低廉ならしむる

とともにその所要船舶を有利に使用せんとするの必要に基いたのである。しかし油用種子類に對する管理計劃の實行は小麥類の管理に於けるが如く簡單ではなく、その商品種別の複雑せると更に資源地の地理的分散は多數の關係業者をして實行不可能とさへ感ぜしめたが、船舶其他一般の形勢はこれが實行を要求して止まなかつた。その管理計劃を要約すると次の如くである。

イ、輸入品は政府の計算に於て一手に管理すること。

ロ、購買は給源地又は輸出港に於て統一的に行ふこと。

ハ、購買上の競争を避けるため聯合國相互に協同すること。

ニ、船舶の備役、船積及び運行を統一すること。

この考案は船舶の缺乏を緩和し且つ爲替取組上の不利を軽減するに大なる効果があつた。即ち當時船舶の缺乏はその極に達し英國商船の殆ど全部は徵用せられ、輸送貨物及び割當船舶は精細なる計劃の下に管理せられてゐたため、油用種子類の輸入についても個人輸送が出来ず、原産地に於ける購買より輸入貿易に至るまで特別の機關を設けて統一的に實行するを要し、更に金融上に於ては當時外國爲替の狀況益々困難を増し、政府が統一的に輸入物資を調達することは絶対に必要であつたのである。

バター 戦時中バターの定量制限が實施せられるや、人造バターの需要は頓に増加を來した。ここに於て同國軍需省はこれが國內増産を指導援助すると同時に、人造バター最高價格令 (The Margarine Maximum Prices Order) を公布し

たが、この二つは必ずしも一致せず公定価格の下に供給が需要を充足し得ない場合に常に見る如く、配給は不公平にして公衆は普くこれに均霑することを得なかつた。かかる形勢に鑑み政府は第一の處置として地方的にこれが定量制限を施行し、第二の手段としてこれが在荷を徴發配給した。しかしこれらの施設は何れも應急的の局部管理に止るものであるから、全國に亘る完全なる統制管理を施行するため所要の準備に著手し、ここに製造工場より小賣店に至るまでの大規模にして且つ徹底的なる管理を計劃するに至つた。

幸にして人造バター工業は開戦後の新設擴張にかかるとなつたため、その取引経路例へば製造業者又は輸入業者、仲買人、卸賣人及び小賣商等の各段階に於ける複雑なる組織と慣習を適當に統一して、業務の簡便と経費の節約は勿論これが配給計畫の策定を容易ならしむる上にも、完全にして組織的なる再編成をなすに何等の障礙をも生じなかつた(註)。しかしてこれが統一的分配組織の形成は、人造「バター」の定量制限制度をして宛も正確なる時計の如く整齊確實に運轉せしめ、供給量の増加は漸次單位人數當りの定量を増加し得るの理想に到達した。

〔註〕 戦時の徹底的管理に關聯して注意すべきことは、多くの商品に於ける従前の取引経路の關係を打破して、統一的分配組織を形成することの困難なることである。従つて英國政府が大戦時に行へる管理計劃の多くは、在來の取引経路を尊重するを主義として各關係當業者に戦前の取引に準じて業務を分掌せしめたのであるが、かかる方針は商品配給の整齊迅速と輸送授受に關する勞費節減を阻害することが少くない。しかしながら理想的管理は各當業者の隔意なき協力を得なければ失敗に歸するを以て、絶対に必要でない限り在來の取引關係に干渉しこれを變更するは避けなければならない。

如上のバターに關する管理統制方法は漸次他の食用油脂にも應用せられ、就中植物性油、牛脂及び豚脂等には徹底的に行はれ、これらの製造業者には特別の免許狀を付與するとともに、その品質成分については標準規格に準據すべきものとし、所要原料は公定價格にて割當製造をなさしめた上、一定の生産費及び利益を收め得ることを限度とせる最高價格にて販賣すべきことを要求し、これらの製造業者は毎週糧食省に標本を提出して、その検査監督を受くべきこととして品質の統制を可能ならしめた。しかしてこの管理計畫に關する法的根據は、一九一八年六月一二日附左記三法令に明示されてゐる。

生牛肉及び生羊肉脂肪購買免許令 (The Raw Beef and Raw Mutton Fat Licencing of Purchases Order)

内地融解脂肪及びグリース最高價格令 (The Home Melt Tallow and Greases Maximum Prices Order) 本法は工業用脂肪及びグリース並に食用脂肪等の最高價格を公定し且つ各品質に關し嚴密なる成分を規定したものである。

内地融解脂肪及びグリース徵發令 (The Home Melt Tallow and Greases Requisition Order) 本法公布前三日現在を以て内地融解脂肪グリースの生産在荷總額を徵發し、關係當業者に對し生産費及び原料代金額等を明示せる記録の備附を要求したるもの。

牛乳——英本國に於ける大戦時の牛乳分配。

これが管理計畫を要約すると次の如くである。

イ、管理の目的は牛乳の供給を確保し、これを經濟的に處理し、その配給を整齊にし且つ過剩數量を牛乳製品製造の

ため完全に利用するにある。

ロ、分配を規正するため國內を適宜の地區に分割す。

ハ、各地區には牛乳監督官を置き、中央當局の指示を受け當該地區内の牛乳分配を監督せしむ。

ニ、牛乳統制本部を首都に置き全國の牛乳の卸商業を管理し、且つ牛乳取引の免許を有する個人及び商會等を廣く備役す。

ホ、統制本部は生産者及び卸賣業者間の諸契約を繼承處理し、生産者小賣商間の契約には關與することなくこれらの契約は地區牛乳監督官の監督に附す。

ヘ、卸賣業者の所有する容器は小賣用のものを除き、總てこれを引上げて統制本部の所有に屬せしむ。

ト、牛乳製品の製造業者は統制本部の公認を受け、その指示の下に煉乳及び乾燥煉乳其の他の製造に従ふ。

チ、政府管理の實行は戦後卸賣業者の權利を増減を來すべきを以て、政府は要すれば公正なる評價によつてこれら營業者の營業を上げること。

リ、統制本部は牛乳の生産を向上し同時に乾酪の製造を増加するため、關係營業者をして共同組合を組織せしむるを方針とすること。

ヌ、消費者の手に清潔なる牛乳が供給せられる如く、その生産及び供給方法を改善するため牛乳に等級を附する等の方法を攻究すること。

これらの管理計劃は完全に實現せられなかつたが、その應急的管理手段が行はれたため牛乳の賣買は統制せられ、所要の個人及び地點に普く配給すべく生産者及び販賣者に対する統制は適宜に行はれた。その分配處理に關する權能は地區委員に委任せられ、該委員は當該地域内の過不足緩急を知悉し所要の時機及び地點に分配する如く監督指導した。しかし特別の處置を必要としない限り官憲の干渉を加ふることはなかつたが、これによつて牛乳の取扱方法乃至輸送組織を一層經濟的ならしめたることは一般の注意を喚起するところとなつたのみならず、管理令による牛乳取扱改善の結果は品質の良否に應じて公正に賣買せられることとなり、生産者及び消費者は共にその利益を享受することが出來た。その後牛乳製品の世界的缺乏と各生産地に於ける價格の著大なる差異(註)は、遂に同國政府をしてこれが輸入を一手に統制し專賣を施行せしむるに至つたが、勿論これも消費者を保護するための最後手段として採擇されたものである。

〔註〕 最高價格を法定する管理政策は、外國に於ける同種品の價格が自國の法定價格以上に騰貴せる場合危殆に陥るを免れない。従つてかかる場合若し政府が價格だけを公定して輸入を私的輸入業者の手に委ねるときは、自國に於ける最高價格よりも高價なる外國からの輸入は全く絶無とならざるを得ないであらう。

八 鐵自給策と鐵鑛輸入組合

戦前に於ける英本國の鐵及び鋼鐵工業は、その原料の過半を國內産に仰いでゐたがなほ莫大の鐵鑛石を海外より輸入してゐた(註)。勿論これは英國の有する海運上の優勢なる地位によるものであるが、開戦とともに同國はその鐵工業の地歩を確實ならしめるため、海外の鐵鑛石の供給を確保すべき必要を認めた。

〔註〕一九一三年に於ける英國内の原鐵産額は一、六〇〇萬噸にして、輸入額は八〇四・三萬噸、その内譯は左の如くである。(單位：千噸)

摘要	鐵鑛	含磷鐵鑛	磷鐵鑛
英領植民地	一一二	—	三〇九
聯合英國	一、四七五	四	二六六
中立國	五、六〇二	二〇八	二六
獨逸其他(敵國側)	四一	—	〇

ここに於て同國鐵調査委員會は鐵工業上重要な鑛石の輸入を、全然私的企業に放任して顧みざるが如きは萬全の策に非ずとなし、茲に分立せる個人企業が如何に努力するも團結せる鞏固な組織團體の活動には敵すべくもならず(The creations of individual energy are powerless in face of activities of organised trade combinations)との提議をした。即ち鐵鑛の輸入供給を確保するため政府後援の下に製鐵業者及び鐵關係商を以て一組合を組織し、以て海外産の鑛石輸入及び分配を取扱はしめ、更に進んで自國消費の目的による海外鑛山の利權獲得に努めた。この組合(Syndicate)の營業資本は製鐵業者、鐵關係商及び政府によつて支出し、製鐵業者はその原鑛需要額に應じて出資し、政府の財政援助程度はこれが組織規模によつて定められた。かくてこの有力なる鐵鑛輸入組合の組織は同國の鐵工業及び國家自身にとつて非常な利益を齎す貴重な存在となつた。

第五章 米國戰時産業方策

第一節 戰時計劃業務の基礎的考慮

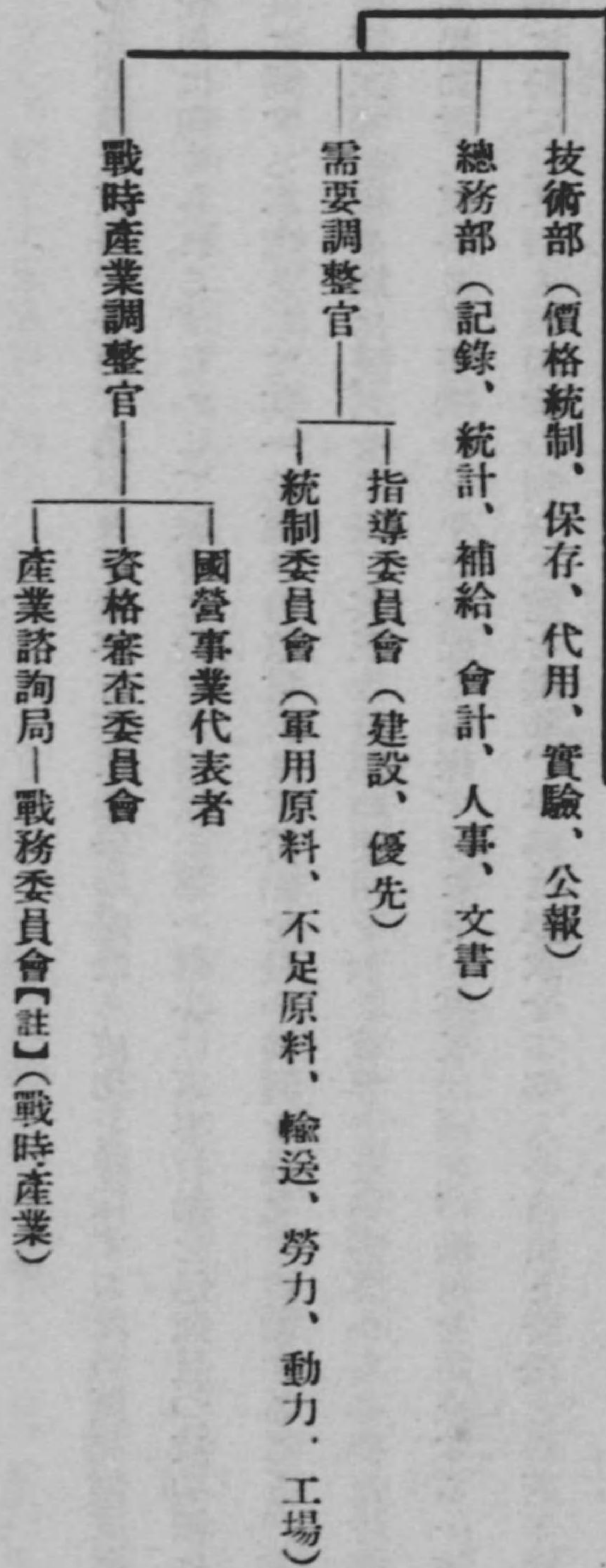
戰爭の負擔は人的なものとの物的なものに大別出来る。それらの負擔は戰鬪力を組織し、準備し、維持するに必要な人力、物資及び金錢の平時状態を戰時状態に轉換せしむることによつて生ずるのである。しかして時間はこの問題にとつて最も大切にして、急迫せる事態はこの負擔を漸次に充足するを許さない。周到なる準備缺如の結果は混亂、能率減退、浪費及び遅延は避け難く動もすれば國家の安全を危殆ならしめ、更に暴利及び其他の不正を隨伴する。米國當局はかかる弊害を防止すべく計劃し準備してゐるのである。即ち戰時の負擔は出來得る限り均等でなければならぬことは言ふまでもないが、以下述べる物的或は經濟的負擔は次の如く均等化されることを原則としてゐる。第一は軍需品補給に關する政府自身の秩序的經濟的調達、第二には富に對する公平なる負擔を課すべき税制、第三には正確な情報に基き且つ適當なる機關によつて行はれる確固、賢明なる指導、第四には特殊状態の必要に應ずる政府統制方策の實施等、これら事項の凡ては有力にして賢明なる計劃業務が平時に於て絶えず行はれることを要求する。この戰時に於ける國家産業への莫大なる要求と、その利用とを調整するための諸計畫は「産業動員計畫」(Industrial Mobilization Plan)と

稱せられる。

この廣汎なる計畫に關し米國政府は次の根本的考慮を拂ひつゝある。即ち諸計畫は理論的であるよりも寧ろ實際的なものでなければならぬ。しかも國民精神を考慮し諸計畫は公正に且つ出來得る限り平等に戦争の負擔を分配しなければならぬ。また諸計畫は慣れない經濟行程を人民に負はせるやうなことを考ふべきではなく、緊急な諸方策は主として輿論の支持によつて効果を擧げ得るものにして、徒らに專斷的な規制によるよりも正當と公平、加ふるに強力にして聰明なる指導によつてこそより効果あるものとして出來る。更に國家の産業的行動を調整する仕事の範圍と特殊且つ緊急の性質とは特別な機關を必要とする。この戰時産業統制組織は緊急の問題が生ずるまでは設置されないであらうから、一朝有事に設置しなければならなくなつた場合には、或はそれを完成するに荏苒時日を費し、全機關が何等の知識もなくまた或は活動すべきこれがプランも持たないといふ處れがあるであらうが、それには先づ選任された長官を中心に平時に於て特殊な事項を研究せる人名の登録簿より補佐官を選び、これに特殊な才能を有する武官を配屬して、直に適當な諸官廳より豫て計畫設定中に蒐集せる必要諸統計、諸研究及び諸案を提示することによつて即刻その職能を開始せしめることが出来る。しかしこれら戰時計畫の中樞をなすものは戰時産業局であるが、いまこれが全組織を表示すると次の如くである。

—ORGANIZATION—
CONTROL DIVISIONS
OF THE
UNITED STATES
IN WAR TIME

戰時産業局長 (Administrator of War Industries)



しからばこの計畫の展開に於ける當初の基礎資料とも云ふべき産業調査の任務は、如何なる工場が如何なる製品の生産に最もよく適するかを充分に調査し、各工場的能力も慎重に評量して調達の能率を定めるものである。また原料、労働、動力及び運搬に關する必要な計畫は戰時の軍需品補給を保證するために進められなければならない。更に軍需品調達の全機關を強力なものたらしめる諸計畫の遂行も亦その任務に包括される必要がある。かくて此等の準備は戰時産業統制機關の基礎をなすものである。しかしこれが所定の臨時機關は極めて簡単な組織を原則とし、これに補助機關として産業諮詢局を設け、前者は戰時産業調整官から成り後者は小數の優秀産業家を顧問に有し、各顧問は政府の義務を割當てられると共に各部門の戰務委員(註)の監督を委任される。

〔註〕 戦務委員 (War Service Committees) は各産業部門或は一産業部門の構成部より夫々實行委員として選任されたものにして、産業の確固たる統制を行ふ権能を該委員に與へ緊急時の指令された諸事項に關し代表して行動する。戦務委員は諸製造家配給関係者の外に交通、動力、労働、船舶関係者等よりも選任される。即ち戦務委員は政府の機關でなく各産業によつて選任されるものであり、その代表する産業部門から委任された権能を行ふものである。

第二節 戦時産業統制要項

次にこの戦時産業統制機關が必要と認める産業統制に關して、戦時に採擇し得べき特定諸方策を概説すると次の如くである。

一 優先制度 産業の生産品は原料、勞力、動力及び資本と共に戦争の速なる成功を確保するため優先制度によつて國家の最も重要とする使用に向けられる。しかし戦時に於ける國家の第一關心は軍事行動を迅速且つ成功裡に終了することである。この制度に關する事項として其一は種々の原材料及び労働を戦時機關を通じて統制すること、其二は優先的取扱を許容さるべき諸工場を優先順に配列せる表、其三は資源の使用を餘り重要でない需要から必要な生産に轉向すること、其四は一般人民に對し原料及び労働の公平な分配を確保すること、其五は優先の濫用を防止する一種の統制法等である。かくて戦時に於ては各個人が國家の利益に途を譲り、平時に要求せる個人の自由と安全との若干は抛棄せられなければならない。この必要の一般的認容の下に本制度は構成せられてゐる。即ちより、大なる必要はより、小なる必要

に先んじ緊急の必要は猶豫の出来る必要に先んずるものである。また國民生活に必要な物資はそれ程絶對的に必要でないものに先んずるものである。優先制度は統上のことを具體化するものであるから、これを巧妙且つ寛大に運用することにより全國民の最小負擔に於て最大の軍事行動に資し、しかも一般供給上各個人の合理的必要を確保する。

二 價格統制 戦時特に戦争初期に於て特殊事情が價格構成を混亂せしめ、或はその程度が激烈なるため價格構成を崩壊せしむるに至ることがある。この原因は第一に政府の異常なる需要を挙げられるが、この需要を充たすために平時に於ては利潤を取得し得られぬ如き高生産費を以て生産する者を多數生産に参加せしめる必要がある。第二に産業を擴張するため不熟練労働者を使用しなければならぬが、これは結局生産費を高くし更に労働者は戦闘部隊に召集されるので益々この傾向が強くなる。第三に保険料、利子、税金が昂まり取引の危険と貨幣の需要が増大する。第四に重要輸入品に制限が加へられるか或は制限が厳しくなる。第五に戦時は往々政府が無方針なる購買を行ふことがある。第六に政府がその増大した購買の資金を得るためまた租税負擔の増加に漸次順應するため通貨のインフレーションが行はれる異常状態に於ける諸問題の原因及び結果については經濟専門家の意見が異つて居り、またその執るべき有効なる對策についても種々異つてゐる。しかしながら混亂の重要な原因は心理的のものであり、これに對しては政府の緩和策が可能であることについては何人も認容する處である。従つて政府が斷乎たる合理的態度を把持してよく戦時の強壓に對して確信と平靜とを失はなければ、その態度は國民の心理に、活動にまた取引に反映するものである。要するに價格統制のための若干方策は如何なる大戦争に於ても不可避であり、これを可及的迅速に行ふ必要がある。

殊に重要原料に關する適度のこれが統制は最先きに行はれなければならぬ。爾餘の統制は必要に應じて行ひ遂にはあらゆる種類の商品に及ばねばならぬ。しかして公正なる價格を決定するためには信賴すべき代表者達を選任すべきである。即ち公平にして合理的なるものとして公布すべき價格は政府と各産業の代表者との間の協議によつて決定さるべきものである。これを容易にするためには戰務委員（前掲註）を利用することが考へられる。しかし軍當局に於て決定する特殊購買の價格は一定範圍に限らるべきものであり且つ短期間に於て適用すべきものである。また租稅法はインフレーションを出来るだけ必要としないやうに制定されなければならない。なほこの租稅は戰時の異常利潤を沒收するやうに定める必要がある。この意味に於て開戦早々財産を登記させることは公平な取扱を一層に効果あらしめる手段となり、また國民精神に好影響を及ぼすものである。更に生産及び消費者双方の利益を考慮に入れて、商品を出來るだけ直接に生産者から消費者に轉移させるやうに努め、賣惜しみ又は隠蔽、浪費及び思惑賣買等の弊を防止或は除去することが肝要である。かくて戰時の調達計劃は如上の事情を充分に考慮し、戰爭の負擔を適當且つ慎重に配分することが大切である。即ち産業動員計劃は政府自身が不必要に經濟状態乃至産業状態を覆すことの無いことを保證するものである以上、價格統制方策は漸進的に行はれしかもその必要性和合理性とが一般に認容せられる場合に行はれなければならぬ。その結果強制的な不滿な服従となることは避けられ、ために生産は迅速、有効且つ經濟的に進捗するであらう。

三 外國貿易 戰時の外國貿易は中立國を壓迫して敵國に打撃を加ふるために利用し得るのである。従つてこれは政府の政策によつて管理すべきものである。殊に原料品の輸出入は國營又は特許制に基いて行ふ必要がある。

四 國營企業 或る場合には國家が統制し若くは所有する會社を組織することが利益なこともあるが、かかる會社は私設會社に期待することの不合理なる各種の業務を遂行し又は業務上の危險を負擔するもので、如何に戰時施設とは言へ出來得る限り普通會社と同等の資格を與ふべきである。この種の會社を組織するとすれば先づ戰時金融會社、動力會社、造船會社、海上保險會社及び原料品貿易會社等の如きものである。

五 工場 現存諸工場は軍當局の定むる「割當 制度」によつて優先に基き軍隊の要求する物資の生産に割當てられる。また調達計劃に應ずるため軍需品補給に附隨し若くは一般國民の安寧に必要な工場を擴張、改變又は新設については規定を設け且つこれを管理し必要に際しては優先制度其の他の補助をなす。

六 原料品 これが供給按配は優先制度の實施、徵發上の協定及び公衆の支持に基く普通商業上の方法によつて所要の方面に向けられる。

七 徵發 これが濫用及び混亂を防止するために統制を充分に計ることが必要である。

八 動力 産業に動力を供給することは大半地方的問題である。これは優先制度、徵發及び必要によつては地方の需給を管理すべき國營會社の設置を以て必要を充たし得る筈である。これがため動力の全所要量の見積を基礎とする。これが調整案は平時より作成されなければならぬ。

九 輸送 輸送業者はその指導者の調整の下に作業に従事する。國家の事態が平時に於ける實施状態の變更を必要とするに至れば輸送委員は當該業者にその旨を命令して、輸送業務上の統制を行使し、荷送人を保護し、證書の發行を管

理しまた車輛の荷積に對する優先制度の適用可否を定める。

一〇 資本 資本の流動を國家の安寧に最大の關係を有する諸種の産業の支持に向つて誘導するため、優先制度或は其の他の定むる處に従つて政府發行の公債を取扱ふ會社を設立してこれが資金を確保する。

一一 勞力 數及び技能に於て充分なる勞力を産業に供給することを保證するためには政府による組織化の必要がある。これは勞働統制と稱せられるが、しかしそれは勞働者の自發的協調を根本とすることによつて達成される。惟ふに強制勞働の制度は往々にして非能率的な作業の直接原因となり、決して戰時に於ける勞力の有效なる利用ではない。なほこれに關聯して考慮すべき問題は軍需品の注文を均等に分配することによつて勞働者の過度の移動を最小限度に止め、軍需品製造に當る産業界が勞働者に對して行ふ悖德的な競争防止と、戰時産業の活動を有效ならしめるために必要なる雇傭者及び被傭者より選任される同數の代表者によつて諮問會を構成し、出來得る限り合理的に事業家と勞働者との協調和解を保たしめることである。

一二 需品 これが調達に關し必要な諸計劃は國家が制海權を失つてゐるものとして樹立するを要する。制海權を失ふ結果は當然若干の軍用原料の不足を告げるに至るであらう。その對策としては先づ軍所要品目の決定より始め、次の如き可能なる解決策の研究に及ぼすべきである。即ち其一は國內補給品の増大を圖ること、其二は國產代用品の擴張其三是輸入杜絶が豫想される期間中の使用に耐ゆるだけの豫備品を購入し且つ蓄積し置くことである。この外また機械器具其の他の供給豊富なるものも經濟的且つ能率的の使用については周到なる用意と對策を講すべきである。しかして軍

需品調達の問題は不斷の研究、修正、妥協を必要とする。假りに或る物品に對する仕様書が嚴重なために應じ得られな
いことが明かなる場合には、その仕様書を修正する必要があると共に、適當な代用品が工夫せられ製造せられなければ
ならぬ。即ち軍隊に對して適當に必要品を供給すべき一般的必要と、この必要より派生する附隨的諸問題とは豫め充分
なる審議が加へられなければならない。なほ軍需品の運搬錯綜、困難、原料浪費及び價格の動搖を防止乃至緩和するため、
軍需品生産に最も適當なる場所の選定に關する知識も亦極めて重要である。

第三節 戰時調達計劃

戰時に於ては凡ての事情が一變するため諸物資の需要は平時の均衡を失ふのみでなく、支拂能力よりも國家の自己保
存を基準として測定されるに至る。時が死命を制する問題となり、個人の利益は悉く國家の利益に從屬せしめられ、物資
は經費及び勞力に關係なく供給されなければならないのである。これがためには迅速なる行動を必要とするが、一時の判
斷に任せた決定は決してこの行動を指導する所以とはならない。能率は一に研究、知識及び慎重なる事前の準備によつて
のみ得られるのである。即ち這般の大戦に要せる物資の調達に際し、交戰諸國が經驗した混亂の大部分は、調達計劃の作
成に當り假令その細目に幾多の假定を有する計畫であるにせよ、各當局者が一層の苦心と綿密にして廣汎に亘る努力と
を以てしたならば恐らく除去し得たであらうことは殆ど疑を容れない處である。この補給計劃は豫定物資獲得の可能性
に立脚せるものであるから、常に政府は國家産業の資源及び能力と戰時需要との關係を精細に調査すべきものである。か

くて推定した情勢に應ずる軍需品の要求が確定すれば次に當然來るべき段階は、此等の物品を産業界より迅速に調達すべき特殊の手續を定むることである。これが所謂調達計畫と稱するものである。本計畫は基本調達計畫（優先を規制し一般的指示を與ふるもの）、特定調達計畫（完成品の調達準備）、原料品調達計畫（軍用原料及不足原料の各々に對して作成するもの）等三類別に基いて立案される。しかしして此等調達計畫の一般的原则とも云ふべきものは次の如くである。

- 1、軍需品調達に關する規定は詳細且つ正確を要する。しかしして重要生産は戰爭勃發直後に開始するを要し、これに必要な模型、設計書、仕様書、作業表、所要機械及び人員の摘要書、型具ダイス及び取付具等は平時から保存されておかなければならない。
- 2、陸軍及び海軍の調達は相互に協力してなさなければならぬ。
- 3、國家平時に於ける經濟生活狀態の混亂を出來得る限り少くしなければならぬ。
- 4、生産品調達のため政府の各代理者は競争入札によつて割當の制度を採り、各工場は遂行すべき仕事について豫め報告を受けることによつて、或る程度の用意をなし生産を遅滞せしめないこと。即ち戰時の不安全的な經濟産業狀態に適合し得るやうな契約形式を目論んで置く必要がある。
- 5、戰時の調達活動を遂行するためこれが職員を訓練して置かなければならぬ。ここに調達活動と謂ふのは軍需品の設計、契約締結、検査及び使會計等に關する手續を意味する。
- 6、仕様書を作成する際には豫て準備せる産業上の原料使用狀況とこれが資源並に戰時中に於ける原料の節減可能程

度に關する諸研究及諸計畫に基いて、出來得る限り重要原料の代用品を利用するやうに留意しなければならない。

右の諸事項が完全に行はれたならば戰時の軍需品調達に關して暴利を貪る機會は極減せられ、經濟的負擔の分配も亦容易になることは明である。總體的に言へば軍需品の供給は産業の全部門に關係する事業であり、しかも此等の供給品は極めて大量を必要とするからこれが調達、運搬及び引渡の作業は専門家の一團によつて行はなければならない。確固たる中央統制と分散的作業は戰爭に成功する重要な條件である。かくて米國は原料資源の豊富なる點に於て他の何れの國にも劣らない。加ふるに産業機構の強大さは世界生産財貨の殆ど半を産し、その生産には原料の世界消費總額の約半を使用する。かくの如く強力なる資源を擁する米國も將來戰に對應するためには、その産業力の利用について周到なる計畫を怠らない。

なほここで考究せる經濟管理の趣旨に關係を持つ前述の戰時産業問題以外の若干問題——貨幣統制、人力の統制及び戰時貿易等を概説する必要がある。貨幣は一般物資の統制と殆ど同然の理論に基いて統制され、金融界に於ける證券賣却は資本調達委員會の認可なくしては實際上禁止された。この認可はその目的が戰勝に寄與し、既述の政策と一致せる努力或は企圖のためなる時に於てのみ許與せられた。戰時金融會社は主要企業に對する政府の經濟援助を準備するため設置せられ、これによる主要効果は貨幣の有効なる供給の増加競争と、浪費せられる用途の禁止によりインフレーションを防ぐこと並に國家の財政組織に力と強靱性を附加することである。かく貨幣の用途を規制し政府の各目的のため貨幣が使用されることは贅言する必要はないであらう。しかししてこの金融管理は戰時産業方策の一部とも見られる

程、その政策と完全に合致し、緊密に關係し且つその政策を支持して行はれる必要がある。次に人力の統制であるが、如何なる將來の大戦争に於ても人的努力の統制がなされるべきことは疑問の餘地がない。戦時に於ける生産的努力は平時の生産的努力よりも遙に大でなければならぬ。また輸出及び輸入即ちあらゆる戦時貿易についての完全なる統制も亦ここに述べた計畫を成功せしむるに絶対必要なものである。這般の大戦中に米國は戦時貿易局と稱する獨立の管理機關を設立したが、前述せる他の類似機關と緊密なる連絡を保つてよくその効果と活動を確保した。他の主なる戦時管理は食料、燃料、船舶及び鐵道等であるが、此等の各機能に關しては更にこれ以上に重複しなくとも、前に縷述せる處を以てその全貌は自ら明瞭である。要はただ以上の戦時管理に關し強調すべき唯一の點として、個々の管理施設が完成せる全體的戦時組織の必要缺く可からざる一部であるといふことである。

第六章 ソ聯邦戦時諸方策

第一節 戦時穀物供給の失態

戦時に於ける正常なる對外關係の停止、國內取引の混亂、水陸運輸の困難、國民經濟活動の亂調子、生産物價格の動搖——これらの事情は大戦の經驗が教へてゐるやうに何れの國にあつても、國民に對する糧食供給事業に多かれ少かれ

影響を及ぼさぬでは置かない。更にまた動員軍隊の必要を充足するため開戦とともに行はれる食料品の大量的買付が國民に對する食料供給按配に及ぼす影響をも看過するを許されない。そこで平時に於ける穀物の需給状態が、特に重要な意義を帯びて来る。しかしこれが供給を自國のみによつて充足せる場合には國民の消費量を縮小しなければならぬとしてもその影響は極めて些少にてすむが、外國からの輸入依存下に於ては事態は甚だ危険で、國民の闘争精神に極めて有害なる影響を及ぼすばかりでなく、對外交通の混亂又は中絶等の場合には危局をさへ惹起する。これに反し平時輸出依存の場合には輸出管理によつてこれが危機を完全に排除することが出来る。

この意味に於て大戦時露國が輸出を停止したことは一見食糧品恐怖から同國を救ふ完全なる保證となるかのやうに思はれたが、實際は従來穀物を輸入してゐた諸國よりも却つて食料品恐慌の打撃を最も多く受けた。即ち鐵道は陸軍關係の貨物運送で飽和したため大工業中心地又は必要諸地方への穀物の供給は極度に困難となり、かくて食料供給の保障乃至生活状態の點で國內の若干地方との間に極端なる懸隔が生じた。この現象はやがて穀物價格の昂騰を招來し、更にこれが他の種類の食料品價格をも騰貴させ、またこの騰貴は他の諸要因と相俟つて工場製品の價格をも高めるに至つた。これがため大都市に於ては物價騰貴に加ふるに穀物供給の停滞さへ生ずるに至り、餓死を叫ぶ聲は巷に及びこれが革命の發端となり遂に露國は休戦の止むなきに至つた。かくて世界の第一位を占めた老大な輸出穀物量を以て國民の必要を充足するを待たずしく露國の經濟は崩壊したのである。この一見不可解な現象の原因は那邊に存するか、蓋し問題は運輸機關の貧弱及び穀物取引に關する戦時の合理的組織の缺如に基因する。即ち戦時の利用といふ見地からして同國穀

物取引の主要なる缺陷は、それが餘りに多數の鐵道驛及埠頭に分散し過ぎて大穀物貯藏倉庫が僅かしか存しなかつたこと並に小資本による經營の手中に委ねられてゐたため信用の發達程度が貧弱であつた點にある。それが戦時に豐沃地方から大工業中心地の住民へ、否な軍隊に對する穀物供給をさへ困難ならしめたのである。大戰中同國の軍隊に對する穀物の買入は「軍隊糧食供給本部」の手を経てなされ、該機關は穀物の徵發權及び生産者又は商人達が投機の目的を以て行ふ穀物の搬出を差押へる權能が賦與されたこれに多數の諸機關も參加してゐたが、その活動能力を缺いてゐたため依然として不満足な状態に置かれてゐたばかりでなく、農業生産を維持する何等の合理的な方策も採らなかつた。更に穀物以外の諸他食料品の供給についても事態は決してこれよりも良好ではなかつた。即ち畜産物の利用に關しても同國は戰爭準備に際してのみならず戦時中に於ても多くの過誤を犯した。かくて全露的供給計劃遂行の試みは挫折し、遂に豊富な食糧資源を擁しながら却つてこれが恐慌のため倒壊した。

第二節 軍需工業活動の諸考察

戰爭の遂行にとつて最も樞要な地位を占める兵器の製造には一般の工業に必要な條件を備へただけでは不充分である即ち露國工業の大部分が軍需品の生産に轉向した時、これが技術員の養成と労働者自身の高度精密に對する教育とに多大の努力と時間とを要した。從來の生産には少くとも新規の大量生産に急速に移る際に必要な融通性と順應性とを缺如せることが明白になつた。しかしてこの場合不健全な官僚的政策によつて指導された同國工業のあらゆる弱點が悪い影

響を及ぼした。即ち工場主の側には眞の企業的精神を缺き、従業者は極度に千遍一律で創意を缺如してゐたことは、同國工業が特に精密を必要とする兵器の生産に轉移することを妨げた。その後専門の軍事技術家の援助を得てこれが製造は初めて民間工場に於て順調に行はれるに至つたが、それも漸く開戦後八箇月を経過してからであつた。この遅延の原因は既述の如く戦前に於ける工場設備其の他の缺陷ばかりでなく、従業人員はその機械、型等と同様に疲勞困憊し最も大切な規律は亂れ、専門労働者の供給は著しく不足を生じ、官營工場の役人達の行動は官僚的な繁文縟禮によつて縛られてゐたため、この點では正常な商業的方法を有するどの民間工場よりも悪い條件の下に置かれてゐた等の事情にある。この外に官營工場の發展を妨げてゐた最大の困難は經費の支出が不十分なことであつた。これがために工場はその生産設備を維持又は生産力を増進する適當な手段を講ずることが出来なかつた。

かかる状態であつたため軍事工業の動員準備及び戦時状態への順應計劃は全く存しなかつたばかりでなく、國家の生産及消費の統制といふ方面に關してなされた手段は殆ど何らの効果を及ぼさず、甚だしきに至つては工業の戦時改造は甚しく遅れ寧ろ自然の成行に委ねられてゐた觀があつた。しかしこれは工業そのものに原因があつたのではなく全く政府に責があり、政府當局はその管轄下の工業部門について完全なる無智を暴露しこれを指導する能力を缺いてゐたことに基因する。尤も遅ればせに戦時改造は輿論の壓迫下に極めて精力的に遂行されたが、最早既に内攻し切つた危機——設備の不完全、労働者の不足、技術者養成の不充分、原料並に燃料供給の危機及び運輸の崩壊等極めて困難な事情を顧慮するときは到底これを解決し得べくもなかつた。要するにこれは戰爭の老大な規模、技術的性質及び繼續性が豫見さ

れなかつたこと、近代戦は平時に準備した資材によつて充分遂行し得るとの大なる謬見が行はれてゐたことが失態の原因である。ここに同國軍備の最大弱點が存し、戦前の不活潑と戦時中の無力の根因も亦この點にあつた。かかる實例から見ても豫じめ戦時工業動員計画を綿密に考究し作成して置くことの必要が分る。しかして有力な官營工場をこの動員計畫の骨格となしそれに民間工場の任意の筋肉組織を附加し、かくて有力なる生産中心を作りこれを戦争精神の下に國家が管理するの手段を以てすれば一層良好な結果が得られる。この基礎が備はれば其の他の條件は作業に適合する工具適當なる設備及び嚴格な作業規律を整へることによつて、萬事は急速に運行され、戦時に於ける軍需品生産の技術的乃至量的達成は順調に遂行される。

この見地から現在のソ聯邦に於ける五箇年計畫を觀察すると、それは全く前述の主眼を達成するに必要な一切の技術的經濟的の前提條件が考慮されて居り、該計畫は多分に戦時的内容を具有してゐることが理解される。即ち五箇年計畫の産業上に於ける骨子は重工業に存し、その主眼とする處は戦争遂行力重視の見地に立つて行はれて居り、且つ各種生産工場の擴張と共に平時工業から戦時工業への轉移に應ずる人員の配當、諸施設の準備、動力轉移の關係等も規定せられ、工場の配置は戦時の願慮が充分に拂はれて、戦時に於ける作業の妨碍を無からしめんことを期して居るのみならず、原料地と生産地の配置並に交通輸送の關係等には特に注意せられて居る。しかも元來同國の産業が國家企業であり且つ利潤を目的とするものでないため、此等の施設は容易に徹底して行はれわが國に於ける「軍需工業動員法」の如きものは全然これを必要とせず、平時産業の運営そのものが軍事的內容と意義とを以て實施せられて居る。また農業に於ては

コルホーズ(集團農)、ソフホーズ(公營農)化により農産品に對する國家統制は著くその威力を増加し、人員及び馬匹の所在と現況を明ならしめてこれが召集と徵發を容易にせるのみならず、勞働力又は穀物類の分配調節貯藏を容易ならしめてゐる。しかしてこれが經濟施策のために設けられた計劃諸機關は國民經濟の全行程——生産、分配及び消費の各領域に互り人為的計畫作用を加へ容易に國家的統制を行ふことが出来る。

第三節 戦時金融政策の破綻

大戦時の巨額なる戦費の調達に主として同國中央銀行よりする融通及び内外に於ける募債政策等によれるものにして、この外開戦以後實施せられた種々の増税は要するに臨時歳出の膨脹を補ふに過ぎなかつた。即ち政府は中央銀行をしてこの巨額の戦時資金必要のため、開戦早々法律を以て大藏省證券割引をなすべき旨を規定し、一方これに應ぜしむるため紙幣發行權を擴張し同時に兌換停止を命じた。爾來政府は公債政策によつて戦費の調達を圖り中央銀行は開戦以來國內に於ける募債の大半を負擔してこれが應募は紙幣發行權の擴張によつて遂行した。かくて政府の得たる紙幣は諸拂のため市場に撒布せられこれが濫發を見るに至つた。事實國內銀行は紙幣の形式に於て保有せられた多額の貯金を以て公債の應募をなしたるものにして、略言すれば一片の紙片を以て他の紙片と交換せられたるに外ならなかつた。かくの如く同國に於ては政府の財政が少からず窮乏を告げてゐたにもかかはらず一般財界は却つて好況を持續した。蓋しこれは開戦以來巨額の軍費を國內に散布せしため、資金が潤澤となりその結果は預金の激増となり延いて長期短期

の内國債に對する絶大な應募力を示すに至つたもので、これは著しく當時内外の視聽を驚かしたるも、資金需要の方面に於ては戦亂の影響を蒙り甚だ不振にして、また國防に關する新事業界の個人企業には國庫より自由に前渡又は貸出を行つたため、この方面は固より一般に金融界は遊金の消化意の如くならなかつたやうである。この遊金の過剰とこれに對する短期商工業資金の需要減少との二つの事實は國債募集に有利であつた。

なほ開戦以來銳意正貨準備の増加を計つて金融状態の改善に便せんとし、且つ國際爲替上露貨の相場を維持せんとせるは他の列國と異なる處はなかつた。しかし開戦以來同國外債の増大に伴ふ利子支拂の巨額に上れること、同國が英佛等の如く外國投資を有せず、また外國貿易上の利益等何等見るべきものがなかつたことは、爲替相場をして著しく不利に陥らしめた。元來戦の初に於て爲替相場の下落著しきは國際取引に於ける信用を妨げ一國工業及び銀行をして、從來外國に對して有せる債務を決済せざるを得ざらしめる。即ち大戰時外國爲替の調節は實に露國の一大急務に屬し、これが救済策として或は國債を起し或は正貨の現送を行ひ或は奢侈品の輸入禁止を斷行し、また政府は普通銀行が勝手に對外爲替相場を建てて手形賣買をなすを禁ずると共に、中央銀行をして専らその衝に當らしめる一方大藏省内に新に課を設け、また規則を定める等その調節に腐心焦慮する處があつたが、かかる手段は多少投機と相場の激動とを防止する點に於て得る處があつた位で、下落の大勢は容易に阻止すべくもなく寧ろ寸効なしと云ふのが妥當な位であつた。

第四節 ソ聯邦産業計劃の軍事的意義

ソヴィエツト聯邦に於ては勿論その工業化計劃中に軍需工業を無視してゐない(註1)。同國の職工はあらゆる種類の近代兵器に必要な技術を體得しつゝある。資本主義の諸國家に於いては動員される諸企業の商業的關係を、動員に際して再建するといふことが一つの重大問題であるが、同國に於ける軍事生産の動員は原則的にこれと異つた政治的並に經濟的諸條件の下にある。従つてソヴィエツト聯邦は他の資本主義國家に較べて、軍事生産に關する動員展開の期間を最小限に短縮するための條件をより多く具有してゐる。

惟ふに國の工業に關する動員準備の必要は、一定の計畫に従つて最短期間に、工業動員を遂行する目的から来る。何となれば戦時に於ける工業の展開が速かなればなるほど、その蓄積に莫大なる資金を要するところの動員資材を軍隊内に保有する必要がより少くして済み、工業を軍用資材の生産に適應せしめることが計劃的であればあるほど、組織上の齟齬が少くして済み、従つてこれがために動員の遂行に要する資金の額も少くして済むからである。しかしして動員展開の期間を最小限にまで壓縮すること——それは歴史の必然性をもつ闘争手段の一つであるのみならず、將來戦に於ては列強がどうしても用ひなければならぬ武器である。

このことは會てレーニンが提唱し、第二インター大會に於て採擇したるテーゼ——戦争の場合はその急速なる終止に努力すべく、且つ戦争による經濟的的政治的危機を國民大衆の政治的自覺並に資本家階級支配の破壊を促進する方向に指導すること——に基づくものである。しかししてこの戦争指導は國家經濟の計劃化を絶對に支持する。即ち一九三七年三月二九日同國中央執行委員會及び人民委員會は一九三七年ソ聯邦國民經濟計劃に關する提議を決定したが、これは第二

次五箇年計劃實施の最終年度たる本年度に於て同國民經濟の各部門に遂行せらるべき課題に對する計劃の全貌を示してゐる。いまこれが計畫中の工業及び農業關係の概要を示すと次の如くである。

工業計畫 一九三七年の全工業生産總價額は一、〇三〇億留(註2)で、これは前年に比し二〇「パーセント」の増加に當るが、各人民委員部所管の生産高を内譯すると左の如くである。

- 重工業(國防工業を含む) 四〇、〇九五 百萬留
- 輕工業 一〇、三二六 百萬留
- 食料品工業 一一、四三〇 百萬留
- 林業 三、八三六 百萬留
- 其他地方工業 一〇、八六六 百萬留

これを各種工業について見ると發電力量四〇五億キロワット時、石炭一五〇、一五〇千噸、石油三二、一六〇千噸、銑鐵一六、〇一二千噸、銅二〇、一五〇千噸、厭延鋼一五、六二三千噸、銅一四五千噸、大工業の機械製作及金屬加工三〇三億留、金屬切斷機四一、〇一六臺、機關車一、九〇〇臺、貨車及タンク車九二、五〇〇臺、客車一、五〇〇臺、トラクタ一、二五九萬馬力、コンバイン五、五〇〇臺、自動車二二萬臺、紙九五五、三五〇噸、化學製品五九億留、挽材三、八八〇萬立方米、綿織物四、〇八四、一〇〇籽、毛織物一〇八、〇九〇籽、絹織物五八、二七〇籽砂糖二六〇萬噸で如上の全工業に對する本年度投資額は一三、九二八百萬留にして、この内八、六六七百萬留は重工業及び國防工業關係が占めてゐる。

めてゐる。

農業計畫 本年の播種總面積は一三八、九一〇千ヘクタールで、その内コルホーズ一二三、〇二四千ヘクタール、ソフホーズ一三、五二〇千ヘクタールとされてゐるが、これを農作物別に播種面積に内譯すると次の如くである。

- 穀物 一〇三、九六〇千ヘクタール
- 棉花 二、〇九〇千ヘクタール
- 亞麻 二、四二九千ヘクタール
- 甜菜 一、一九一十ヘクタール
- 向日葵 三、一〇九千ヘクタール

なほ主要農作物の收穫豫定額は次の如くである。

- 穀物 六、六一三 百萬ブード
- 棉花纖維 四、六一〇 萬ブード
- 亞麻纖維 八三〇 萬セントネル
- 甜菜 二四五 萬セントネル
- 向日葵 二、七一〇 セントネル

(註1) ソウイェット聯邦は平和政策を持續し、外敵の侵入を防止するため軍需工業の發展強化を圖る要ありとして、一九三六年

二月八日中央執行委員會の決定を以て國防工業人民委員部を獨立せしめた。
 [註2] 價額算定は一九二六——二七年の物價による。

第七章 其他列國の戰時施設

第一節 埃匈國の戰時經濟政策

埃匈國は國運を賭する這般の大戰爭に適當なる準備を整へずして敢て戰を起したるものと言ふべく、この點はかの盟邦獨逸が軍事上は固より財政經濟上に於ても精細なる對戰準備を有し、周到なる用意を以て戰を迎えたと全く相異なるる觀がある。即ち同國戰時施設中の主要なる部分は法律として公布せられたるものではなく、緊急勅令若しくは内閣其他各省よりの命令の形式を採りて公布せられたのであるが、蓋しこれは同國總動員計劃の不備を一面より説明するものと言へる。従つてその緊急處置の主なるものは獨逸に模倣し或はその指揮を仰ぎつつ種々の施設を試みたる關係上、大體に於て前述獨逸の措置に共通せるを以て以下その最たるものを述ぶるに止める。

第一款 軍需品原料の徵發

戰爭に對する準備の最も完全に近かりし獨逸に於てすら、外國との貿易が杜絶した後は幾何ならずして軍需品製造に必要な原料の缺乏に苦んだ程であるから、埃匈國に於て同様の苦痛を極度に感じたるは蓋し明かなる事實である。即ちこれがため同國政府は開戰第二年に入りて早くも種々なる原料品の徵發を行つたが、その主なるものは金屬にして護謨及び羊毛がこれに次いでゐる。

(イ) 金屬の徵發 埃匈政府は商務省令(一九一五・二・七)を以て先づ金屬現在高の届出を命じて、アルミニウム、アンチモニ、クロム、及クロム第一鐵、モリブデン、輝水鉛鐵、ニッケル、ニッケル第一鐵、バナヂウム、バナヂウム第一鐵、オルフラム、オルフラム第一鐵、鉛、銅、眞鍮、青銅、錫及び其の合金並に此等の金屬の加工せざるものにつき、その鑛産原狀のままなると半製品の状態にあるとを問はず、また錠塊板竿條其他如何なる形狀を成せるを論ぜず、殊にはその粉末破片屑灰等にして、自家の作業中に生じたものでなく使用の目的にて他より購入したるものまで悉く届出づべきことを命じ、更に鋳力及び其の破片にも同様届出を命じた。但し所有高の極少量なるものは届出より除外し夫々前記金屬の一定限を超過せるものにつき届出の義務を負はしめた。

鑛石原料破片削屑粉灰の状態にあるものは殆ど制限を認めず全部を届出でしむることとした。所有主は此等の金屬を自己の手に有すると或は他所に預け入れ置くを問はず、毎月一定日までに地方官憲に前月末日の現在高を報告することを命ぜられた。末日に運送中のものについては荷受人は着荷後直にその届出を行ひ、届出の形式及び場所は届出人の便宜により夫々適當に定めた。國家所有のもの、鐵道、郵便電信局所有のものに對しては別規を制定した。しかして

政府は商務省の産業検査官又は其の他の機關をして該届出を監督せしめ、若しこの命令に違反し届出を怠り在荷を隠匿し或は不正の届出を爲したる者は罰金若しくは禁錮に處し、場合によりては更に重刑を科すべき旨を定めてその實效を擧ぐるを期した。

かく國內在荷の數量を調査する方法を採る一方に於て國防事務省は命令を發し、戰時徵發法に基きまた勅令によつて前記届出金屬の全部を差押へた。次に専門的の検査官を派して一々該差押金屬の軍用に適するや否やを吟味し、その適當と認めたるものに對しては有償にしてこれを徵收した。所有主は検査官の検査に基き差押在荷を實際徵收せられるまでこれが保管を爲さなければならぬことは勿論であるが、それが加工又は賣却の目的にて倉庫に托し置いた場合には届出日より現實に取上げたる日までの間に對し徵收價額に應じて夫々手當を附與され、検査の結果軍用に不適當なる場合にも政府は手當を與へ、または差押へられたるままにて爾後三箇月以内に買上げられない場合には、所有者は該金屬を隨意に處分することを得た。この場合にも前同様の規定にて賠償金を受け得ることとした。また差押へたる金屬について所有主より請願があつた場合には、事情を酌量してその一部又は全部の徵發を行はないこともあつた。但し差押中に該金屬を加工し或は處分する等の行爲をなしたる者に對しては處罰した。

しかしながら差押中に於ても或程度の加工又は讓渡を許さない時は、所有主にとり甚しき不利不便を來すべきを以て一定の制限を設けてこれを許可することにした。かくて徵發の準備全く整ひたる後政府は徵發に關する事務を統一し且つ進捗を計るため、國防事務省、陸軍省、商務省及び勞働事務省より各一名の代表者を出して委員となし、「帝國戰時中

中央徵發委員會」を設け、同委員會は差押貨物の實際上の徵收を行はしむるため、數箇所に「帝國戰時金屬徵發所」を設置し夫々管理區域を定めた。此等の徵發所は地方廳及び陸軍當局其の他の官憲によつて組織せられ、光づ差押へたる貨物が軍用の目的に添ふや否やを検査し、併せて材料の評價を爲し規定に従つて實際上の徵發を行つた。この設置成るや差押金屬の所有主及び倉庫主をしてその種類數量(額)を明記したる所定の送狀を添へ、管轄徵發所に送荷せしめ、検査を行つたが、この場合に於ける荷造及び運送料は陸軍當局よりこれを支辨した。しかるにその後此種金屬の需要は益益急迫を告げるに到つたので、遂にこれら金屬より製したる工作物品をも徵發することに決し、略ぼ前記の原料材料に對して行ひたると同様の手段を講じた。かくして金屬の徵發は原料材料品に始まりて半成品商品にまでも及んだのであるが、なほその缺乏は次第に差迫りたるを以て更に營業用として備付けの器具機械にして、現在使用し居らざるものを總て官廳に届出づべきことを命じ、國防事務省は該届出品の全部を差押へた。以上は塊太利に於ける金屬徵發の狀況であるが、匈牙利に於ても略ぼこれと同様の試みをした。

(ロ) ゴムの徵發 金屬に次いで徵發を行つたものは「ゴム」である。これには次の如く區別してその加工中なると或は自家に於て直接所持するものと他に預置けるものとを問はず 毎月一定日の現在高を期日内に届出でしめた。指定日に於て運送中のものは荷受人より到着後直ちに届出でを爲さしめた。

a. ゴム(原料若しくは精製せるものも共に)。

b. ゴム輪(自動車、自轉車等に使用せる大小の如何を問はずまた新舊共及び修繕せるものも含む)。

c. ゴム製品にして使用に堪えざるもの。

しかして政府は禁錮を以てこれが違反者を威嚇して、その實効を擧ぐるを期し漸次徴發を開始した。

(ハ) 窒素含有物の徴發 これについては先づ原料及び精製瓦斯(アンモニヤ)、硫酸アンモニヤ、石灰窒素及これらの材料より製出せる品の在高を官廳に届出でしめ、同時にこれが差押をなし前述金屬の例に準じてその徴發を行つた
(ニ) 羊毛及び皮革の徴發 此等の貨物については先づ夫々の各種につき最高價格を定め、次いで各未加工品をも含む現在高を毎月官廳に届出でしめ、漸次差押及び徴發を行つて極力これが補給の手段を講じた。

第二款 戦時食糧政策

奥匈國に於ける經濟上の施設中、穀物其の他の食料品に對する施設はその最も顯著なるものである。即ち同國に於ける主要穀物の戦時不足額は殆ど平時に二倍するの有様なる上に、戦雲の急なるに及びては交戦各國に於けると同様にその價格を釣上げ、故意に商品を隠匿し、又は悪意を以て食料品の缺乏を吹聴する者すら生じ、食料品恐慌の起るべき處が多分にあつたので、政府はこれが供給を確實ならしめるため種々の手段を講ずる必要があつた。奥國政府は戦時中に於ける食料品其の他生活必需品の供給に關する規定を出し、地方官憲をして食料品市場の監督及び必需品價格騰貴の防止に當らしめた(註)。これに基き地方官廳は若し必要と認むる場合にはこの貨物の生産者、商人、倉庫業者及び其の他關係取引業者に命じて一定期間内に所有品の種類及び數量を報告せしめ、これに違反する者は罰金又は禁錮に處するこ

ととした。しかしてこれら貨物を他より適當なる價格にて購入するを得ざる事情に立至りたる場合は、地方官廳は曩に報告せしめたる現在高よりこれを徴發した。この際に所有者へ拂渡す賠償金高は事情に通ずる者をして普通價格に従つてそれを定めしめた。引渡を命ぜられた生産者商人等にして不當なる賠償金を請求したる時は、貯藏高を隠匿又は引渡を拒みたる時と同様に處罰した。なほ穀物節約及び其の最高價格の決定に對しても前述獨逸の實施に倣つて種々試みる處があつた。しかしながら節約策の齎す効能は決して大なるものではなく、遂に開戦第二年の二月末に於て穀物及び粉類の差押を斷行し、これを徴收してその後これが專賣を企つるに至つた。

[註] 生活必需品ノ供給ヲ確實ナラシムル手段ニ關スル件(一九一四・八・一・勅令)

(イ) 穀物及び粉類の差押 奥國政府は開戦第二年に至り勅令を以て小麦、大麥、ライ麥、燕麥、玉蜀黍及びその粉類の現在高全部を差押へた、但し政府買上分及び軍隊に買入れたるものに及ばなかつたことは勿論である。差押へた穀物及び粉類に對しては官廳の同意なくしてこれを加工、賣却若しくは飼料に充當することを禁じて、勅令に定めたる方法以外に於てこれを消費することを能はざらしめた。差押荷物の所有者はその貯藏高の保存に注意するの義務を負ひ、家事用のもの及び賃銀として雇人に交附する穀物及び粉類については官憲の同意なくとも消費し得るが、一人につき一箇月の定められた限度を越ゆるを得ず、また農業者に對しては種子用のもの、馬匹所有者に對してはその飼料分につき或る制限を付して所有穀物の消費を認めた。

(ロ) 戦時穀物供給所の設立 差押へたる穀物及び粉類の徴收及びその分配のために勅令を以て戦時穀物供給所を設

けた本機關は法人格を有し商人としての原則に基きその業務を営むものとした。供給所に於ては差押穀物及び粉類を徵收し且つ自由市場にてもその購入を行ひ、これを適當に分配して穀物及び粉類の消費を按配した。これがため適當な倉庫に入れてその保管を爲し或は貯藏穀物より製粉することを得、また官廳の命令により消費地への運送に當つた。かく政府は戰時穀物供給所を設立して穀物及び粉類の供給を一手に纏め、その現在高に鑑みて國民の消費を適當に按配して次の收穫期迄喰延ばさんと企てた。即ち埃國政府は閣令「穀物及び粉製品ノ消費規則」(一九一五・三・二六)を出して夫々の消費限度を定めた。しかしてこの消費額限定主義を貫徹するの目的を以て、その後遂に「パン引換切符制度」の實現を見た。

第三款 其他經濟上の施設

埃國政府は軍需品の製造に差支なからしめんため必要に應じ各工場を差押へて、政府の命ずる軍需品の製造に従事せしむることとした。また各工場にてはその製品を政府に納むるに當り、開戦前一箇年間の平均價格以上の代價を要求することを得ずと定められたが、特に生産費増加の場合には政府は専門家をしてその價格を定めしむるものとした。しかしながら戰時恩典を授くる必要ある或種の株式會社に對しては、税法上の取扱を改めて戰時損失を輕からしむるに努めた。次に戰時失職労働者の救済及び從軍者家族扶助の問題であるが、政府に於てはこれに對して別に國家的方策を講ぜず専ら地方團體及び慈善團體の活動に俟つた。例へば維納市の如きはこれがため市外廓の保壘塹壕築造工事を起し多

數の失職労働者を使用した。なほ對外通商上の施設としては初め輸出及び通過の禁止を特定貨物に限定してゐたが、その後これが禁止の品目は次第にその數を増し遂に一般の輸出禁止を宣した。その他勅令「對外貿易上ノ非常處置ヲ執ルヘキ權能ヲ政府ニ附與スルノ件」(一九一四・九・二四)に基き穀類全般に對しては輸入關稅を免除し、また或種商品に對しその輸入及び通過を制限した。左に埃國の戰時財政經濟策に關する法令を摘録しよう。

(イ) 一般及び食糧に關するもの――

戰時中生活必需品ノ供給ヲ確實ナラシムルノ件(勅令 一九一四・八・一)

戰時禁制品目錄(公布 一九一四・八・七)

戰時中經濟上ノ緊急措置ヲ執ルヘキ權能ヲ政府ニ附與スルノ件(勅令 一九一四・一〇・一〇)

收穫及耕作労働者ノ供給ヲ確實ナラシムルノ件(勅令 一九一四・八・四)

穀物及粉類ノ最高價格ニ關スル件(省令 一九一四・一一・二八)

穀物及粉類ノ販賣規則(勅令 一九一四・二・二二)

穀物徵發ニ關スル件(閣令 一九一五・一・一五)

戰時穀物供給所ノ設置ニ關スル件(閣令 一九一五・二・二七)

穀物及粉類ノ賣買ニ關スル罰則(省令 一九一五・三・一)

パン製造及販賣規則ノ改正(省令 一九一五・三・二〇)

穀物及粉製品ノ消費規則(閣令 一九一五・三・二六)
 肉類ノ供給ヲ確實ニスルノ件(省令 一九一五・四・八)
 牛豚ノ屠殺制限ニ關スル件(省令 一九一五・四・八)
 肉類ノ販賣及消費制限ニ關スル件(州令 一九一五・五・一二)
 砂糖ノ最高價格ニ關スル件(閣令 一九一五・七・二一)
 製粉規則(省令 一九一四・一一・二八)
 窒素含有肥料ノ供給ニ關スル件(閣令 一九一五・一・一八)

(ロ) 軍需原料品徴發に關するもの――

窒素含有物在高ノ届出義務ニ關スル件(省令 一九一五・三・三)
 窒素含有物ノ差押ニ關スル件(省令 一九一五・三・三)
 窒素含有物ノ賠償率(省令 一九一五・五・二七)
 窒素含有物ノ徴收ニ關スル件(省令 一九一五・五・二七)
 金屬在高ノ届出義務ニ關スル件(省令 一九一五・二・七)
 金屬在高ノ軍用徴收ニ關スル件(省令 一九一五・二・七)
 金屬ノ加工及讓渡ニ關スル件(布告 一九一五・二・七)

金屬徴發委員會設置ノ件(省令 一九一五・三・一九)
 金屬在高ノ徴發ニ關スル件(省令 一九一五・三・一九)
 金屬賠償率(布告 一九一五・三・一九)
 亞鉛ノ貯藏高届出義務ニ關スル件(省令 一九一五・三・二九)
 一定金屬及合金ノ貯藏高差押ニ關スル件(省令 一九一五・三・二九)
 軍用トシテ差押ヘタル金屬ノ加工及讓渡認可ニ關スル件(布告 一九一五・三・二九)
 一定金屬ヨリ製セル半成品及出來合商品在高ノ届出義務ニ關スル件(省令 一九一五・三・二九)
 金屬在高ノ徴收ニ關スル件(布告 一九一五・三・三〇)
 一定金屬ヨリ製セル企業設備ノ届出義務ニ關スル件(省令 一九一五・四・一九)
 差押金屬ノ徴收ニ關スル件(省令 一九一五・四・二〇)
 金屬及合金ノ賠償率(省令 一九一五・五・二七)
 他金屬及合金ノ差押並徴收ニ關スル件(省令 一九一五・五・二七)
 皮革及皮革工場必要品在高ノ届出義務ニ關スル件(省令 一九一五・三・四)
 牛皮及馬革ノ販賣價格ニ關スル件(省令 一九一五・七・一二)
 生ゴム及自動車輪ゴム在高ノ差押ニ關スル件(省令 一九一五・三・一八)

羊毛最高價格ノ確定ニ關スル件(省令 一九一五・五・五)

羊毛在高ノ届出ニ關スル件(省令 一九一五・五・一四)

羊毛貯藏高ノ使用及販賣制限ニ關スル件(閣令 一九一五・六・三)

爆發物製造用液體瓦斯徵收ニ關スル件(省令 一九一五・五・二〇)

(ハ) 對外通商上の施設に關するもの――

輸出及通過禁止令 省令 一九一四・九・四

對外貿易上ノ非常處分ニ關スル件(勅令 一九一四・九・二四)

最惠國貨物ニ對スル協定稅率適用ノ件(省令 一九一四・一〇・六)

穀物粉類製品ノ關稅撤去ニ關スル件(省令 一九一四・一〇・九)

輸出及通過禁止令ノ變更ニ關スル件(閣令 一九一五・一・四)

臨時關稅免除ニ關スル件(省令 一九一五・三・一六)

(ニ) 商業上の施設に關するもの――

支拂猶豫令(勅令 一九一四・七・三、以降六回ニ亙ル)

戰爭中ノ貸借對照表作成ニ關スル件(閣令 一九一四・一二・二五)

營業監督規則施行ニ關スル件(省令 一九一四・一二・二九)

株式會社ノ戰時損失ニ對スル稅法上ノ取扱ニ關スル件(勅令 一九一五・三・一一)

(ホ) 戰費調達及び金融上の施設に關するもの――

臨時事件費支辨ニ關スル件(勅令 一九一四・八・四)

銀行條例停止ノ件(勅令 一九一四・八・四)

貯蓄金庫ノ個人信用貸付開始ニ關スル件(布告 一九一四・九・一一)

貸付金庫規則(勅令 一九一四・九・一九)

手形及小切手法上ノ諸期間延長ニ關スル件(省令 一九一四・一〇・三〇)

戰時貸付金庫ニ關スル件(省令 一九一五・四・一七)

塙國軍事公債應募ノ目的ニテ行フ不動産登記其他ニ關スル手数料免除ノ件(勅令 一九一五・五・二〇)

金貨拂約款ノ停止ニ關スル件(閣令 一九一四・一二・二九)

(ハ) 對敵國經濟報復策――

戰時中法律上及經濟上ノ範圍内ニ於ケル對外報復策ニ關スル件(勅令 一九一四・一〇・一六)

敵國人ノ内國ニテ有スル請求權預金及債權ニ對スル特別處分(閣令 一九一四・一〇・三二)

外國企業ノ監督ニ關スル件(閣令 一九一四・一〇・三二)

敵國ニ對スル支拂禁止令(閣令 一九一四・一〇・三二)

第二節 佛國戰時施設

第一款 工業動員の成績

佛國の工業界は開戦に先立ち或る程度の組織が保たれてゐた。總べての冶金工場、軍需工場は「採冶業者聯合會」(Union des industries metallurgiques et minières)を主盟とする一大トラストに結合されてゐた。この聯合會は幾多のシンヂケートを指導してゐたが、その中で約二一の軍需工場を結合した軍需工業家のシンヂケート及び造船會社のシンヂケートは特殊の意義を持つてゐた。また全國資源を軍事上最も有益に利用するため「兵器及び軍需品省」「穀物執行委員會」「運輸及び供給局」「貯藏委員會」「市場委員會」等が設けられ、これらの施設は國家の戰爭遂行と工業動員の施行を圓滑ならしめその成績は見るべきものがあつた。即ち戰爭の勃發當初に於て佛國は發電所、化學工場、冶金工場、大砲及び小銃工場、藥莢工場、火藥工場其他重工業界より多數の技師及び熟練工を動員したため軍需品の供給は勞働力の不足から一時減少したが、その後政府が工業の動員を宣言して以來忽ち多量の軍需品を送り出した。總べての小手工業及び中工業は地域別に配分されて大工場に附屬することとなり、大工場はその所屬小工場の技術上並に經營上の指導に任じた。かくて佛國の軍隊は軍需品の不足に悩むことなく、寧ろ聯合國の若干國に向つて工場設備を一層生産的に利用するため、能力又は勞働者及び技師を派遣することを申出た程であつた。なほ産業に對する政府參加

の狀況を見るに佛國政府は財政、並に社會上の理由によつて燐寸、煙草等の製造販賣を獨占せるのみならず、砂糖、酒類及び石油等に關して政府の獨占を可なりとするの議論が戰爭末期に生ずるに至つた。

第二款 戰時金融政策

(イ) 開戦時の財界と金融市場救済 佛國は開戦前數年間交戰諸國に對して巨額の資金を融通してゐたため、同國金融市場は第二流國以下の有價證券が充満し、その國外に吸收せられた資金は實に巨額に達し、殊にその財政は不均衡次第に増大し従つて大戰時には從來固持してゐた非募債非増税の主義を抛つて資金の補給を募債に俟たなければならなかつた。公私財界がかくの如くであるから同國金融界は開戦に先立ち既に非常の混亂を極め、取引所は閉鎖し株式仲買人組合は所定清算の延期を決議して各その店舗を鎖し、開戦早々發布せられた支拂猶豫令は諸銀行其他の貸付及び預金並に當座勘定の支拂にまでこれが適用を見るに至り、國債は暴落し佛國公債たると外國證券たると又はその他の株券たるとを問はず總ての有價證券は忽にして融通力を減殺せられ、國民相争ふて硬貨を隠藏し市場は全く恐慌の狀態に陥つた。かくて通貨の兌換は次第に激増して形勢益々險惡の度を加へ佛蘭西銀行は遂に兌換を拒絶するに至り、硬貨は全然市場よりその影を洩し全く金融は一時殆んど杜絶の有様となつた。

しかしてこれが救済のために佛蘭西銀行が採つた手段は、先づ第一に恐慌時代の市場救済のため取敢へず紙幣を發行して通貨の缺乏を補ひ、第二に預金取付のために苦める各市中銀行のためには手形の再割引に應じ、第三には支拂猶豫

手形の割引を遂行して大いに金融の調節を圖り以つて財界を救済し、第四には各人に或る一定額を限り證券擔保貸付の需要に應じた。

(ロ) 戦費支辨 大戦中國庫は専ら借入金によつて該資金の調達を圖り開戦第四年には當初の三四億法に比し二倍半以上の八八億法に増額した。かく佛國の戦費財源は主として固定公債の實收額より成り、流動公債は内國國防證券及び外國に於て發行せる國防證券である。更に政府は佛蘭西銀行貸上金の額を擴張して戦前の内約による額を三倍強に増加した。しかして豫算による通常収入は開戦以來漸次増加したが、なほ議會は戦時に新しく賦課すべき若干税目を議決した。これによると新税並に舊税増徴の主要なるものは所得税にしてこれに次ぐものは飲料税、砂糖税の増徴である。なほ專賣煙草の賣價引上、郵便電信電話料金の増加等も十數種に及んだ。

(ハ) 正貨準備及爲替調節 佛國に於ける正貨準備は戦前より中央銀行が力を盡し開戦後は、政府の協力を仰いで民間に存する金貨の吸収に努めたためその準備額は著しく増加した。しかして開戦後數箇月間は國際支拂勘定が佛國に有利であつたため同國爲替相場は順調に經過し正貨の増加も亦見るべきものがあつた。しかるにその後の國際支拂勘定は佛國のために不利となり對外爲替は逆調となり、これが調節を計らざるを得ざるに至つたので正貨の海外輸送を數回行つた。これは同國が従來債權國たる墮性に基きて爲替相場の順調を支持し得たるに過ぎないからであつて、開戦の結果は一方に於て國內産業の疲弊、輸出の閉塞、觀光客の杜絶、外國證券利拂の中止等の打撃あるのみならず、他方に於て軍需品購入のため輸入が増加し戦前の輸入額は輸出額に比し二〇%に過ぎなかつたものが、開戦後は一八〇乃至一九〇%に激増した。

に激増した。

かくて開戦七箇月後に至り爲替相場(對西班牙)は逆調となり次いで紐育、倫敦向け爲替相場は平價を超えて昂騰するに至つたので政府はその匡正策として諸種の方法を講じた。即ち中央銀行と協力して正貨の海外輸出を圖つたことは既述の如くであるが、これに次いで外國債を起しまた外國銀行團に資金の融通を請ひ、奢侈品の輸入を嚴禁する外更に重要視された方策は外國證券の動員にして、この動員の目的物たる證券は國民所有の外國の有價證券にして動員の方法は個人所有該證券を單に政府に寄託せしめ、その期間を一箇年乃至三箇年として寄託者には引換證券を與へてこれを賣買取引し得るものとし、政府はかく國民が寄託した證券を外國銀行に提供しこれを擔保として融通を受けるのであるから、資金返済不可能の場合でなければ證券賣買の問題は生ずることもなくまた證券は寄託期限に至れば、必ず寄託者に返還せらるべきを原則とし普通の場合には證券の買上を行はなかつた。かかる動員の效果は佛國の如き債權國として巨額の有價證券を所有せる國に於ては特に重大なるものである。

(ニ) 通貨膨脹 開戦以來佛蘭西銀行の政府貸上金の増加、支拂猶豫手形の割引並に手形の再割引等多額に達せることは既述の如くであるが、これがため佛蘭西銀行は紙幣増發の餘儀なきに至りてその流通高は俄然激増し、同行紙幣發行額最高限度との間に存する發行餘力は大いに減少し、その活動餘地著しく制限せられるに至つたので、兌換の停止と同時に該限度の引上をなし以後數回に互つてその實行を見るに至つた。元來同行の發行方法は所謂最多額制限法であるから緊要の場合には大統領令を以て隨時その額の引上を行ふことを得るもので、事實上無制限發行法とも謂ふべく加ふる

に正貨準備の規定有せざるため、國家の大事に際しては行動の範圍廣潤なると同時に一國財政に對する責任は極めて重大である。しかしてこの正貨準備の規定を缺けることは發行紙幣に對する兌換の基礎を不確實ならしめ、併せてその信用を薄弱ならしむる所以で従つて制度としては缺點の存するものであるが、事實上同國の正貨準備は比較的豊富にして戦前に於いてその發行紙幣に對する割合は常に七〇—八〇%を下らず、開戦後に至り通貨の膨脹甚だしかつたにも拘らず四〇—三〇%を持續した。即ち同行が列強の中央銀行に比して遜色なく、その自國に對して至大の貢獻をなし得た所以のものは實にここにあるのである。

第八章 産業國家管理の研究

第一節 概 説

戦時の産業に關する重要問題の解決は、到底微温的手段を以てして全うし得るものでなく、徹底せる手段を必要とするは云ふまでもない。即ち戦時に於ける若干産業の國有乃至其の他の重要部門に屬する産業の國家管理は、蓋し必然の勢と云ふも敢て過言ではない。しかして右の政策決定に於て前者は産業の所有權に對する根本問題に觸れるものであるが、後者は單に戦時社會理想の一端を實現せんとするにある。

ここに研究せんとする處は専ら後者の場合に於ける經濟上の現象にして、やがて凡ての先進産業國の運命たる新しき秩序の出現までの過渡期とも見るべき今日に於て、わが國は如何なる考慮と施爲を準備しなければならぬかを知らんとするにある。惟ふに戦争は少くとも或る時機に於ては、利己主義の輩に對し道德上の革命を齎すものである。即ち戦時に於ける社會的關係の變革は、必ずしも法律又は制度等の如き外的強制にのみ基くものでなく、また内的精神革命の結果であることが多々ある。

何となれば國民の自由に對する總ての束縛、投機及び利益に對する總ての制限は平時常に國民の猛烈なる反對を惹起し、また國民の義務は命令に對し積極的に従ふのではなく、専ら消極的に法令を守るに止り、國家の徵兵に應じないことは國民としての道義に反するものであるが、勞働又は財産の徵收に反對するは必ずしも道義に反するものと解されないものである。しかしてこれらは平時に於ける利己主義の適例であるが、戦時に於てはこれが事情は一變する。

恐るべき害毒の極めて大なる戦時も、一度犠牲的精神の崇高なる感化に觸れるや、最高潮に達せる熱烈な愛國心の發露は、遂にその生命財産のみならず人生の快樂、習慣をも犠牲に供して顧みず、敢然として傳統的因襲の舊殻を脱し、社會的及び經濟的改造の實行に邁進する。かくて平時に於ては數ヶ年を要すべき大事業も、戦時は僅に數ヶ月にして完成し、また嘗てはその實行不可能とされた難事も容易にこれを遂行し得る。

勿論かかる人間天性美の發揚は一時的のものにして、また絶對的のものではないが、兎も角戦時中に於ける理想主義——精神革命の事實はこれを認容しなければならない。しかしてこのことは以下本篇所論の背景として不可缺の要因を

なすものである。即ちここにいふ産業國家管理の組織は、平時に於ける社會共有の責任觀念よりも遙かに熱烈にして、しかも崇高なる協同精神と責任觀念に立脚するものである。かくて戦時中に於ける能率の極めて高き標準は、戦争の全期間を通ずる人間天性美の崇高なる發現に俟つものであることを知らなければならぬ。換言すれば戦時に於ける國家管理組織の構成には、政府と製造業者との密接なる精神的聯繫を常に必要とするものである。

しかして國家がこの種の目的を有効に達成するためには、政府は中央銀行を始めその他各種の金融機關をこの目的のために活動せしめるとともに、農工商の各部門も亦この體制に適する如くこれが技術的改良を施すの外、その企業經營の組織について一定の改造を加へることが必要である。詳言すれば今日の經濟社會に於ける主義を變革して自由より統制へ、従つて營利目的より需要充足本位へと大移動せしめるのである。即ち戦時は政府に於て少くも軍需品並に日用必需品とその生産乃至分配の手段を、國家自ら管理するところの權利を具有するの必要がある。

第二節 組織改造問題

第一款 戦時改造と輿論

本篇考察の實際問題としては國家が戦勝を得るために必要な干渉を、如何なる程度まで商業取引の常態に加ふべきかの判定であるが、これに對する輿論は勿論時によりて異り、また人によりて異らざるを得ないであらう。しかし何れ

の場合に於ても抽象論としては國家の干渉を非難し、製造業者及び商人の如きは商取引の自由、私有財産の確保及び政府の實業不關與を當然の眞理として、政府の私的企業を抑制することに對しては嫌惡と反對の念を現はすものである。

惟ふに個人企業の私的利益と、交戦主體たる國民全體の利益との矛盾は、簡單なる一般原則を以つて解決し得るものでなく、隨時その場合に適應する運用と、妥協互讓により漸を逐うて解決する外ないのである。即ち國家の産業關與が悉くその機宜に合致して、策定される場合は殆んど稀有のこととも云ふべく、従つて商工業の強制徵用は兵員徵集のためにする如き、一定不變の原則とは趣を異にしてゐるのである。

何となれば國家管理の事業なるものは、從來一般に容認せられてゐる自由放任の經濟法則と明かに矛盾するものであつて、この觀念の盛なる限り兵器製造の如き技術的工業を政府自ら管理するは、徒に負擔の過重に隨伴する諸々の弊害を招來するものにして、商業界を好況状態に置き高き賃銀を以て常職せしめ、能く租税の徵課と公債の募集に應じ得るやう充分の利潤を收得せしむることが、戦争を首尾よく遂行する上に必要と看做される場合があるからである。

また兵器工業にありては他の諸事業と異り、その事業はそれが主要生産物たる兵器の需要が僅少である平時から建設せられたものであるから、大兵器工業會社の重役が株主の利益を考慮しなければならぬ關係から、その平時極めて僅少なる利益に甘んじて居ることよりして、戦時に於てその利益を増大せんと希望するのは至當であるとなし、若し兵器の需要最も大なる戦時に於て大なる利益の收得を許さないとすれば、この種企業に對する資本の投下を阻止すべく、かくて政府の措置を不當なりとし、國家が兵器製造業者に對する平時よりの保證を破棄し、その合法的に期待せる利益を奪

ふとすれば、將來兵器製造者の國家に對する寄與は豫期し得ざるに至るであらうと主張せらるることがある。

しかしながら戦争によつて惹起される兵器彈藥の未曾有の大需要は、既存の兵器工場によつて適時充足し得るが如き數量に止るものでないことは明かであり、しかも出征軍に兵器を確保するには價格の如何を問はず、これに對し政府にして所要物件の調達を確實にするためには、畢竟以上の供給不確實に伴ふ混雜紛糾を整理するため、進んで産業機能の實動を出征兵力に適應する如く、一層整然たる組織に整頓する必要が生じて來るのである。

即ち戦争は編制裝備の戰であるとは蓋しこの謂である。兵を徵集するの必要なると共に、これに能く裝備し且つ被服糧食を給與して、その戰鬥力を確保することは最も肝要である。しかしこれら材料は獨り産業に俟たなければならぬが、これが能力未だ充分ならざる以上須くこの危急に應ずる如く、産業を利用して戦争遂行を容易ならしめなければならぬことは勿論である。

しかしこれに對して何等かの効果を擧げんがためには、國家は必然平時の取引状態に干渉するを要し、このため政府は總べての關係者即ち製造業者、勞働者及び商人等の代表者間と最も密接なる協力を保持することが極めて肝要となるのであるが、如上の方針に基き一切の問題を適確に處理するためには、前述せる自由主義的經濟法則の破壊は眞に避け難く、ここに所謂國家管理の必要が認められ、苟くもこれに反する輿論は職業的偏見なるか、又は傳統的偏執より生ずる謬見と看做されるのである。

世の識者を惑はすものは事物の差異を觀察するよりも、寧ろその類似を觀察すること、換言すれば何事も先づこれが

實行に際しその結果によりて判斷するよりも、先づ演繹を論じて結果を決定せんとすることであつて、この傾向はその實施上の効果を害ふことが甚だ大きいものである。この意味に於て一般國民特に新聞紙の態度は、戰時組織の上に極めて重要な意義を有するものである。即ち國民の食糧定量制度及び商取引の統制に關する一層困難なる事業や租稅政策の如きも、能く有力な反對を排して實現し得るは蓋し輿論の支持を受け、且つ新聞紙によつてその必要を唱道せられることに俟つは云ふまでもない。

第二款 國民經濟の軍事的同化

惟ふに國家が行政により經濟生活を左右するは戰時特有の現象である。しかし戦争の全期間を通じて軍隊と社會が殆んど合して一體となり、政府の活動範圍も亦國民生活の全局面を領有するに至るは蓋し吾人の豫想外である。即ち平時に於ける商工業の複雑な組織は、開戦とともに漸次瓦解の運命に遭遇して、辛くもその一部は軍事上の必要機關として利用せられる状況に至るのである。

その目的とするところは既存の組織に整理と改良を加へて、一般社會の福祉と戦争の遂行上從來よりも一層透徹して思慮ある方法により、しかもその内の最も重要なものに先づ集中組織を施すことによつて、社會の經濟的機構と戰時中に芽生える所謂平等主義的社會改造の理想によりよく調和せしむることにある。かくて一般的効用の國有化並に私人的企業の團體統制は、戰時に於ける國民の慣用語となり、所謂大規模の組織及び科學的施設が世人の思想を支配するこ

とになるのである。

しかしてかくの如き経済生活の變化は少くも從來の主義に對し根本的變化であるが、しかも戦争の運命はこの改變如何と密接に結び付いてゐるのである。いふまでもなく戦時は自國の有する資源に依存せざるを得ないが、かかる場合その力を發揮するためには所謂、全體の組織體を通じて策定することが最も肝要である。わが國は領土狹隘にして天産物も亦充分ではない。日本の富は産物であるよりも寧ろ國民の力——組織の力であり、この完全なる發達によつて乾坤一擲の事業は成就し得られるのである。

かくて戦争は國民經濟をその終局目的の達成に同化して、新しき經濟組織を現出するに至るが、この新經濟生活は正に資本主義的經濟制度の寂滅に外ならない。即ち戦争經濟なる現象は資本主義國家にとつて、戦前の經濟生活に於ける主義と根本的に異なるものである。しかしてこの根本の差は心理的動機に歸する——戦前の舊經濟生活に於ては「何か儲けよう」といふ觀念から出發するが、新經濟生活に於ては「何か務めよう」といふ觀念が旺盛で、場合によつては利益といふやうなことを全然考慮しない。別言すれば戦争經濟の特色は徳義と義務といふ觀念の上に基礎づけられたものであり、しかもその一貫せる方針は全體のために經濟上の義務を盡すとの念慮の下に、經濟上の統一的組織に包括されることを甘受するのである。

第三款 和戰經濟相違の検討

戦時中の經濟上に關する策定の基本的原則は、凡ての利潤をして生産及び分配の各過程を通じ、その使用せられた勞務に相當する報酬に制限せんとするにある。通常の經濟原則によれば價格は正常の状態に於ては、生産者の限界生産費に近接せんとする傾向を有するもので、需要供給の平衡は限界消費者の支拂はんとする價格と、限界生産者が宛もその事業を經營するがために必要とする經費との合致點に於てこれを見られるが、實際に於てはこの原則がかく單純に働くことは殆ど稀で、經濟法則は單に經濟上の傾向を指示するに過ぎない。従つて自由競争の行はれる状態の下に於て價格が最少能率の生産費、即ち最も不利な條件の下に於ける生産費に近接せんとするは争ふべからざる事實であるが、この場合に於ける生産費は蓋し變則的狀態である。

しかし彼等をしてこの變態より生ずる全利益を享受せしめるときは、やがて二種の好ましからざる結果を招來する。その一は即ち著しき通貨の膨脹でこれは間接税としての忌むべき形態を採つて貧困者に過重の負擔を課し、債權者より債務者に對する富の移轉並に貯蓄によつて一定率の證券に投資せる小資本家より株主及び富裕なる企業家に對する富の移轉を惹起する。その二は價格競争の組織下に於ける需要及び供給の自由なる變動が著しく戦争の遂行を阻害すること、戦況の最も逼迫せる時期に於て若し輸入及び分配の統制を實施しない場合は、或は國家は軍需品缺乏のために屈服するの餘儀なきに至るやも計り難い。従つて戦時に於て如上の利潤獲得乃至契約の自由に對し若干の制限を加ふことは、國家自衛の趣旨より考察するも眞に重要な事項である。

惟ふに一般の商業道に於ては常に不慮の損害に應じ得る準備が必要である、しかもこれは危險率の大なるに従ひその

準備も亦大なるを要するは何等異とするに足らない。即ち資本主義經濟下に於ける平時の商業道で所謂戰爭利得なる現象の不可避は特に戰時に於ける通貨の膨脹及び利益問題上、極めて興味ある側面觀と云はなければならぬ。しかし軍當局が商工業者に對し高價の支拂をなすに従ひ、政府が戰時利得税の收入の益々増加すべきは明白である。さりながら軍當局が一層廉價に購買し得れば、納税者の負擔を軽減し得ることも亦明白である。

第三節 國家管理の學的考察

ここにいふ國家管理とは、社會としての國家換言すれば社會的的制度としての國家即ち國家權力(Coercion)が、強制的公共經濟の最高形式たる資格に於て、個人私有權をその社會的效用により各種の制限をなすことを意味し、これが所有權の形式及び範圍を變ずることは必ずしもその絶對事項とするものではない。社會主義者はすべての土地及資本を公有にせんとし、共產主義者は一切の貨物を公有となし享受と生産に關するすべての私有權を廢止せんとするのであるが、これらは何れも極端にして要は社會效用上私有とすべきは私有となし、その私有を變じて公有とするは一に社會の意思の變遷するところによつて決する問題である。

その何れの場合にせよ個人私有權者が、私益のために公益を害することは許されない。即ち國家が公益の理由に基き相當の賠償を以て私有物を徵收し得る所以である。要するに國家はただに直接又は間接に私人の産業を保護獎勵するに止まらず、更にこれを規制し或は自ら經營する場合がある。しかし國家がかかる形式を必要とする場合は、抽象的に

は大體に於て次の範疇に分つことが出来る。

- 1、貨物の役務又は價が低廉なことよりも、その品質の精良なるを必要とする場合。
- 2、その貨物又は施設が政府及一般に向つて重要なもの、よく私人を以てこれを充分に供給若くは普及し得ざる場合。
- 3、私人に委ねるときは事實上の獨占到陥り、これがため社會的に種々の弊害を生ずる虞ある場合。
- 4、當該貨物の調辨上企業集中を必要とする場合。
- 5、軍事上緊要なるも商業上重要でないため特に國家の補助を必要とする場合。
- 6、敵國の脅威と原料獲得の不充分により特に國家の保護を必要とする場合。
- 7、その他特に經濟的欲求の調整を目的としてこれが自由の規制を必要とする場合。

第一款 管理方式決定の根本原則

産業に關する國家管理の進展は、恰も萬物の進化と等しく數多の出發點と類似點を有するものである。本篇研究の出發點は軍需資源の調辨をして常に高價なる支拂を避けしめることで、その到達すべき最終の目的は戰時に於ける全國民のために、最も適當なる價格を以て適時必要量の供給を爲さしむべき戰時組織の體容を求めんとするにある。

軍需品製造のために工業を國家に於て干渉すべしとする思想は、必ずしも自由經濟主義を奉ずる人士のみの嫌惡するところではない。しかしながら國家の經濟制度を平時狀態より戰時狀態に轉換する大事業には、當然しかあるべきもの

なることを理解しなければならぬ。これを遠般の大戦時に於ける経験に徴するに、英國は開戦當初もなほ依然として軍需工業を民間自由企業に放任し、需要供給の法則によるを至當として政府は民間会社に許すに充分なる自由を以てして、且つ彼等に支拂ふに相當の價格を以てすれば、軍需品の供給は自ら増加し得べしと思考したのであるが、事實は全くこれに反し兵器工業は悉く開戦第一年度に於て非常な經營困難に陥り、政府の高價なる支拂も悉く無益の浪費に歸したのである。

これによつても戦時は所謂自由主義の理論が適用されず、ここに國家管理と組織的統制の遙に優れることを認めざるを得ないのである。畢竟、戦時は原料を政府の專賣として一定の價格を以て分配し、製造工業者には自ら任意の品種を製造し又は任意の價格を附するを許さず、政府に於て必要に應じその實費を基礎とする價格を以て製造を命じ、且つその方法等を指示するため工場を國家の管理となす必要がある。しかしして軍需品の中で國內生産力により充足し得るものにして且つ一般國民の生活必需品とその資源を同じうするものと、これに反し調達品種の需要が遙かに國內製造能力に超過はするも、國民の生活必需品として缺くべからざるものでない二様の場合があるが、かかる差異は兩者の國家管理發展上重要な意義を有するものである。蓋し管理機關が民間の需要を顧慮するを要する場合に於ては、然らざる場合に比し一層周到なることを要するは勿論である。

惟ふに國家管理に於ける努力の目的は、需要供給の法則を停止することにある。何となれば供給を制限し需要を制限するところがない場合は、戦時の市場に於ける物價は商工業者とその所要量を需めんとする競争によつて決定せられ、

かくて國內價格は無限に騰貴せざるを得ないことになる。軍需品の價格にして常に騰貴することが確實ならば苟くも財産を得んとするものは競つて軍需品の取引を開始し、かくて國家の主要産業は不當利得を目的とする軍需品供給者によつて満たされるであらう。しかし政府の獨占は民間取引業者に大打撃を與へてその生産を失はしむるに至るのみならず、國家の危急存亡は固より一時的であるから、通常時に於ける取引體系を不必要に轉換するは、戦後に於ける民業の復興を妨害するを以て、極力これを避けなければならぬことは云ふまでもない。即ち管理目的の根本原則は投機を根絶し價格を統制すること、及び原料の使用方法乃至その分配方法を決定するの必要ある場合に限られるものである。

なほ管理政策の遂行を容易ならしめるためには、至要の地位にある工業家と政府の密接なる協同が必要である。何となれば軍に對する補給の難關は主として労働者と企業者及び企業者相互の適切なる協同によつて始めて解決し得べきものだからである。しかしして政府の目的は單に所要物資をして最大限の生産を可能ならしめるにあり、その需要充足のためには民間企業援助の勞を惜しむべきではないが、政府は常に自ら商業取引の渦中に投ずることを避け、その購買又は製造に政府の強制的に干渉するは、民間企業の解決し能はざる場合のみに止め、他は努めてこれを避くるの方針が肝要である。蓋し政府は法の威力と輿論の勢力兩々相俟て國家管理を完全に實施し得べく、假令その用ひられたる權力そのものは極めて專制的のものたるにしても、その根源は一般輿論の同意と自治體の責任の二大要素の調和せるものなることを理解しなければならぬ。

第二款 國家管理の法的根據に關する檢討

さて産業の國家管理に關する漸進的發達とその經過の諒解を容易ならしめるため、以下軍需工業動員法（大正七年四月一七日法律第三八號）の目的及び内容關係について略記してみる。何となればこの法律は戦時の工業に對して國家權力が要求するところを指示するものであつて、わが戦時經濟の基準はここに包含されてゐるといふも敢て過言ではないからである。惟ふに今日の經濟社會は所謂營利主義を原則とし、工業についていへば官設工場を除く民間工場には、假令軍需品と雖も一の商品として資本家的生産方法の下に供給せられ、しかも資本家の目的とするところは利潤の増加であつて、貨物生産額そのものの増加ではない。しかして一定額を超ゆる貨物生産の増加は、必然價格の下落を惹起して利潤の減少を招來するから、資本家は場合によりて任意にその生産額を制限する。労働者の目的とするところも亦資本家と等しく賃銀の増加にあり、貨物生産額そのものの増加ではない。故に労働者は賃銀の値上其の他自己の利益のために同盟罷工其他の方法に出づることがあり、これがため生産増加の妨げられる場合は少くない。

しかしながら國家の目的とするところは、これら資本家又は労働者の目的とするところと異り、貨幣所得の増加ではなくして貨物生産そのものの増加である。かくて兩者の利害は必ずしも一致せず、従つて戦争の如き國家危急の秋に於て貨物就中、軍需品の如きを資本家的生産の下にそのまま放任するときは、到底國家の目的を達成するを得ないのである。これ戦時は企業經營の組織について一定の改造を加ふるを絶対に必要とする所以である。即ち國家は場合により資

本家に對しては軍需品及びその生産の手段を國家自ら管理し使用し又は收用するの權利を留保するとともに、労働者に對しては同盟罷工其他生産の増加を妨ぐるの行動を豫防し又は禁止するの必要がある。

わが國の軍需工業動員法は全文二二條よりなつてゐるが、如上の目的に該當する部分は第二條乃至第一六條の範圍であつて、第二條乃至第一〇條に於いては軍需品及びこれが生産の資本及び勞力に對する處分を、第一一條乃至第一三條に於ては軍需品の生産運搬及び貯藏の設備に關する報告義務を、第一四條乃至第一六條に於ては軍需品生産の保護獎勵並に監督を規定してゐる。故に概してこれをいへば本法は軍需品の生産獎勵監督並に處分の方法を規定したものと云ふことを得るが、一般取引の統制、賣買の調節或は最高取引價格の指定等に關する政府の權限は規定するところがないのである。従つてこれらの事項に關する處置は結局、本法の改正増補に俟たなければならないのである。勿論大權の發動は如何なる個人の財産をも占有し得るの權を有するが、前記事項に對する處置は何等法律上の根據あるものでなく、これを本法より見るときは越權たるを免れないのみならず、かかる手段を實施し得る如き規定を設けることも亦本法に低觸することとなるのである。しからば本法が國家管理の發展經過に於て如何なる關係にあるか、いまこれが規定を略説してみると次の如くである。

先づこれが立法の目的として掲ぐるところによれば「戦時に際し軍需品の供給を迅速確實ならしめるため」とあり、その趣旨は平時から軍需品の生産能力を増加し置き、有事に際して適切有效にこれを動員せんとするにある。即ち本法の目的とするところは平時に於ける軍需品生産能力の準備施設と、戦時動員の確保といふ二大事項にある。しかして全

文二二條中第二條以下第一三條は後者に該當し、第一四條以下第一八條は前者に該當するが、果してこれらの條項は右の目的に副ふものであるかについてはなほ若干考慮すべき點がある。

即ち戦時に關する規定についてみるに、第二條第三條第五條第六條に於ては（イ）軍需品の生産又は修理をなす工場及び事業場その工場及び事業場に要する原料又は燃料を生産し、又は電力乃至動力を發生する工場及び事業場、これらの工場に轉用し得る工業、（ロ）軍需品の生産又は貯藏のため必要な土地家屋倉庫其他の工作物及びその附屬設備を管理し使用し又は收用するの權利、及び（ハ）軍需品又は軍需品を生産する工場に要する燃料若しくは原料の讓渡使用費所持移動若しくは輸出入に關し必要な命令を發し得るの權利を規定する。

要するにこれらの規定は軍需品及び軍需品の生産に必要な土地資本の管理使用收用を規定してゐるものであるが、生産要素は土地資本の外に勞力を要するは勿論であつて、これが生産の管理につき完きを得んがためには勞力管理の規定がなければならぬ。ここに於て本法は第四條に於て政府が軍需工業の動員に際し、その工業又は事業場に從事する従業者を併せ供用し得べきこと、第八條及び第九條に於ては兵役にあるもの及び兵役にあらざるものをも召集して徴用し得べきことを規定してゐる。

従つて同條により一度勅令が發布されると戦時中國民の何人たるを問はず徴用しその女子をも包括して、これを政府の管理する作業に於て軍需品の製造修理に服せしめ得ることになつてゐる。右戦時の規定は戦時に於て所要貨物の生産資本又は勞力の徴用を目的とするもので、概して徴發令の改正擴張と認むることが出来る。その異るところは品目を擴

張したる外、徴發令が所要貨物の使用收用を目的とするに、本令はこの外にその管理を目的とするにある。

しかして管理の意義如何については「管理とは政府にて指揮命令するの意である、但し事業の計算は事業主の計算に屬する」とあるが、その所謂指揮命令は實際上如何なる場合に適用せられるであらうか。これが適用についてはここに一々の場合を擧げて考ふるを得ないが、惟ふに所謂軍需品の生産に従事するものが最高利潤の獲得又は維持のために、生産の制限又は操業短縮を行ひ不當の價格吊上げを敢てする場合は、勿論本法の適用を受くべきであらう。しかし勞働者がかかる目的の下に同盟罷工其他所要貨物生産の増加を妨ぐるの行爲に出でし場合はこれを如何にすべきであらうか。國家所要貨物の生産増加を目的とする以上は、この方面についても一定の指揮命令を必要とするが、この點に關する本法の規定は文義曖昧にして解釋に苦しむ點が多い。

即ち本法第四條第八條及び第九條規定にして、若し國民の勞役義務を定めたものであるならば、勞役者同盟罷工の禁止は當然これらの法規の内容をなすものであるは勿論であるが、これらの法規は文義上かく解するを得ない。その文義の上より見ればこれらの規定は單に勞働者の勞力徴用の順序を示したに止り、それ以上には及ばないもの如くである。殊に第四條の如きは「第二條の場合に於て政府は従業者を供用せしむることを得」とあるが、それは雇主に對する規定なるか又は勞働者に對する規定であるか明かでない。雇主と勞働者の關係は固より私契約たるに止まり、わが國法上の契約解除は原則として雙方の自由にして、雇主の工場にして徴發せられたればとて勞働者に對する特別の規定無き限り、これがためにその勞働者が同時に徴發せらるべき理由は毫もない筈である。

故に本條にして若し單に雇主に對するその使用労働者の徵發規定たり、直接その労働者自身に對する徵發規定でないとするれば、労働者はこれが供用に服すべき義務がないことになる。従つて立法者にして苟くも法の完きを期せんとするならば、豫めこの點について何等かの規定が無ければならない。

次に平時に於ける軍需品生産能力増加の方法として本法の規定を見るに、本法第一一條乃至第一三條に於ては事業主に對し軍事上必要な事項の調査報告の義務を、第一四條に於ては軍需品生産獎勵の目的を以てする利益保證又は獎勵金の下附並にこれが監督處分の權利を規定し、第一六條及び第一七條は工場臨檢の權利並にその權利を實行すべき場合を規定し、第一八條に於ては保護工場繼承者の權利義務を規定してゐるが、生産の管理即ち主として事業主の生産制限に對する規定及び労働者の同盟罷工に對する規定はない。

苟くも動員と稱する以上はその企業經營組織の改造による生産増加の方法は、最先に考慮せられなければならない。單に技術的方面の改良による生産の増加は、既に或程度の發達を遂げてゐるわが工業界には寧ろ傍系的要件に屬する。企業經營の組織が依然として營利主義の下に放任せられるときは、資本家は自家の利益のために生産の制限乃至操業の短縮を行ひ或は労働者を解雇し、また労働者が自己のために同盟罷工其他生産の増加を妨ぐべき行爲を行ふも止むを得ざるを以て、假令如何に技術の進歩發達を見るもこれを充分に利用するを得ない。ここに於て國家は資本家に對し一定の程度に於て收益制限の規定を設けるとともに、労働者に對しては同盟罷工を禁止して國家自ら軍需品の生産を管理するの舉を必要とする。過般の世界大戰に於て交戰諸國が軍需品の生産につき平時の一〇數倍乃至二〇倍又は物によつて

は百數十倍の生産を増加し得た事實はその結果である。しかるにわが國の工業動員法は、この點について規定するところがない。

かく考察し來るとわが國の軍需工業動員法は、その戰時の規定に於ては同盟罷工に對する管理規定を缺除し、平時の規定に於ては資本家及労働者双方に對する管理の規定を缺いてゐる。論者を以て觀れば既に述べたる如く、私企業が生産方法に對する國家の管理は本法の根本精神であるから、假令その他の點について法の遺漏なしとするも、この一點について缺くるところある以上はその目的に副ふものと云ふを得ない。今や計畫經濟の實施は世界的趨勢であるが、蓋しその意は戰時に於ける國家管理の精神に基き、平時の經濟狀態を規正することに外ならない。

即ち資本家的管理に代ふるに社會的又は國家管理を以てせんとするものである。この意味よりしてわが國の工業動員法について云へば、戰時法規の全部又は一部がそのまま平時に適用せらるべきである。しかるにわが國の工業動員法は平時の準備法であると稱するにかかはらず、これを戰時及平時の二部に分ちその國家管理の精神はただ戰時にのみこれを認め、平時の場合は全然資本家的生産方法を是認せるのみならず、却つてこれを獎勵せんとするは少くも諸外國のそれと根本精神を異にせるものと云はなければならない。

縷説の如く戰時の必要については徵發令を改正擴張すれば足りるので敢て本法を必要としない。その特にこれが必要とするは主として今日わが國に於ける軍需品の資本家的生産を、平時一定程度に國家管理の下に置かんがためであらなければならない。しかるにわが國法はこの點について軍需品及び軍需品關係の生産者に對し、利益保證又は獎勵金下附の條

件の下に調査報告の義務を命じ、軍需品の生産修理貯蔵又は軍事上必要なる設備をなさしめ、その他事業の監督及びこれがため必要なる命令若しくは處分の権利を留保するも、國家自ら生産資本を管理し使用し收用することを得ない。この點に於て國家と軍需品生産者との關係は普通の保護事業に於ける關係と異るところなく、従つてこれを一の軍需品工業保護獎勵法と見れば兎も角、正しい意義に於てこれを工業動員法と云ふことは出来ない。しかして今日かかる死文同様の本法を保持すべきか、また前途の根本精神よりしてこれが立法に再吟味を試みるの必要ありや否やの問題は、次に略述する英國の國家管理に關する規定を概観することによつて自ら瞭然たるものがある。

第三款 英國戰時管理規定の漸進的發達

一九一四年八月英國議會は國防條例 (Defence of Realm Act) を通過せしめ「國家の防護と公安維持」のため、同國政府をして廣範圍にして且つ自由なる權能を得しめた。即ち海軍省 (Admiralty) 及陸軍會議 (Army Council) は土地及び工場を收用し又は製造業者をして陸海軍使用の軍需品を製作せしむる等の權限を得たのである。次いで一九一六年二月同條例の改正を實施し、陸軍會議は同條例第二條Bにより戰用品、糧秣其他直接所要若くはその生産に必要な各種物品又は材料を徵發する權利を得た。

しかして賠償に關しては特別の明文なきため所有者は法律上の求償權なく、またその判定は國防條例損害賠償委員會の權限に屬すべきものにして普通裁判所の關與すべきものでなかつた。故に更に一年後に於て再び第二條Bを改正し、

賠償價格の基準に關し明確なる條文を設けた。この改正に於ては商人の手持品を押收する場合と、直接生産者より既に生産せる物品を徵發する場合を明かに區別した。後者の場合にありては主として製造原價を基礎とし市場價格を考慮することなきに反し、前者の場合に於ては一面投機及び賣惜みを防止し他面善意の取引業者を保護せんとせるが故にその條文は甚だ複雑である。即ち商品に對してその所有者が支拂ひたる價格が高價に過ぐることなく、またこれにより得たる利益割合が至當なればその價格は賠償に際しても尊重せられるが、自己の職業の常務以外の方法を以て商品を得たるものの如きは最少限の利益を以て満足すべく、若くは全然利益を與へられることなき規定を設けた。その全文を示すと次の如くである。

第二條B 海軍省、陸軍會議及軍需大臣ハ各種ノ戰用品糧秣其他直接所要若クハソノ製造ニ必要ナル各種ノ物品及材料

ヲ徵發スルコトヲ得

前項ノ規定ニヨリ徵發セル物品及材料ニ對シ支拂フヘキ價格ハ協定ナキ限り、裁判所ニ於テコレヲ決定スヘシ但シ特別ノ明文アル場合ハコノ限ニアラス

前項ノ價格決定ハ左記各號ニ記載スル事項ヲ斟酌シテコレヲ決スヘシ、但シ市場價格ヲ顧慮スルヲ要セス

(a) 生産者ヨリ直接商品ヲ得タル場合ニアリテハソノ製造原價及戰前ニ於ケル同様若クハ類似ノ品種ニ對スル利益割合、ソノ利益割合ノ適否、其他各場合ニ於ケル特殊ノ事情等

(b) 生産者以外ノモノヨリ商品ヲ得タル場合ニアリテハ、ソノ商品所有者カコレニ對シテ支拂ヒタル價格、ソノ

價格ノ適否、戰前ニ於ケル同種若クハ類似ノ物品ニ對スル利益割合、ソノ利益割合ノ適否、其他各場合ニ於ケル特殊ノ事情等

物品所有者カソノ日常ノ職業以外ノ方法ニヨリソノ物品ヲ得タルトキハ、コレニ與フヘキ利益ハ最少限ニ止ムルカ若クハ全クコレヲ與ヘサルモノトス

本條例若クハ本條例ニ基ク命令ニヨリ政府カ商品ノ取引最高價格ヲ指定スルトキハ本條ニヨリ決定スヘキ賠償價格ハ右最高價格ヲ超過スルコトヲ得ス

海軍省、陸軍會議若クハ軍需大臣カ本條例ノ定ムルトコロニヨリ戰用品、糧秣其他ノ物品材料ヲ押收シ又ハ押收スヘキコトヲ發表シタル後ソノ承認、許可、特許又ハ命令ニヨラスシテコレヲ賣却、輸送、隠匿、取引等ヲナスモノハ本條例違反トシテコレヲ處罰ス

本條項に於て特に注意を要するは一般取引に於ける最高價格を指定するとき、賠償價格もこれを超過すべからざることを規定せることである。即ちこれは特に明示なしと雖も元首の大權の場合に於けると同じく、政府は押收した個人の財産に對しその任意の價格を決定するの權利を有するものだからである。しかしこれが實際の取扱についてはその法律上の形式に關し常に深甚の注意を拂つたのである。嘗つて同國陸軍省が羊毛の在荷を徵發せんとして、その徵發に關する命令と價格指定に關する命令とを同時に發せんとしたが、同省の法律顧問等はこれについて「先づ最高價格を指定して然る後徵發するは合法的なるも、同一の命令を以て價格指定と徵發を行はむとするは適法と認め難し」とて反對し

た。ここに於て陸軍省は先づ最高價格命令 (Maximum Prices Order) を發し、後、直ちに徵發命令 (Requisitioning Order) を發した。その結果に於ては固より同一であるが、同國法律家の周到なる注意は實に價するものも云はなければならぬ。

次に國防條例第七條を検討するに、先づその全文を掲げてみると――

海軍省、陸軍會議及軍需大臣ハ本條例ノ定ムルトコロニ從ヒ命令ヲ以テ兵器、彈藥、戰用諸材料及裝具並其原料ヲ製造スル工場所有者ニ對シ其生産品ノ全部若クハ一部ノ提供ヲ命スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ價格ニ關シ協定ナキトキハ工場所有者ハ夫々其管轄ニ從ヒ、イングランド大審院長 (The Lord Chief Justice of England) 又ハアイルランド大審院長 (The Lord President of the Court of Session) ノ指定セル大審院判事ノ裁判ニヨリ合理的ニ判定セル價格ヲ受領スルノ權利ヲ有ス

工場所有者ニシテ第一項ノ命令ニ應セス若クハ海軍省、陸軍會議又ハ軍需省ノ許可ナクシテ工場生産品ノ全部若クハ一部ヲ他人ニ讓渡スルモノハ本條例違反トシテコレヲ處罰ス

工場及作業所ニ於ケル生産額ヲ調査スルタメ海軍省、陸軍會議及軍需省ハ工場所有者若クハソノ使用人又ハ會社支配人ヲシテソノ管理スル生産品ニ關シ所要ノ事項ヲ申告セシムルコトヲ得

工場所有者若クハソノ使用人又ハ會社支配人ニシテ前項ノ要求ニ應セサルモノハ本條例違反トシテコレヲ處罰ス

抑々製造業者の將來の生産品の徴發は、市場在荷の徴發と大いに趣を異にし現品未だ存在せず、また自由市場に於て取引業者の手を通過したるものではない。現品授受の際に於ける相場は一に將來の市場の景況に左右せられるものにして、これを注文の際に的確に豫想することは不可能である。更に詳言すれば製造業者は原料を所有せるも未だ生産品其物を所有せぬため、徴發令の要求するところは生産品其物にあらずして、その原料を以て所要の物品を製造する作業を遂行するにある。

故に徴發の目的はこの原料及作業であると云はなければならぬ。しかし製造業者はその原料の價格、生産の實費及び平時に於て得ると同様なる合理的利益の支拂を受くれば毫も損害を蒙ることはない理である。従つてその價格は市場價格と關聯するところがないから、市場價格よりも低廉なる價格は在荷を徴發せられたる商人に對しては甚だ不適當であるは明かであるが、製造業者に對しては何等不可ではない。勿論製造業者も將來その生産品の騰貴によつて獲得し得べき利益を剝奪せられることはあらうが、積極的に損害を蒙ることはない。しかるにこれに反して商人は長日間の價格低廉なる時機に購買したるもの、又は價格著しく騰貴したる後にこれを購買したるものもあるであらうから、市場價格より低廉なる賠償を受くるときは、價格騰貴後購買せるものが損害を蒙らざるを得ないことになる。

前掲條例第七條に於ては價格に關し「工場所有者ハソノ價格ニ關シ協定ナキトキハ判事ノ裁判ニヨリ合理的ニ判定セル價格ヲ受領スルノ權利ヲ有ス」と明確に規定してゐる。この明文は同條を以て他の條項と全然これを區別し、工場生産品の徴發に對する賠償を國防條例損害賠償委員の權能より分離せんとせるものなることが明白である。しかしながら

「合理的ニ判定セル價格」に對する裁判官の解釋を知る由はなく、結局これは「正當ナル市場價格」(註)を基礎としなければならぬ。條文の缺如不備は如何なる場合に於ても、與へられたる權限の價值を減するものである。合理的の支拂をなすための徴發權行使の場合に於ても亦然りである。

〔註〕英國陸軍條例第一一五條

ここに於て同國陸軍省は價格管理に關する明文を設けて法律上確固たる基礎を明かにし、裁判に於て不利なる判決を受けて政策の遂行を困難ならしむるが如きことならしむるの必要を認めた。これがため先づ價格を政府に於て指定し若くは指定し得るの基礎たるべき法令を制定した。何となれば當時は國家管理の理論及び實際に於て、未だ財産所有權や取引及び契約等の自由が平時と同様に尊重せられてゐたからである。

しかしこの價格決定については必要に應じ製造業者の帳簿を調査して信頼し得べき基礎條件を知らなければ、價格決定に關する政府の權限も何等の用をなすものではない。ここに於て同國陸軍契約課長は猛烈なる反對を排して強硬にこれが必要を主張し(註)、漸く元老院の諮詢を経てその改正を發表したのである。いま改訂増補(括弧内)せられた條例第七條第五項の全文を掲げると次の如くである。

工場及作業場ニ於ケル生産額「及ソノ生産原價並ニ戰前ニ於ケル普通ノ利益割合」ヲ調査スルタメ海軍省、陸軍會議及軍需省ハ工場所有者若クハソノ使用人又ハ會社支配人ニ對シソノ生産額、「製造原價及利益割合」ニ關シ所要求事項ヲ申告セシメ且ソノ調査ノタメ必要ナル事項ヲ要求スルコトヲ得

かくして價格管理政策は確實なる法律上の根據を得たるため、爾來遂に何等輿論の抗議に際會することなく却つて製造業者はかかる政府の行爲を必要にして且至當のこととし極めて從順にこれに服従した。

〔註〕 若し帳簿強制検査の方法によらぬとすれば、政府は製造業者の申告する生産費及利息を點檢對照すべき材料なく、ただ盲目的にその申告に信賴しなければならぬ。かくては未曾有の權力擴張とも見るべき改正條例の眼目たる價格管理の新制度も實行するに由なく、また假令その實施に當りての權力を行使すること稀なりとするも、政府が製造業者と取引するためにはこの検査權を最後の武器として控置することが絶対に必要である。

以上は既成品及び原料の徵發を規定する條例第二條B及び製造業者の生産品徵發に關する原價計算制度を規定する條例第七條の略記であるが、これによつて政府は國家管理に關する二大綱領の基礎を生じたのである。ここに於て吾人はこの綱領の經緯とその適用を容易ならしめたる條例第三〇條A及び第二條Eを參照研究しなければならぬ。

同國從來の條例には政府をして商業上の取引を禁止し、或はこれを管理するの權限を有せしむるの規定はなかつた。例へば當時官營商業の第一歩たりし砂糖の個人的輸入を禁止し、砂糖委員を設けてこれが專賣を行はしめたるが如きも國防條例の規定に基きたるものではなくして緊急勅令に據りたるものである。尤も當局は小銃、彈藥及其他兵器の携行又は賣買を禁止することを得るの權利はあつたが、これを國內の全商業に適用すべきものでないことは言を俟たない。

條例第三〇條は實にこの權利を政府に附與し、以て國家が商業管理の法律上に於ける基礎を明確ならしめたものである。その目的は聯合軍の巨大需要たる武器其他軍需品の投機を妨止するにあり、正當なる商業を禁止する意思でない

ことはいふまでもない。しかしして本條の規定により海軍省、陸軍會議及び軍需省は自由取引を禁止すべき軍需品の一覽表を作成發表した。規定實施の効果は極めて顯著にして投機業者の蒙つた打撃は大なるものがあつた。その後本條は更に改正せられて英國籍を有する商店が、英本國以外に於てする取引に對してもこれを適用するに至つた。蓋し英國商店の世界各地に於てする取引を禁止するの權限は、聯合軍のために必要な莫大な軍需品の外國市場に於ける國家直營の購買施設を容易ならしめるため最も必要と認められたからである。

また最初同條の規定の適用を受けた品目は主として兵器、彈藥等軍隊専用の軍需品に限られたが、軍需品省は更にこれをタンングステン、モリブデン等の如き原料にも及ぼした。何となればこれらの金屬は平時に於ては軍隊専用の材料でないが、戦時に於ては高速度鋼鐵原料として絶対必需品なるため本條の適用を至當としたからである。また同省は特許申請者に對しその特許の條件として、一定の價格を超過すべからざるの條款を附するに至つた。

次いで同國陸軍省は元老院の諮詢を経て勅令を以て、條例第三〇條Aよりも一層廣範にして明確なる權限を政府に附與するの新條例を發布した。この新條例は所謂國防條例第二條Eにして海軍省、陸軍會議及び軍需省をして兵器、彈藥、糧食、馬糧其他軍需品の製造、費用、賣買、修理、分配又は此等に對する支拂等一切の取引を調節し制限し、又は禁止するの權限を得しめ、且つ本條による許可又は命令の條件に違反するものは處罰せらるべきことを規定したものである。本條は實に國家管理に關する諸規定中最も廣汎にして且峻嚴なるものである。但し條文中最高價格の決定については明確なる文字がないが、元來本條は最高價格指定權の獲得を主目的としたものであるから、その適法たるは言を俟たな

い。また本條は製造業者及取引業者に對する定量供給制度、原料分配の順位決定制度の施行、個人契約の廢棄及變更又は個人の原料使用等に對して國家が干渉するの權利について、その法律上の基礎を明瞭ならしめたものである。

何となれば若しこの條例が越權であるとすれば戰爭中私有財産及取引の自由に對して行はれた幾多の國家干渉は、法律上これを辯護するの途なく従つてこれを實際に適用し得ないことになるであらう。しかしここに注意すべきは、多くの場合に於てその合法なるや否やは重大なる問題でなく、常にこれが成果を左右するものは公平なる實施と輿論の援助にある。即ち理論上必要にして且つ實施容易なりと思惟される國家の干渉も、輿論を無視したる場合に於てはその實施に當つて常に支障を生じて失敗に歸するものである。これに反して法律解釋上なほ幾多の疑問ある計畫も、その背後に有力なる輿論の好評と商業上に於ける有力者の義侠的援助があるときは容易に成功し得るものである。

第四款 國家管理の經濟機構

限られたる地域に限られたる資源、しかもこれを所要の期間に於て合理的に管理し、戰爭の遂行と國民生活の目的を可及的に均等且つ潤澤に充足せしめるためには、從來の自由主義的資本主義經濟から脱した組織せられたる統制經濟に於て可能である。即ちかかる場合は今日の經濟組織が打破せられて所謂戰時計畫經濟制度がこれに代ることになるは前述せる如くである。しかしてこの異常的社會經濟下に於ける國內經濟機構の大激動——戰時經濟に於ける公的統制の機構は國家管理制度を以て最も妥當とする。畢竟このことは國家管理の實施體系が、とりも直さず統制經濟の發展過程

であることを意味する。しからば統制經濟（計畫經濟）とは何を指すかと云ふことになるが、吾人は統制經濟の如何なるものなるかを理解するに先だち、統制經濟を提唱されるに至つた四圍の事情を省察してみらるべきである。

資本主義經濟の發展は必然的に自由競争を排除して、獨占的大企業資本の支配に克服される。所謂トラスト、カルテルの發達となり、ここに自由競争の時代は過ぎたのである。この現象は大戦後特に顯著となり、しかもこの傾向は單一國內の問題に止まらずして、國際的又は世界的のカルテル及びトラストの出現を経験したのである。この資本主義組織が統制經濟思想發生の素地をなす點は特に注目を要する（註）。

〔註〕自由競争の時代には資本主義は全く盲目的な市場法則に支配されてゐたが、今やこの時代は克服されてしまつた。そしてわれわれは經濟の資本主義組織に——即ち力の自由活動の經濟から組織化された經濟に來たのである。組織化された資本主義は自由競争の資本主義の原則に、計劃的生產の社會主義的の原則を原則的に置きかへることを意味する——ヒルファディング。

しかして資本主義經濟に於て計畫經濟が可能なりや否やの問題については、未だ左右兩派の學者政治家に於て夫々論議せられてゐるが、吾人は現實の問題としてそれ程深くこの問題に立ち入る必要を認めない。要はただ冷靜なる觀察者として獨占資本主義的段階が統制經濟實現の苗床として適切なるものであることを理解するだけで充分である。

次に統制經濟の發展過程として顯著なるものは戦後獨逸復興の原理として、從來の所謂科學的管理を更に擴充せる産業合理化の強調である。惟ふに産業の合理化は私經濟的見地を離れて、國家的利益の増進と大量生産による物價の引下げを致すことに於て從來の經濟を一步進めたものである。しかもこの運動に於て特に注目すべきは、單なる生産技術の

改革に止まらず、生産組織の改革を意圖したる點である。生産組織の改革とは、無益なる自由競争の排除を目的とする企業の合同結合の促進である。しかしして産業の合理化は失業の増大を結果したるのみと見るは一側面觀に過ぎない。ただこの産業の合理化は單に生産方面のみの合理化であつたといふ點に根本的な缺陷を包藏した。しかしながら一面、企業の合同結合の勢を助成して統制經濟への推移の一過程を形成したことは看過し難い。

更に統制經濟の背景の一つとして、天然資源の保存を考慮すべきである。既に世界大戰前米國に於て時の大統領ルーズベルトに對し、同國各大學教授等を網羅する天然資源保存委員會は一の提案をなした。その趣旨によれば、天然資源は米國に於ては極めて恵まれた状態にあると云はれてゐるが、近代産業の躍進とともに原料材料として天然資源の消費は加速度的に増大しつゝある。石炭、鐵、石油、木材、水力、魚介類、土壤等はその一例である。しかしながらこれらは凡そ數量に限度があり、これが採取開發には國家的規制を加へ合理的なる消費を圖るの必要がある。かくて市場價格の低下を恐れるがため減産規則の見地を離れたこの資源保存の思想は、統制經濟を考慮するに當つて極めて重要なテーマをなしてゐる。

最後に統制經濟發展の重要過程は、這般の大戦時に各交戰國がその全國民、全産業及び全資源の組織的統制運用の必要から、應急的にこれが國家管理乃至國家統制の形に於て幾多の新法令の發布又は新機關の設置を行つたことである。これに對し各國民の愛國至情は期せずしてこれが國家の緊急措置に呼應し、ここに所謂戰時特有の經濟を實現した。しかししてこの經驗は吾人に重大なる將來の經濟過程を示唆したのである。但しかくの如き特異なる經濟事態は戰時に於て

のみ可能にして、しかも戰時に於ては絶対に必要であるものと思惟された。これを要するに特異なる事情の下に於ては統制經濟を實施するの必要があり、しかも實現可能なる實證をこの機會に經驗したことは蓋し重要な意義を有するものといへよう。

そこでこの特異なる經濟を定義するに、統制經濟は羈束せられた經濟である。別言すればアダムスミスに於て見るが如き自由放任の原則——經濟は「見えざる手」の導きにより自然的に調節せられるといふ思想に對立する觀念である。従つて統制經濟は一の計畫を豫定する經濟である。統制經濟は一經濟領域に於ける消費を計量し、これに適應する如く生産を調節するための一の計畫を前提とする。この計畫に基づいて、各經濟分野の需給關係を律する。ヴァルガの所謂「計畫經濟とは生産と消費との双方的順應を意味する」とはこの謂に外ならない。

しかしして統制經濟の統制主體は如何といふに、それは勿論國家である。現在國家を以て最も公正なる統制主體と考ふることには於て異論はないと信ずる。従つてここには個々の企業に於ける結合乃至合同の行ふ一企業内部の縦横の統制關係は、統制經濟の觀念に於ては一應除外して考ふべきである。この點に於て左翼理論家の説く「獨占資本主義は計畫經濟とは相容ぬ矛盾を包藏する」といふ非難は當らない。これを要するに統制經濟とは一經濟領域に於ける需給計畫に基づき、國家が規制する一の經濟體容を指すものと定義することが出来る。従つて統制經濟の實施に當つて重大なことは、各經濟分野に於ける組織化の問題である。何等纏りなき小單位の亂立は、統制的見地に於ける規制の徹底を缺く憾みがある。この意味に於て各經濟分野の縱或は横に組合、カルテル、トラスト及シンチケート等、所謂企業集中の發達せる

高度資本主義經濟は、また統制經濟を布くに適當なる素地を備ふるものといふべきである。かくて統制經濟の目的が生産者、消費者を打つて一丸とする一國の利益乃至經濟分野を綜合したる共通利益の増進にある以上、産業の國家管理に於ける經濟事態の基調をなす根本方針も、亦ここにあるべきは敢て言を俟たざるところである。

第四節 戦時産業組織の總括的理解

第一款 計畫策定上の一般方針

戦時の經濟的活動に使用すべき勞力及び資本其他一切の財貨は、緊急不可缺のものに限るべく、若しこれが使用放漫なるときは戦争に對する國民の緊張を弛緩するものである。苟くも戦勝を獲得するためには國家の全智全能を顯現して、その持つる全經濟資源をこれが終局目的に向つて動員しなければならぬ。しかしてこれがためには次の四項目を一般的に施策する必要がある。

- 1、勞力を節用すること。
- 2、軍事上の所要を第一とし、輸出のための所要を第二として生産能力を最高度に發揮すること。
- 3、國內の消費を制限して輸入を絶對的最少限度に許容すること。
- 4、自國の軍事並に産業上緊要としない勞力及財貨は極力これを輸出して、前項輸入資材の決濟資源となすこと。

また前記の目的を達成するためには左記各項の手段を適確に實施するを要する。

一 人力の經濟

- イ、國內消費に充てられる奢侈品生産業の如く、その必要絶無若くは必要度僅少なる業務に従事することを禁止又は制限すること。
- ロ、戦時に於て必要な生産に従事せる労働者を自發的、若くは狀況の如何によつては強制的に戦争遂行上緊要なる産業に轉移せしむること。

二 金融の節制

- イ、必要なか或は些少なる目的のために資本を増加し、又は借入するを禁止若くは制限すること。
- ロ、資金の輸出及證券の輸入を禁止すること。
- ハ、緊要なる輸入品に對してのみ金融するため外國爲替を管理すること。
- ニ、急激なる通貨の膨脹を緩和し、産業界の不安を鎮靜し、労働爭議を豫防し、奢侈品及び不必要品の消費を防遏するため物價利潤及び勞銀の安定を圖ること。
- ホ、總ての超過利得乃至不勞所得に對しては專賣法又は租税法により、或は任意的に所要に應ずるか強制的に公債に募入せしめ以て緊要なる事業に投資せしむること。

三 輸送の節約

- イ、海上輸送を統制すること。
- ロ、輸入は軍需品及び一般必需品に制限すること。
- ハ、旅客貨物の鐵道輸送を制限し、緊急の所要に對しては優先權を附與すること。
- ニ、貨車の所要を最少限に止め、無益の往復を絶無ならしめるため食料品、原料其の他の必需品を地區制に基き組織的に配給すること。
- ホ、必需品の輸送は無貨として政府の計算に歸濟し、商工業に關する輸送もその貨銀を統制して均一にすること。

四 生産の統制

- イ、必需原料の統一的管理及び分配は、各省又は管理組合これを處理すること。
- ロ、主要産業の管理は政府當局、所有者、經營者及び労働者の代表を以て組織する評議會に委任すること。
- ハ、各種産業の生産は左記の緩急順序に計畫すること。
 - a 自國及聯合國の陸海軍需要品を管理價格にて生産す。
 - b 最小限度に於ける一般用必需品を管理價格にて生産す。
 - c 最も高價にて輸出するため奢侈品をも含む輸向商品を生産す。
- 二、原料運輸及び労働等の關係を顧慮して各工場には最も經濟的に労働者を分配し諸工業を統一的に管理する、從つて至便の位置にある能率大なる工場をして最大能率を發揮せしめ能率上不便の地にある工場はこれを閉鎖すること

ホ、各工場の犠牲負擔を均一にして全工場の能率を發揮せしめ、且つ所要に應じて生産し得るやう各工場の生産費及利益額を統制すること。

ヘ、營業上及び技術上の智識を廣く利用せしめ、經營者及び労働者をして最新の生産方法に通ぜしむること。

ト、各製造業者の競争心及協同心を助長するため生産物の品質を比較檢定し、その結果を公表して指導に資すること

五 消費の統制

イ、給與數量を合理的に緊縮するとともに代用品を使用して極力浪費の絶滅を期すること。

ロ、食糧、被服及び家庭用品等の一般必需品は公定價格を以て組織的に分配し、また場合によつてはこれらの品種に對し定量制限制度を適用すること。

ハ、奢侈禁制品を制定し贅澤品の賣買を禁止すること。

ニ、市民の燈火、薪炭及び石油等の消費に制限を加へること。

ホ、動物飼料の浪費を絶無ならしめ、食用に轉用し得る物資の消費を制限すること。

政府によるこれらの斷然たる管理實施は、その施行以前又はその以後に於て種々の困難を伴ふが、爾後漸を遂うてこれが實施の効果を發揮しなければならぬ。しかし政府當局も實業家も將又輿論に於ても必要以上の國家管理を要望するのでないから、これが管理に伴ふ常態の改革變更も亦必要に迫られる最後の時機まで保留されなければならない。しかもかかる場合の遷延は却つてこれが管理の實行に對し、充分なる準備を完成せしめ且つその業務を單純化するに利益

を齎すものである。

第二款 農産物の戦時統制

戦時に於ける農産物の統制に關する制度の第一條件は、農産品の蒐集及び分配に對する總ての業務を一の大きな組織に委すことである。またこれのために一の計畫を必要とし、しかもその計畫が能く實行せられるか否かを調査すべき一の中央機關が必要である。何となれば互に獨立して行動をなす若干の集團と、各矛盾する數種の計畫とを有すること、或は全國の農産物取引をして幾千の集團の意のままに行はしむるが如きは戦時に不都合を來すからである。のみならずこれが公定價格の決定運用も分配に關する包括的且つ組織的計畫なくしては何等の効果をも擧げるものではない。

しかしてこの組織の形態は各農産品の取引状況によつて異なるが、その最も簡單なる方法は言ふまでもなく既存の或大規模の組織を利用することである。しかし多くの農業生産品に於てはトラスト乃至カルテル等の存在がなく、また一般に農産品は農業者の協同組織によつて販賣せられることも尠いのであるが、若しこれが完全に協同的に組織せられるならば、戦時に於ける統制の問題は容易に解決せられるのみならず、これら農業者より成る機關は政府に代り統制を執行し、且つ政府より強制的に農業者に課せらるべき困難問題を緩和することになる。即ち平時に於けるこの種機關の存在は戦時動々もすれば壓迫的なりとして忌避せられる官僚的機關に代ふるに、農産品取引に關する責任ある自治體組織を成立せしめ、これが重要問題を調整すべき至大なる役割を演ずるに至るのである。

次に農産物の價格政策であるが、その一定せられたる價格は重要農産品の場合に限り、凡て政府によつて補償を受けることが必要である。その價格は單に最高若くは最低の何れにも限定せられず、最高及最低の兩者につき規定せるもので、例へば先づ最高價格とは買手がそれより以上の價格を以て購買することを法律によつて禁止し、その價格以下にては市場の景況により幾何でも購買し得る如き場合の價格を指稱するものである。しかるに若し最高價格が市場に對して大なる影響を及ぼさない點に決定せられるときは、その分配は需要供給の自働的調節に任せられるため、この種最高價格は必ずしも分配の状況を支配せず、同様に法定の最低價格も若し需給關係が市價をしてこれ以上に昂騰する場合には何等の効果を齎さない。

従つて集中購買の行はれない最高價格は供給を涸渇せしめるとともに、また集中購買の行はれない最低價格は需要を涸渇するもので、何れの場合に於ても分配は不規則となり買手及び賣手の間の不公正と妥協とによつて如何様にも變化される虞れがある。要するに最高及び最低價格の保證は集中購買、集中分配及び集中轉賣等の制度によつて最も簡單に且つ最も經濟的に實施し得るものである。即ち如上の意味よりしてもこれが適正なる形式に於ける公共的獨占と、更に生産及分配に要する経費を平均し且つ損失に備ふべき利潤をも設定するに足る單一なる經營上の一大聯合を必要とする所以である。

第三款 企業の統合

二七〇

工業動員の成果の要諦は企業の統合 (Unification) にある。ここにいふ企業の統合とは單に製造家のみを以て一集團を形成するといふ狹義のものでなく、或る種生産品に關聯する製造家及び輸入者は固よりこれが取引業者、卸賣乃至小賣商其他苟くもその生産及分配に關係せる各段階より成る有機的統合を指稱するものである。従つてこの種の廣汎なる統合には、更に各種の生産の階梯に於ける製造家の中間的結合をも包含するが、勿論この統合體は廣義の統合組織にとつて重要な役割を持つ。

しかしてこの種企業の統合の過程については實際上必ずしも一樣ではない。製造工場の實際の所有權及び箇々の事業經營に對しては何等の干渉なく、各私設工場及會社は各別の製造單位としてその業務を繼續し、假令政府に於て該工場を所持するもそれは所有權の變更を意味するものでなく、管理によつて政府が經濟上の責任を負ひその目的に應じて工場を設備し且つ利用するのである。故に管理制度の重要な特質は製造家がその製品の販賣及材料の購買について箇々の責任を課せられるも、その製造工場の技術的行程又はその装置の運轉については自己本來の責任を有することにある。

即ちかかる統合は購買及び販賣の集中に關する一般方式に於ては、寧ろカルテルの組織に類似するもので、所有權及び事業管理の併合とともに販賣及購買の過程を併合するトラストとはその性質を異にするものである。しかし所謂價格公定法及び一定の價格にて生産品の輸送を行ふはこれらの方式に對する第二の類似點で、原料より完成品に至るまでの

各種生産過程に於て價格は所謂轉換費 (Conversion Cost) を基礎として決定せられ、かのカルテルの如く需給の關係によつて正當と認められる點にその價格を決定するものではない。しかしてこの價格公定法が所謂垂直的トラスト (註) の内部に於ける組織に近似してゐることは興味ある問題である。ただ最も重要な相異點はトラストによる生産品が通常最大の利益を獲得せんとする價格によつて販賣せられるに對し、國家管理による場合は前記の價格より低位の價格を以て販賣せられることである。かくて製造工業に對する戰時管理は水平的カルテルと垂直的トラストの兩者に近似せることが知られ、従つてこれが組織に關する理論的形態は「水平的組合の垂直的結合」とも定義し得る。

〔註〕 垂直的トラスト (Vertical Trust) とは原料の生産より完成品の生産に至るまでの會社の結合を意味する。例へば機械業の合同に於ては石炭坑と機械装置との兩部面を所持することもあり、電氣業の合同に於ては銅線其他の線條工場及び硝子工場並に電燈用バルブ其他の器具販賣業者をも包含する。

即ち國家管理の實行は若しその社會に、廣く企業の合同が成立せるとき一層簡單に決行し得る。業務を均等に分配し、能率の不充分なる設備を改廢し、各種原料の分量を定め、或は生産品の分配を規正するが如き事業は、若しこれらを單一なる經濟單位に包括せしむべき大なる組織に託し得るならば、政府事業の勞力を著しく輕減し得て、利害相反する當事者間の問題を、如何にして公平に處理すべきや等の問題の如きは、國家的トラストを論ずる場合には生じないであらう。

しかし管理制度の下に於ける工業の組織と私人の經營する大なるトラストの組織との間の共通點並に相違點を徹底的に究明することは困難である。管理制度の下にありては單に表面上の規定では政府の權力によつて左右せられる壓制的のものであるが、その實行方面に於ては政府當局者は或る特定の取引に於ける大多數の者の賛同と援助とによつてのみ處理し得る立憲的機關の如きもので、商人及び製造家の發意による共同動作は少くも法律によつて與へられた廣範圍の強制的權力の如く重要なものである。實際に於て軍の目的のために土地及び工場を所持するは、政府がその必要と認むる期間自己の任意に如何なる方法にも使用し得ることを意味するもので、通常の意味に於ける貸借料支拂義務を有せず、單にこれによつて蒙る損害に對して補償をなし、政府の管理以前にその事業が從來舉げて來た利得を計算して工場主に支拂はんとするもの、換言すれば所有權を移轉することなく政府に無制限の使用權を與へるものである。

従つてこの場合に於て政府はその既存設備を任意に使用し、また必要に應じて新なる管理方法を創始し得るが、實際に於ては大なる變化なくその政府管理を發表するに當つても、從來の所有者が實行せると同様の方法を以てその業務を遂行すべき旨の一般的訓令を附加し、且つ從來所有者が隨時受けたると略同一の指示に従つて通常の方法により賣買を繼續すべきことが指令される。即ち各個の工場管理法については何等細部に亘る干渉を加へないで、政府はただ價格に關する一般の標準を定めて生産すべき財貨の品質を一定し且これを賣却すべき價格を決定するに止る。この處置の長所は統制制度の下に於て往々生ずる死的部分、即ち工場管理者に個人的判斷の機會を與へしめず或はその經營上の自由に對して抑制するが如き危険なる組織が殆んど採用されないことである。

即ちここに注意すべきことは本問題が、トラスト及プーリング等の施設其の他總ての大規模組織に於て共通に起るところの、該組織内に於ける死的部分の隨伴を餘儀なくされることである。如何なる大規模の工業を組織する場合に於ても、各個人の自發的努力があつてこそ能率も増進し、従つてその發達が期待されるものであるに拘らず、大規模の經營は各個人の判斷に代ふるに規則を以てし、常識に代ふるに煩瑣なる手續を以てする等總てが機械化されるのであるが、これに對して如何に適當なる解決策を以て臨むかは本制度を左右する重大事項である。

第四款 商工業に對する政府參加の擴張

戰爭の結果として商工業に對する政府の管理若くは參加の著しく擴張せられるに至るであらうことは一般の所見の一致せる處であるが、かかる政府權力の擴張が却て有害と思惟せられる場合に於てさへ、なほその不可避を暗黙の裡に容認し、しかもこの事は單に戰時及び戰後の必要状態に轉移することに對し餘儀なしと目せられる時期に於てのみならず、今や一國の平時經濟の一部としてすらこれを容認せんとするに至つたことは蓋し注目し得る。

政府の産業參加はこれを二様に分つことを得るが、その一は過渡期に於ける政府の管理（主として經濟上の理由により）、その二は永久的管理（主として財政上の理由により）である。獨逸の過渡期に於ける經濟上の管理については大體次の如き根本方針が採用された。即ち（1）船腹の管理、（2）輸入の制限並に禁止、（3）對外貸付の管理、（4）原料品及び製造品の輸出取締、（5）工業復興の平等を期するため輸入貨物の分配に對する管掌等である。かくて過渡期經濟

の問題は原料品の供給充分なるを得ざる限り、國家がこれら原料の不足に悩む産業に干渉してこれを保護せざるを得ざる旨を公言した。これによつて見るときは政府が商工業全般に亘りて管理せんとするの意圖でなかつたことは明かであるが、少くも外國爲替状況並に船腹の減少によつて生ずる諸問題及び特に纖維原料、護謨、油脂、皮革等凡そ供給の不足を豫期せられる範圍に關しては政府干渉の必要ありと認め、また他方に於て過剰なる輸入を防止するため國家がこれを管理するの要あるものとした。即ち改造計畫案に於ては過渡期間中は政府が宜しく輸出入全般を管理すべく、且つ原料品の分配は戰時機關の手を通じてこれを行ふべきことを提議した。なほ船腹の管理に關して同國政府は出來得る限り海運業者の營業方針には干渉せざる意圖を有したが、自國船腹は主として緊要なる物資の輸入にこれを充つべく、また各種貨物需要の緊切度合に應じて船腹の割當を行ひ更に運賃に關しても亦干渉するの權利があつた。しかしてかくの如き船腹の管理は海運業の代表者を以て組織せられ、且つ法律を以て船舶の使用並に傭船契約の認許等に關する權能を附與せられたる一機關を通じて行はれた。なほ國家管理に對する英國政府の態度は、戰爭終熄後少くとも一二箇月間は戰時中の敵國貨物に對する輸入禁止を繼續し、且つ或種の重要原料品の輸出を管理するの權能を附與したる法案中に指示せられてゐる。

次に政府の經濟社會參加の第二法即ち永久的政府管理といふは、實際に於て政府獨占事業の設置に局限せられるものにして、これは戰爭のために生じたる財政上の債務を辨濟するに必要な巨額の收入を得る最も論理的方法と認められる。獨逸に於ては同國政府當局者及び經濟學者が、戰時この獨占事業に關して極めて慎重なる考究を試み獨占到附す

べき貨物の種類並に政府が或貨物の生産に干渉すべきか、又はその分配を管掌すべきか等の點について決定した。なほこの財源として主張せられる獨占事業の外に獨逸の經濟學者は自國の購買能力を動員して、敵國側の經濟的差別待遇に對抗するの手段として原料品の輸入を政府の獨占事業たらしめんことを主張した。即ちこの種獨占の利益としてはこれによりて一方海外に於ける購入價格を低下せしめ、他方内國に於ける賣渡値段を高めることにより有力なる國家の財源たらしむることを得るのみならず、これは單に輸入貿易に干渉するに止りて毫も内國に於ける取引を妨害するものでなく、またこれがため政府が賠償するの必要ある既得利益の範圍も大きくない等の諸點が擧げられた。

第五款 自給經濟と重要生産品の國家管理

經濟社會に對する政府權力の擴張はまた次の希望と相關聯せるもので、これは政治上の必要に基く經濟上の自給自足並に重要原料品又は其他缺くべからざる生産品に對する國家の管理である。英國にありてはその領土に於ける天然資源の豐潤なるが故にして、獨逸に於てはこの種原料品並に生産品が自國を初め中欧諸國に於て比較的缺乏せるによるものである。重要物産に對する國家の管理が極めて重要なこと及び政治上の事變が、かかる生産品を自由なる經濟法則の範圍外に置くことを必要ならしむる事實は這般の大戦が明示した如くであるが、論者は若しこの種の管理が戰後に於てもなほ必要であるとすれば、これを政府の權能に屬せしむべきは固より免れ難き處であるのみならず、またこれにより多大の收益ある場合に於てはこの利益の大半は少くとも政府が收め、以て戰時並に戰後に於ける諸種の社會改造計畫に

基く債務の辨済に充つべきものなることを主張するものである。即ち如上の考慮は恐らく戦争終熄の後に至るまでその跡を遺し、戦後の改造時代に於ける交戦國と經濟的立法に影響を及ぼす處が少くないと信ずる。

戦争の結果として各交戦國に於てはその國民中の近代工業に従事するもの間に相互倚助を實現するに至らしめるが同時にまた現時の如く工業の専門化を來せる状態の下にありては、工業の發達せること英國の如き國ですらその領土内に産する原料を使用せる製造品の供給をも外國に仰ぐが如き事實が判明した。尤もかかる事實は既に從來から人の知る處であつたが、ただ近代戦は工業の専門化が一朝有事に際し却つて不利益を齎すことの少くない事實を一層明白にするに至り、ここに所謂經濟上の自給自足の必要が最も盛に唱道せられるに至つた。加之他方に於て戦争勃發後輸出入禁止の如き各種貿易上の制限が實行せられた結果、重要生産品に對する國家の管理が極めて緊切なることを一般に悟らしむるに至つた。なほこの自給自足に對する運動と相併んで英國にありては重要生産品の製造に従事する或種の工業、即ち中樞工業に對して保護政策を採用すべきことが唱道された。かかる傾向は固より或種の獨逸製品——染料、化學製品其の他同國の工業並に軍備に對し特に緊要なる諸品の輸入を禁止したる直接の結果であることは明かであるが、また同時に關稅改正及び英帝國內特惠に關する舊來の主張と密接なる關係を有する關稅改革運動の一面と認められる。即ち戦時に於て勃興し若くは擴張せられた或種の工業に向つて、關稅上の保護を與へんとする諸種の方案は開戦後久しからずして有力なる諸方面から提議せられた。かくて同國の「帝國戰時會議」(Imperial War Conference, 1917 London) は原料品及び食料品の供給並に重要工業等に關して英國を外國より獨立せしめんことを圖る諸方策乃至英國內特惠制度

(Imperial Preference) の實施を採擇した。

第六款 價格管理の理論及機構

平時に於ては公益又は特殊會社の價格取締に關し若干の規定の存するは別として、一般商品の價格を資本主義制度下に國家が管理するは全く經濟上の異説とされてゐる。しかるに戦時に際會するや輿論は價格公定制度に親炙するは固より、不當利得の獲得を一撃の下に絶滅するためにはこの手段によるを最も可として支持される。即ち戦争の遂行上必要な財貨の生産が經濟的にしかも迅速に行はれることは實に一國戦時の重大案件であるが、この條件を具備するためには價格の制限による方法を必要とする。

しかして如何なる場合に價格制限の方法を用ひ、また如何なる場合にこれに代る戦時利得税の制度を行ふべきかについては、先づ次の諸點について研究する必要がある。

(イ) 財貨の必要度 財貨の種類が若し政府のみの需要にかかり且つ相當多量の生産あるものは、價格制限及戦時利得税の何れによるも可であるが、これに反し官民共通の必要品例へば石炭及穀物等にありては前記何れの方法によりても適當でなくこれについては自ら特殊の取扱が必要であり(註1)、また民需必需品に屬する財貨については最低價格を定めることが可である。

(ロ) 獨占性の有無 財貨の生産又は供給が獨占的のものか否か、又はこれにつき自由競争の行はれるものか否かは

本問題に斟酌すべき一要素である。凡そ財貨にして實際上独占性を有するものにおいては価格を制限するの必要あるは言を俟たない(註2)。しかしながらかくの如き独占性を有せずまた市場に於ける買占にもよらないで、單に著しき戦時需要の増加によつて価格の騰貴を見るべき財貨は如何にすべきやといふに、これについては財貨が価格の騰貴に伴つてその生産増加を期待し得るか否かによつて定まる。

(ハ) 生産の増加 所謂大量生産品に於ては大體價格の騰貴によつてその生産を増加し得るものであるが、凡てこの種の財貨にありては價格の騰貴に委せてその生産増加を來さしむるとともに、戦時利得税の制度を設けることが可である(註3)。これに反し財貨の種類によつては技術上又はその他の制限の存することによつて、自らその生産に限度があるもの又は直にその生産を増加し得ないもの等があるが、これらの場合にありては最高價格を制限する方法が最も適當である。

〔註1〕 或種の財貨を全然國家の管掌の下に置くこと。

石炭及び穀物等の如き種類の財貨については戦時利得税又は價格制限の何れも不適當であるため、大戦時は各交戦國共通に次の手段を採つた

- イ、英國は苦き經驗を重ねた後、炭礦を政府の管掌下に置いた。
- ロ、獨逸は石炭の生産及販賣を政府の管掌に移した。
- ハ、佛國政府は全國を三石炭區に分ち、石炭販賣の全權を掌握した。
- ニ、露國に於ては炭礦を政府の手に收めた。

ホ、伊國政府は石炭の輸入及販賣を獨占した。

ヘ、米國に於ては石炭及コークス等の生産並に販賣については、事業者合同を形成して政府の指揮の下に屬せしめた。なほ食料品の賣買についても亦各交戦國の措置はこれと略ぼ同様であつた。

〔註2〕 價格制限を行ふべき財貨

銅及鐵等の如く官民共用の財貨にして市價騰貴するも急速に生産を増加する見込少く、他方に事實上殆ど獨占的狀態にあつて競争の結果正當價格以下に低落することのない種類に屬するものは、價格制限の方法を適用するが可である。

〔註3〕 戦時利得税を適用すべき財貨

政府が戦争遂行のために必要とする多數の製造品にして且つ價格の騰貴によつて生産を増加し得べきものは戦時利得税を賦課すべきである。即ち政府が當該財貨の價格騰貴によつて失ふところは、戦時利得税の賦課によつて補ふことが出来、一般に於けるこの種財貨の消費者は價格騰貴の影響に對し、その製造品の價格をそれだけ引上げることによつて負擔を免かれることを得、最終消費者に於いてはこれが價格騰貴の苦痛を轉嫁するの途なく結局その消費を控ふるより外に途がないが、蓋し戦時に國民の努むべき第一の責務は生産の増加を圖ると同時に消費の節約をなすにある。(第二章第五節參照)

即ち自由競争の條件の下で生産された諸商品を目標とする價格統制組織は、生産に動搖を與へる虞れがあるため、かかる現象を避けるには最高價格を制定するに當り、價格統制のなかつた場合に比べて生産を低下せしめない程度に於てこれを定めざるを得ないが、その結果生産者の取得する大なる利得に對しては特別利得税を課することによつて國庫がその大部分を收得する。この場合需給兩者の合意による價格の決定は、政府の規定する價格公定の基準となるが、かか

る手段によつて決定せられた最高価格には何等特異とするものはない。しかし獨占業者又は團體の定める最高価格は、第三者の決定する最高価格とは全然その趣を異にし、たとへ政府又は同業組合が公定価格を以て商品を賣買するも、仲間商人乃至小賣人等が壟斷する利益を統制しなければ完全ではない。ここに於て生産者、卸賣業者及び小賣業者の三者に對する價格の最高追加率が、統制機關によつて確立されることになるわけである。

次にこの最高價格令が如何なる程度まで實際に勵行されるかを考察するに、これを概括的に言へば管理計劃が普及徹底し且供給の窮乏が激甚でない場合は、これが違反行為の大規模に行はれることが少ない。即ちこれが勵行は輿論が國家管理の必要を理解し且これに默從するを以て愛國的義務を是認し、管理を受けた商人の意見をもこの輿論が許容するときに望まれるのであつて、これが施行を單に政府當該官吏の發する命令と法廷に於ける處罰とのみに依倚するときは失敗に終るを免れない。のみならず動もすれば價格管理を以て危険又は實行不可能の事業とする意見も一部に抱懷せられることを注意しなければならない。しかし如何なる反對論もそれは單に經濟上の正論たるに止り、實際上及び政治上よりは妥當視することを得ない。戦時の經驗を以てすれば假令その反對論が少からざる眞理を藏したるにせよ、實際上に於てはそれによつて豫想せられたやうな支障は生ぜず、寧ろこの部分的國家の干渉は延いて他の部分に干渉の擴張を必要とするに至ることである。

なほ價格管理制度と通貨膨脹との關係如何といふに、若し一般物價騰貴が通貨膨脹の結果にして且つ通貨膨脹が戦時現象として不可避であるとすれば、價格管理は通貨膨脹の禍害を避くるためには全く欺瞞的施設に過ぎない。しかしな

から價格管理政策が開戦當初より組織的に且繼續的に施行せられるときは、戦前の通貨額によつて軍費を充足するに効果あるは疑ひを容れない。但し商工業に對する管理事業が如何に徹底的に實施せられても、當時の情勢がこれを必要とせる個人の購買力を急速に國家に移轉するためには或る程度の通貨膨脹は避け難い。即ち如何に價格管理により低廉なる物價を維持し得るとするも、課税のみを以ては政府の必要とする莫大なる購買力を充足する強力を保有し得ないことである。従つて通貨膨脹に伴ふ收入に比例して變則的課税に依頼することは必要の施設である。しかし通貨膨脹は決して民間の富を最も多く國家に移す有効策ではなく、實に通貨膨脹は最も非科學的なるのみならず、課税の形式としても最も迂遠なるものである。要するに理論としては完全なる國家管理事業と財産徵課に等しき課税制度の併用せられるとき、通貨膨脹はこれを回避又は少くとも最少限度に防止し得るものであるとの見解が成り立つのであるが、かくて價格管理政策が戦時財政上に現象する禍害の幾分にも除去し得る手段であることが確認せられる。

第七款 組織的分配

如上本篇の主論とする戦時經濟の特異點は、需要供給の法則を停止するための計畫策定にあるが、これが目的を完全に實現するには組織的分配による需要供給の調節が必要であるは云ふまでもない。しかば如何なる主義の下にこの組織が完成せられ、また如何なる程度までその採用された方式が需要供給の法則を支配するか、先づ第一に注意すべきことは絶對的の意味に於ける自由競争は、決して經濟界の各局面に存在するものでないといふことである。即ち需要供給

に關する古き抽象的の理由は、多くの場合現在では宛も無關係若くは架空的の理論たるが如き觀がある。

その一は或種商品の如き概ね風説、想像若くは所謂商業的掛引等が取引上の主たる要素をなし、これがため需要供給の自動的調節は一層圓滑を缺き、價格の大なる變動は地方的且一時的にしてしかも個人的な理由により、時を異にし場所を異にする毎に起るを常とする。その二は全然これと反對に需要供給が大なる企業合同又は聯合によつて調節せられる取引組織である。この場合にはその取扱商品に對し事實上の獨占權を有するものにして、これも亦所謂市場組織を有せざる市場を現出するが、この場合に於ては需要供給の調節若くは價格及分配の統制が、明確なる計算と綿密なる統計によつて行はれ、供給の流れと需要の總量とは單一なる機關によつて畫策せられる。

従つて一時的の數量超過の如きは種々なる臨機處置によつて如何様にも調節せられるもので、例へば需要を促進するために賣値の低落を圖り、供給を減少せしむるために購買價格を低廉ならしめて轉送を圖るが如き、若しまた結合が分配者の外に生産者をも含むときは生産の縮少、勞働時間の短縮其の他生産數量の減少を來すべき方法を講ずるが如き等である。即ちかくの如く國內的に連絡を保持して價格を協定し、若くは結合を圖り得る品種にありては需給の關係は或る程度まで集中的計劃と統計的組織とによつて調節せられるが、この組織は國家管理の下に規正せられた需要供給の機構に最も密接な類似點を有する。何となれば單一なる中心的勢力によつて需要供給を規正する國家管理の機構の主たる特質は、かの大量的分配をその目途とするトラスト及カルテルの重要な特徴と共通だからである。

惟ふに價格の變動は取引を攪亂せしむる重大要素であるから、出來得る限りこれを最少限に制止する必要がある(註1)

なほ組織的分配と自由分配との異なる重要特質は、この價格の變化を極めて少からしめることであつて、集中の程度強く且つ統計材料の愈々完備するに従つて、價格の水準線は一層の堅實さを加へるものである。分配に關する集中主義は時間的に價格齊一の傾向を示す外、更に空間的にも亦價格齊一の結果を齎し、生産地に最も隔離せる消費者も、これと近接せる消費者と同様の價格を以て購入することが出来る(註2)。

(註1) あるものの利益は即ち他のものの損失となり、他のものの損失は更にまた他のものの利得となる。

(註2) 廣地域に互り一定の價格を以て販賣する組織は、小賣業者が事實上に於て販賣代理業を營むこと即ち一定の手數料を附與せられるもので、輸送費及び各種の中間経費はプールの實行することによつて平均せられる。

しかして統制制度に於て價格と距離に應じて箇々別々に公定することの極めて困難なる業務に屬することは、その正確なる差別價格表(Differential Price Schedule)を作製すること及びその距離による無限の階段を設けること、事實上至難なることによつて明かである。従つて距離によつて異なる價格を公定するよりも、寧ろ單一の價格を決定公示するが最も妥當である。勿論この齊一價格は標準數量の標準品質に對してのみ應用し得られるが、管理制度の下に於て各財貨の品質乃至成分を標準化することは、單に消費者をして不正手段より免れしむる保護方法となるのみならず、更に價格公定の重要な要素ともなる。

組織的分配法による需要供給の調整手段としては一種の交換所組織なるものが利用せられ、宛も貸方と借方とが手形交換所に於て清算される如く、需要と供給並に過剩と不足とが統制によつて互に決済せられるのである。しかして分配

の實施と價格の決定とは、需要の測定とこれに應ずる供給の測定とに基くところの或る政策又は計劃に合致せしめられるべきもので、過去及現在とこれに基く未來の狀況は記録に徴して曲線圖解又は早見表として統計的に表示せられ、これらの補助手段によつて中央機關は或は長期間の政策を劃定し、或は常時所要の豫定計劃並に時々發生することあるべき變則的狀況に對する一時的處理方法を定めるのである。この計劃は供給に危険を伴ひ消費にも亦極端なる制限を附せらるべき戰時に於て特に重要である。

第八款 束縛經濟形式への移行

國の産業組織に關する戰時體制への移行は、財貨の生産及び分配に關する自由なる經濟活動より、統一的及計劃的企圖への移行の意味に於ける組織の編成替を必要とする。しかしてかかる施設の魁をなすものは、戰爭の勃發とともに外國より輸入する原料に對して利害關係を有する大工業及商業家が結成して、統一的運営と絶えず擴大する企業の危険を共同して負擔することにより、殆ど底止するところを知らないほど絶大な困難を、協力の下に克服せんとする組織である。これと同時に戰爭の遂行に必要な原料の確保と調達を目的として施設せらるべき諸機關、食糧政策の分野に於ける緊急的諸方策及びこれに關聯する爾餘の事項に對する規正等である。

即ち戰時經濟はこれら以上の端緒的事項から出發して、漸次擴大せられてここに全經濟の諸部門に亘つて最高價格、標準價格、價格の審査、使用の制限、供給義務の賦課、購買證明書、休業規正、生産統制、收用及び強制管理等による

個々の部面に對する國家干渉の範圍は益々擴張する。かくて軍生産體制は計畫的な工業化の基礎の上に生産力の不斷の向上あるところのみ、國家のあらゆる資源に關する計畫的な利用が可能となるのであるがその實現は容易でない。何となればわが國平時の軍生産體制に關する内部的構造は、資本主義發展の不均等な諸法則によつて決定されてゐるからである。従つてこれがためには單に特別の諸關係や諸要求に適應すべき經濟的活動の變換の必要を意味するのみならず、更に進んでわが經濟組織の編成替の必要を前提とする。

われわれは既に國家統制の組織が戰爭の遂行に有効であることを確認した。即ち戰時は一般的效用の國有化並に私人的企業の團體統制が民衆の慣用語となり、所謂大規模の組織及び科學的施設が世人の思想を支配する。かくて自由主義を主張する人士に於ても、戰時中は政府に於て商工業を指導するの責任を、少くも社會が安定して平衡状態に至るまでは留保すべきことを主張するに至る。世の識者を惑はすものは事物の差異を觀察するよりも寧ろその類似を觀察すること、換言すれば何事も先づこれが實行に際しその結果によりて判斷するよりも、先づ演繹を論じて結果を確定せんとする傾向を有することにして、これらは戰爭の遂行に重大な關係を有する異常的處理を害ふものである。

戰爭は國の平常經濟生活に激變を與へ、國民は日常生活上未曾有の困難を嘗めねばならぬことは勿論であるが、國家の經濟的組織が弱ければ弱いほど、これらの困難はその内部にますます激しく且つ深く反映して、遂にはそれに隨伴する經濟的危機を脱出するに困難となる。これを切り抜けるためには公定價格、強制節約、割當、優先制度及び諸多食料品に對する國家の專賣權並に國家權力の強力的干渉等多くの強制的手段が必要である。かくて戰爭の遂行に必要な諸手

段は國內の全經濟活動を緊張せしめることによつて、種々の源泉から獲得されそれらの手段が合して、ここに戰爭目的を達成すべき原動力を形成する。しかして戰爭が國家に提示する諸要求の總體は次の範疇に分つことが出来る。

- イ、食糧に對する要求。
- ロ、労働に對する要求。
- ハ、軍需品に對する要求。
- ニ、運輸に對する要求。
- ホ、財政力に對する要求。

しからばこれらの諸要求の夫々を充足するために必要な手段はといふに、それは戰時供給計劃の次の諸項を調査しなければならぬ。

- 1、戰時に於ける（一定期間中）軍隊及國民の必要を充足するための給養品は幾何量か。
- 2、第一項に屬するすべての財貨を生産するためには、幾何の原料、材料及び燃料を必要とするか。
- 3、第二項の原料を半製品乃至完成品に加工するためには如何なる生産装置を有してゐなければならぬか。
- 4、現在所有する食糧、燃料、原料及び工場裝備の程度並に宣戰布告後のこれが動向は如何。
- 5、不足する諸物資はこれを何處から、何時、如何にして且つ幾何量を獲得すべきか。
- 6、國內に於て獲得し、發展せしめ若くは新に生産し得るものは何であり且つそれは如何なる條件の下に獲得し得るか。

7、前各項の要求及作戰上これに對應する運輸設備の如何並にこれら諸任務の履行を完全に保證するための施策。

8、財政上の保證を確實にするためには如何なる施爲方策を採用することが必要であるか。

前記の諸項は更に次の諸問題を明にしなければならない。

- イ、食料品、原料及び燃料の生産地並にその生産力と戰時に於ける可能性の度合。
- ロ、これら生産品の集中地點と消費又は加工地に到る交通機關。
- ハ、平時より軍需のために作業せる諸工場の生産能力、並に民需品の生産に従へる諸工場の生産能力等に關する決定、及び後者が前者の生産に轉じ得る場合その發揮し得る生産力を明確にして置くこと。
- ニ、工場の人的要素（技術部員、労働者及び事務員等に關する性別年齢職務職場其他）と技術的設備（動力機的能力、發動機の數、馬力及び状態、主要機械及び工具の數と状態又は作業率、實驗室の状態）の現勢。
- ホ、當該工場の使用する燃料及び原料の種類と數量並にこれが代用品使用の可能性。
- ヘ、戰時に於ける工業全體の組織の一般的構造及工業の各部門の相互依存關係。
- ト、各工場の動員準備を定期に査閲し、必要な訂正を加ふるとともに宣戰布告に際し各工場がその動員任務を遂行し得るやう監督すること。
- チ、當該工場に對する火事及爆發等に對する豫防手段と防空設備を講ずること。
- リ、當該工場の財政。

これを要するに戦時の諸要求を満足させるためには第一に自國、同盟國及び假想敵國の經濟力に關する綿密なる研究、第二に軍隊及び國民に對する一般的供給計劃を平時より作成して置くこと、第三に戦争の重壓に對應し得る國民精神の鞏化、第四には戦時に於ける生産關係への國家干渉の準備と資本の國家的統制への轉化である。かかる條件の下に於てのみ國內のあらゆる精神的乃至物質的資源が、敵國との鬭争に投ぜられ得るのである。かくて國家經濟の權力的統制は國民經濟生活のあらゆる方面に統制の手を差しのべるのであるが、要するにこれは國家が組織されたる生産體制へと轉化することである。しかししてこのことは現代、資本主義國家が計劃經濟の組織的原則と自由經濟社會の諸矛盾との齟齬にもかかわらず、戦勝の最大目的には經濟を調整すること、即ち國家的統制なくしてはやつてゆくことの出来ないものであるといふことを示唆する。

換言すれば戦時に於ける需給の混亂と無秩序及びこれに隨伴する諸困難の事態を拾收し整調するものは國家的干渉以外にはなく、かくて戦時統制機關が形成せられるに至り、すべての商業契約は消滅し、工場は強制的に軍需生産に轉移せられ、國家は生産を完全に統制し、原料と製品とを分配し、物價を定め労働問題を調節する等一國の全經濟生活は國家の監視下に運営される。しかしこれには多大の努力と時間が必要である。何となればかかる手段を實施する以前に先づ社會をして、従來の權利關係を根柢から覆へすこの種手段の必要を自覺せしめねばならぬからである。

シュマーレンバッツハの意見によれば、われわれは既に新經濟制度への過渡期に立つてゐる。しかもその新經濟制度は束縛された經濟秩序であると。彼の見解に従へば資本主義的經濟には經營上一の缺陷(註)が存し、これが必然的に吾人

をして自由經濟より羈束せられた形式を持つる經濟へ赴かしめるのであると。換言すれば多額の固定費用を有する近代經濟には自働的に生産と消費とを調和せしめ經濟上の均衡を樹立せしむべき手段がない。何となればしかく大規模に比例費用が固定されると、經濟は生産を消費に適合せしめる能力を缺き、ここに國民經濟はその獨立の舵を失ふといふ奇妙なる事實を生ずる。しかして價格はこの固定費用の停止することなき増加に適應することが困難となり、漸次カルテルの如き結合が助成されるに至り、かくて固定費用は經濟を束縛經濟へと驅立てる。即ち固定費用の優位は結局その長い間に自由經濟の存在と矛盾するやうになり、これが自由經濟をして束縛經濟に代替せしむることになるのである。

〔註〕 資本主義的經濟組織に於ける内的缺陷の一は、經營内部の生産費が絶えず變化し固定費用の部分は流動費用に對して優位を占めることとなり、固定費用の影響は生産費に價格が順應するを不能ならしめるためカルテルを形成するに至り、必然的により束縛的な經濟形式への轉化を齎すことを示すものである。

如上によつてわれわれは統制なき資本主義經濟の若干の弊害が、カルテルに導きこれを以てその弊害を軽減するものであることを確認した。しかしながらカルテルの構成されてゐる經濟を以て直ちに束縛經濟とするシュマーレンバッツハの意見は誤解を生ずる、何となれば自由競争と資本主義經濟の原則たる營利の追求はカルテルによつて決して除かれるものでなく、却つて資本主義的經濟組織はこれによつて強固に維持されるからである。實際に於てカルテルによる所謂自己束縛(註)なるものは、この聯合によつて企業家が資本主義的經濟組織を、然らざる場合よりも一層よく且つ徹底的に實現する。故にカルテルは資本主義精神の克服ではなく却つて資本主義を鞏固にする一方法である。

〔註〕 個々の企業家が過剰生産、過度の投機又は投資等により企業全體を傷ける場合には、この企業活動の合目的な遂行に當つて彼等は妨碍を受ける。

しかしながらこれは最早自由競争の清浄なる空氣を缺き大なる獨占形態への進展を意味するものとして、やがて企業家的でない官僚的なる組織に轉化し、しかもそれが經濟を支配するに至るといふことを認識せざるを得ない。しかしてかかる高度資本主義經濟の組織化が産業動員の可能性——全産業乃至全資源の組織的統制運用を便宜ならしめ、かくて戰時の國民經濟が國家管理乃至統制の形に於て、所謂束縛經濟へと驅り立てられることを餘儀なくされる。即ちこの種形式の經濟が束縛經濟に轉化するは、要するにそれが需要充足本位に轉移せしめられることであり、従つてこの意味に於て社會經濟が自由經濟より束縛經濟へと驅り立てられなければならないとの理由は、畢竟戰時の巨大なる要求に對應すべく國家が生産及消費の持つ役割を、統一せる軌道の上に確實なる展開をなさしめんとするにある。

故に國家的束縛も結局その本質に於ては資本主義のそれと矛盾するものではない。ただその相違は利潤追求の營利目的が需要充足本位の公的目的に席を譲るだけのことである。しかもそれは資本主義經濟が恐るべき必要にかられて何等かの規正を受けるに止り、組織自體の死滅とは關係するものでない。これを要するに戰時は國家權力の干渉が優位を占め、従つて既存の資本主義に若干の變改を招來するが、そのために資本主義の根本本質〔註〕が厘毛だに變化するものではないのである。即ち著者が本篇の諸章に擧げた所謂束縛經濟形式の黎明を暗示すべき國家干渉は、悉く資本主義的經濟組織と矛盾するものではなく、寧ろ反對に屢々かかる經濟組織を軋轢なく實行するための前提となるものである。従

つて戰時はただ徒らに國家の干渉を拒否すべきではなく、その組織の目指す任務が達せられない惧ある場合、或はまた競争が經濟目的の本領と矛盾する多少不純なる形式をとる場合には、常にかかる手段と處置は却つて必要なる補充となるものである。

〔註〕 所謂資本主義の概念及び本質については、資本の解釋を明かにしなければならぬが、この資本とは何ぞやといふ問題に關しては學說區々であり、従つて資本主義なる概念が甚だ漠然とし且廣く解釋されるが、蓄積せられた原料、機械、實驗室及び多數の勞働者群を有する工場は、通例資本主義的又は高度資本主義的經營と稱せられるものの極度に發展した型を示すものである。

結 論

戰時は主要なる人的並びに物的資源の演ずる役割が再組織されなければならぬ。それらのものが使用される方向は變り従つて關心の重點が移動する。平時に於ては國民が正常的な休息と幸福を樂しむといふ條件の下で、その國が正常的に生産し得る生産物の量と勞働及び資本の量とが關心の重點をなしてゐるが、戰時に於ては戰爭の過程に於て直ちに使用するために國民から抽出し得る限りの生産物と勞働及び資本との量に全關心が集中される。かくて戰爭の提示するあらゆる要求、それが國民の經濟生活に反映する諸結果、これを充足乃至處理する最も適當なる諸方策の攻究、それは國家に負はされた極めて重大な任務である。殊に戰爭が國民生活の諸部門に影響を及ぼす程度は一樣でなく、それらの部門に提示する要求が様々であるだけにこの任務は一層複雑なものとなる。しかもこれらの要求が經濟生活を震撼させる程度は極めて強烈且つ深刻であるから、これが要求を充足すると共にそれによつて惹起された震撼を緩和することは、

結 論

一に賢明にして有力なる當局者の指導によつてのみ可能である。

すべてのことは人にある、このことは或る意味に於て眞理である。カイゼルによつて初められた世界大戦は全世界を敵とすることにより、その主動力を軍國主義に收攬してこれを拾収するために起つたのはラテナウ (Ratenau, 當時は Allgemeine Elektrizität A. G. 社長) である。彼はカントの哲學を理解し國民の自由性を認めると共に、産業が中央集權的に構成されることによつてその機能をより大きく發揮し得るものであるといふ信念を持つてゐた。彼は當時の極端なる反動政策、資本主義及び社會主義等の渦流にあつて、これら總ての誤れる政策の上に一大標識を掲げた。それは社會的自由に基づく生産の集中統制であり、舊來の官僚的統制と機械的運営を止めて、浪費を省き能率を擧げる産業の中央集權的統一である。彼は工業と社會と國家とを以て三位一體のものと觀じ、資本の民衆化によつてこれを結合集中して工業の原動力たらしめ、労働の組織を完全にしてこれが状態の改善とその安寧を維持することに努め、かくて基礎づけられた産業に對し極度まで生産原價を引下げることによつて、消費者の幸福を増進し生活を安定せしめ且つ私有財産の保護に努めた。言ひ換へれば個々の個人的機能を發揮せしめて、その團結組織を完全にして來た。この三つのものは相共に離るべからざる關係として集中された一の産業政策を形成した。しかもこれは戦後に於ける獨逸の合理化運動——消費者の福利増進、労働能率の増進及びこれによる餘剰貯蓄の資本化——の端緒を開き、社會的自由の精神に基づく合理的産業の中央集權的統制を以て資本、労働、消費の三階級に亘つて調節と共存共榮乃至はこれによる國家としての大發展を加へて再び動かない獨逸産業の基礎を据付けたことは、全くラテナウの先見の明と哲學的思索に基づくものと

いへよう。

これは見棄てられてゐた原理が大戦を機として嚴然たる事實となつて現はれたのである。即ち大戦が勃發するや從來謙遜で退嬰的であつた國家はその普遍性と萬能性を主張したのである。それは怖るべき必要に驅られて「生産分配及び交換の一切の手段」を所有するために進出した。かくして武装され鼓舞されることによつて資本及び労働は私的利益に關したものでなくなり「社會的機能」を持して、ここに個人主義の暗黒から期待せられた輝かしき黎明の中に入り込んだのである。この事實の示すところによれば戦争が經濟的に與へる意義は、すべての經濟目的を私的利益から公的利益の方向へ大移動を生ぜしめることである。しかしてこの移動は戦時の調達計劃に緊要なる整備と再組織を條件とする。即ち國家的統制の斷行である。商業的契約は消滅し、工場は強制的に軍需品の生産に轉移せられ、國家は生産を完全に管理し、原料と製品とを分配し、物價を定め、労働問題を調節する。これには多大の努力と意外の困難を餘儀なくする。その成功如何は國民の福祉、否、國家の存亡に重大關係をもつものである。

這般の大戦に要せる物資の調達に際し聯合國側が經驗した混亂の大部分はもし調達計劃の作成に當り、假令その細目に幾多の想定を基礎とする計劃であるにせよ、政府當局がより綿密にして一層廣汎に亘る努力を以てしたならば、恐らくは除去し得たであらうことは殆ど疑を容れない處である。今や大戦中の産業及び經濟上のあらゆる活動が研究し盡され、これを基礎として將來戦に應用すべき諸原則を確立することが出来る。何となれば列國の大多數が大戦時に遭遇した前述の産業上の經驗は、多くの重要な點に於て著しくその軌を一にしてゐる觀がある。即ち戦時需要の數量は戦前

結 論

の豫想を遙かに超過し、従つて國家の原料品、勞力、動力、運輸機關及び各種の生産設備に對する政府の統制並に物價の公定等政府の適當なる措置を必要とし、なほ凡ての場合に於て何等の準備なくして國家を戰亂の渦中に投ずる急造的方策は、一方面の不當利得と他方面の無用の苦難とを防止し得なかつたし、また軍需品調達に伴ふ浪費と遅延とを免れなかつた。しかしてこの國家産業を統制すべき行政機構は國家最高の行政首腦に直隸する別個の獨立せる政府機關として組織するを必要とし、かくすることによつて大戰當時の産業上の失敗を避け最小の遅延と最大の能率とを以て、その資源を國家の戰爭支持の目的に吸収し得べき方策を企劃することが出来る。

しかし戰時に於けるこの巨大なる仕事を統制するに足る有力機關を平時に於て維持することは不可能である。かかる組織は完全なる計劃を用意することによつて、戰時に擴張し得べき組織の骨組のみを作ることが最も賢明である。かかる機能の運用により莫大なる要求が確定されそれに應ずるための計劃がなされるのである。しかしてこれが計劃の達成は豫て連絡を保持せる産業各部門の戰時委員會と接觸することにより、組織的需要と組織的供給を得て戰時の如何なる調達計劃にも紛議の回避と供給の確保とに合致することが出来る。なほ巨額の戰時需要は一般國民の側にも存在するところが記憶されねばならない。この需要は前述の調達計劃には直接に従はないものであるが、しかし戰時管理の主要なる目的の一は公衆が無意味の苦痛を蒙らないやうに監督することである。従つて凡ての割當及び優先制度に於て公衆の需要は支配されるのである。かくてこの制度は將來のあらゆる緊急なる場合に於て需要と供給とを組織化し、常規を逸した競争による愚劣、浪費及び損失を完全に避けることが出来るのである。そこでもしこの方法により戰時に於ける産業

問題を解決することが出来るならば、何故平時に於ても同様なる方法を用ひることが出来ないものであらうかといふ考が屢々述べられるのであるが、それに對する答は平時に於ける刺戟は個人の自由であり利益の期待であるが、戰時に於ける刺戟は愛國心と心理主義及び一般的危險に對する防禦であるからである。

しかし平時準備のなほ一つの大きな目的は戰時に於ける經濟資源の利用に際して、避け得べき過誤の起らないことを保證する積極方策を採擇してこれを完成することに存する。即ち戰時に際しては最大の効率を以てしかも國民に對しては出來得る限り最少の災害と、インフレーション及び浪費を避くべき方法を以て戰爭を遂行し得るやう計劃しなければならぬ。この計劃は戰時不當利得を根絶すると共に各個の人、物、金が戰時負擔の公正なる割合を分擔するやう考慮せられ、また戰後に於ける壓倒的の經濟的及び社會的災禍を避くるやうに工夫せらねばならぬ。従つてかかる計劃のためには常に概定せる需品の可充性に立却すべきを以て、戰時需要に關聯してわが國の産業的資源の將來に於ける可能性について、充分なる研究を行ふ必要がある。如上は該計劃が正に規準として採用すべき一般要素であるが、これによつて生ずる戰時の効果は先づ最少の混雜、浪費乃至損失を以て平時状態より戰時状態に轉移し得ること、人員動員と同じ程度に迅速に軍需品を動員し得ること、戦費を節約し得て戰時不當利得及びインフレーションを根絶し、國家のあらゆる資源を運用統制して國民の意氣を維持し、戰時中の深刻なる經濟状態の悪化を最少限度に止め以て戦後の經濟復歸を容易ならしめてその經濟的又は社會的餘波を避け、最も重要にして且つ特別の條件たる近代陸海空軍の必要とする軍需品の莫大なる集積と驚嘆すべき量とを、その必要とする時と場所に於て所要の戰闘部隊に適度に供給することを得て、

しかも産業の正常的機能を甚しく歪めずまた國民に餘り大なる損害を及ぼさないで能くその附加的業務に應ずる準備をなさしめ、需要及び供給を合一してその相違を調和し、順次に絶えざる物資の流通を確保して價格機構を調整する等、戦時に最も有効な應急的處置を便ならしめることである。

かくて採擇すべき方策は理論的であるよりも實際的であることを要し、またその内容は戦時に役立つべきものたるべく、その平時にも役立つや否やは比較的重要の事項ではなく、戦争に附隨して起るべきことの確實なる經濟的及び産業的諸問題に對する可及的廣大なる見地から絶えざる研究と調査を確保して、能く緊急時に際し國家が産業的乃至經濟的努力を統制するための具體的提案を政府に建議するにある。しかしして前説に講究せられた諸問題は單に悠長な歴史的研究に止まるものではなく、この過去の經驗は將來の緊急な場合に於て國民の財産を最も有効に用ひるための極めて潑刺且實際的な準備の基礎をなすものである。惟ふに國民の精神力乃至智力はその全歴史生活の結果であると共に、また現在の活動の背景をなす物質的事情を構成する諸要素の影響下に築き上げられるものである。闘争と勝利への努力の合成たる國民の精神力は、その國民の經濟状態に於て反映される物質力と極めて密接に結びついてゐる。一國の經濟的状态が悪化し闘争の物質的資源が涸渇するならば國民精神も亦凋落せざるを得ない。かくて戦局の進展につれて全國民の精神力が第一義的重要性を帯びて來ることが日を逐ふて明瞭となる。闘争と勝利への熱烈な希求によつて貫かれてゐる處の國民は、常に精神の高度の昂揚、輝かしい業績、緊張、犠牲の模範を示し得るのみならず、かかる國民はまた殲滅戰に伴ふ長期の試練に最もよく堪へ切る力をも發揮する。この能力は何れも正しくしかも辛抱強い政治的教育の産物であ

るが、しかしまたその外に長期戦争に捲き込まれた國民の經濟的状态と最も密接に結びついてゐるものである。

敘上により戦時の一般的基礎考慮を試みたわれわれはこれを他山の石として、わが國の經濟状態に結び付けて考へて見なければならぬ。日本の軍事的弱點はどこにあるか、一國の軍事は次のやうな二つの要素によつて決定される。即ち國土の經濟的強さとその社會體制の根強さである。この二つの點から以下簡單な分析を試みる。先づ經濟的事實を見ると日本の一人當り一年の國內生産の價值並に一人當り平均國民財産は列國に比し次の如き地位にある。

イ、列國民一人當り生産價值比較

米 國	三、〇五七
英 國	一、四〇七
獨 逸	一、〇七七
佛 國	九三〇
伊 國	四五〇
エストニア	四〇四
ラトヴィヤ	三九六
ルーマニヤ	三九二
日 本	三七四

ロ、列國民一人當り財産比較

米 國	一、七〇六
英 國	四五〇
獨 逸	三九〇
佛 國	三〇〇
日 本	二〇五

〔備考〕 典據・ドレスデン銀行調査。平價五〇錢。

この表によれば日本は歐洲の小國エストニア其の他よりも經濟的に貧弱である。戦争は不生産的消費を増加し、同時に生産を困難ならしめるから、長期戦に於て日本は他の富裕な列國より遙かに急速に戦争繼續の經濟的行詰りに直面しなければならぬ運命にある。またこのことは當然戦争が國民の極端なる消費の制限なしには繼續せられず、それはやがて國民の不平を招來する虞れがある。次に財政については日本の金準備は極少（一九三七年六月末現在、五億二・四五〇萬圓、但し金準備評價法の制定により日銀の正貨準備は評價換後八億圓となる。）にして本位貨は減價して居る（平價割れは五〇%—五三%）。更に日本は戦争遂行のために利用し得る國際資本を持つてゐない。

日本の對外債務（單位・百萬圓）
借 款……………一、九二四

國內への外國資本投下……………二四五

日本の對外債權（單位・百萬圓）

對 支 借 款……………八〇〇

其他借款と投資……………一、七一一

即ち日本の國際資本の借金にしろ貸金にしろその何れも戦争遂行の目的のために動員し得るものがない。日本の對外投資は南滿鐵道及び上海の纖維工業等であるが、それは決して戦争のために動員し得ない。

日本の軍需工業は相對的に見ると大多數の資本主義諸國よりも發達してゐるが、一朝有事の際は如何によく發達してゐても平時の軍需工業だけでは、近代戦争の巨大なる消費の何分の一かを供給し得るに過ぎず、しかもそれを間に合はすためには凡ての金屬加工業、特に一般機械工業が戦時需要のために改造されなければならぬ。ここに日本の最大の軍事上の弱味の一つが存する。即ち日本の機械工業の發展を他の列國に比較すると、米國の一・五%、獨逸の六%、英國の八%、佛國の三五%に過ぎない。従つて全く軍需品生産のために改造されるとしても戦時需要の全部を充すことは至難である。更に戰略的不可缺の原料は銅を除く外は全部これを缺いてゐる。戦争の目的に重大役割を演ずる銑鐵及び鋼鐵工場は所要の銑石を何千哩の彼方（印度、濠洲）から仰いでゐる。最近年度のこれが平均生産は銑鐵一、九〇〇千噸、鋼鐵三、九〇〇千噸であるが、外に年々五百萬噸以上の鐵鑛及び屑鐵が輸入されてゐるのであるから戦時需要は極めて困難であり、その外に石油、有色金屬、化學工業原料等皆その補給を外國に仰いでゐる。（「戦時産業施設考」参照）

結

論

かくて國土の貧弱さ、不健全な財政制度、動員可能國際資本の缺除、金屬工業の貧弱及び殆んど凡ての原料缺除から日本の軍事的な經濟上の基礎は極めて弱いといふ結論になる。要するに日本はこの缺陷だらけの經濟的資源を補充して行く同盟國乃至中立國との相互經濟なくしては、決定的長期戦には社會經濟の上に破局的な影響を及ぼさずには置かないといふことを理解しなければならぬ。ここに於て所謂速戰即決主義の戰略と系統的經濟方策の周到なる考慮が拂はれてゐる所以である。

即ちわが國刻下の喫緊事は来るべき巨大なる脅威に對應する經濟的諸條件の整備である。また假令それが出來たとしても國際戦争は激烈で且つ長びくであらう。何となればわれわれが既に見てゐるやうに國際聯盟が存在して幾多賞讃に價する活動をなしたに拘らず、軍備や關稅は更に著しく強められてゐる状態である。世界の相合した知識を以て遂行し得ないものは必然的な論理として一國の人々によつて成し遂げられる筈がない。この意味に於て他日國家が交戰國となりたる場合は勿論その中立國たる場合につきても、豫めこれに處すべくこれが攻究を進むるは必ずしも無用の業ではない。否、今日われわれの全關心事はわが國經濟の再組織的改造——それは全く時代が要求する最も重要なものの一つ——統制經濟への進展強化である。統制なき産業の擴大、それは取りも直さずこれまでの社會經濟を脅威してゐた最大の根因である。かかる組織は明かに現下の情勢の緊張度に一致しない。現代の産業組織はこれまでの經濟的自由主義を以て奮進するには餘りに複雑過ぎる。

この新しい産業的任務は國家的計劃統制なしには到底これを果すことの出來ぬ性質のものである。また生産組織としての資本主義は本來それ自らのうちに勞動との致命的闘争を包含することを考慮しなければならない。しかしここでは將來の主義思想について述べることを本旨としない。要は經濟上の調整とこれが組織の改革、否、改善の方法に關する要項殊に勞働と經營との報酬即ち賃銀及び利潤を制限し、今日の如く不定ならしむべからずといふにある。あらゆる古い組織は衰微し新しい發展によつて追越されて行くものである。わが經濟生活は當然この過程を経なければならぬ。否、既に經つた。その活動力の生長とこれが本格的運用は、將來戦に於ける經濟的武器の根本的要素である。この見解よりすれば自由主義的經濟生活は「積極的に有害」でないまでも、これが改造は今日では最早「危険にして不必要な變化」ではない。戦争に備ふる資本主義の經濟的陷窕に對する是正は、より徹底せる統制經濟實施の外にないのである。何となれば凡そ戦争の遂行を妨ぐるものにして、組織せる統制の力を缺ぐことに基因する程大なるものはないからである。

われわれの當面せる最も大きな經濟政策的任務は、社會經濟組織の再建設といふ巨大なる事業の遂行である。社會經濟發展の各段階はそれに附隨する規制があり、またそれに従つて生産的機能が定められ、生産及び消費は相互に適應せしめられ、この關係と統制上の原則に従つて一定の組織形態が生れて来る。エルンスト・ワーゲマン教授はそれを次の如く分類してゐる。

(イ) 自由制營利經濟　これは所謂「純粹經濟理論」を基礎とする社會經濟の組織形態であつて、企業の自由と營利の自由——經濟行爲の自由——は最も神聖なる支配原則であり、經費と效用との精確なる比較が尖鋭なる計算の基礎

をなすものである。

(ロ) 統制的營利經濟 これも亦生産と消費とは營利主義によつて支配されるが、經濟的な力の自由な働きはその一部分乃至大部分が統制關係の下に抑制される。

(ハ) 統制的需要充足經濟 ここに於ては經濟活動が國家によつて設定せられ、従つて營利の原則は完全に極限せられて價格と金利の働きが經濟の流れを支配することも少くなる。現今これが一國の全面的經濟領域にまで及んでゐるのはソ聯邦だけであるが、すべての國家に於ける政府財政の範圍ではこれによつて支配せられてゐる。

即ち營利經濟と需要充足經濟又は必要本位經濟との原理上の區別並にそれが自由經濟と統制經濟とに働きかける影響上の相違についてはこれによつて判然する。しかしして戰時の不可避的現象は需要充足經濟が營利經濟に取つて代ることである。換言すれば前掲(イ)乃至(ロ)の發展段階とその組織形態が(ハ)の經濟形態を採ることであり、それは取りも直さず統制的計劃經濟の原則によつて支配される。現代の高度資本主義制に於ては固よりなほ多くの自由制營利經濟原則が優勢だが、少くも中樞工業部門では一般に統制的營利經濟が採られてゐる。それが需要充足經濟に入り込む必要性和不可避性は、戰時状態への轉移によつて促進されるばかりである。

限られたる地域に限られたる資源、これを必要なる相當の期間に於て合理的に管理し、戰爭の遂行と國民の生活慾望を可及的に均等且つ適當に充足せしめること、これは従來の自由制乃至統制的營利經濟——資本主義經濟から脱して、所謂「組織せられた統制的需要充足本位の計劃經濟」に於て初めて可能である。戰時に於ける社會經濟の組織的統制と

全國家資源の合理的管理は戰時の經濟的指導原理である。即ち戰時經濟再組織の基礎的條件に關して、少くも本論に於ける考慮はその最前線に置かるべきである。苟くも戰爭のためなざるべからざるところのものは、これを即時になさなければならぬ。かくの如き言辭をなすは驕激の如く惟はれるも、この施爲方策の採擇は戰爭の勝利と戰時社會經濟の確保に不可欠の基本的要因をなすものである。

——(了)——

附 録

經濟非常立法體容

今次の臨時議會に於ける經濟非常時立法は、未だ審議事項に屬するため、ここにその法案の實體を述べることは差控ゆるが、兎も角、これに盛込むべき各種經濟統制の範圍乃至その方法に關しては、前述本篇に敘するところによつてこれが大容を窺知するに難くない。とまれこの種法令施行の中心となるものは、今のところでは大藏及び商工兩省であつて、前者は主として資金統制を主管し、輸入統制、事業統制、消費統制等は主として後者がこれを管掌する方針の如くである。以下これに關聯せる政府の内定方針を摘録すると次の如くである。

資金調整法案要綱

- 一、資金統制に關し大藏省に臨時的の獨立部局（資金管理局）を創設すること
- 一、資金統制の目標は公債消化と國防并にこれに關聯する重要産業の維持擴大に置き、投資又は資金の移動をこの目的に適合せしめるやう調整すること
- 一、右の目的のため國防産業（第一類）及び重要輸出品産業（第二類）に對する投資を助長し、不急不要の産業（第三類）

に對する投資は抑制する方針を採ること

- 一、右の方針實行のため事業會社の事業新設擴張に對して統制を加へることとし、事業會社が事業の新設擴張のため増資、未拂込徴收、社債發行又は相當巨額の借入金を行ふ場合には政府の許可を要するものとする
- 一、これと同時に金融機關に對しては、事業會社の社債引受及び一定額以上の貸出金について一々政府の許可を求めしむること、即ち資金統制と事業統制を資金の側と事業の側から統制する建前を採ること
- 一、以上の統制を行ふについては、その適用範圍基準を審議決定するため本法施行令制定に際し特に委員會を設けるは固より、更に本法施行に際しても諮問機關を特設し、法の實際運用に關する諸般の事項を諮問すること
- 一、右の諸事項と關聯し調査の正確且つ迅速を期するため、各金融機關並に事業會社の調査資料を大藏省に提出すべきこと

かくて政府の企圖するところは、金融機關及び資金の流れに對して嚴重なる國家監督をなし、民間資金の動向を一定の目標に指向することにある。しかしてこの資金統制の目標は大體次の事項に包含される。

- 一、政府が金融機關特に今日の場合想定されるものは日本興業銀行を通じて國策的事業への積極的融資をなすこと
- 一、銀行、信託及び保險等の金融機關に對して直接法的干渉をなし、資金の流れる方向を統制して軍需工業の金融を圓滑ならしめること
- 一、國債の引受を強權的に行はしめること

なほ資金統制に關する最高度の形態は、金融機關の國營であるが、現在に於けるわが國の客觀的情勢は、未だそこまです緊迫してゐないものと思惟される。即ち政府當局の所謂資金統制なるものも、今のところでは國營形態を採るものではなく、前記の如き法的統制によつて國內の全金融機構を戰時の國家目的に收攬せんとするものである。

在外資産統制

なほ大藏省では爲替對策強化のため、在外資産の統制と國際收支關係資料の整備を目的とする外國爲替管理法の改正を行ふ方針であるが、その大要は次の如くである。

- 一、在外資産の處分に關する許可制度を擴充すること、即ち現行制度によれば在外資産中資金及び證券間の移動については許可制となつてゐるが、資金又は有價證券の處分によつて物（動産及び不動産）を購入する場合は許可制が施行されてゐない、よつてこの點に關し管理法第一條を改正して全部許可制とし、出来るだけ資産の固定を防ぐとともに、海外に於ける資産状態を明確にすること
- 一、國際收支關係資料は現在法規によらずして各貿易業者から報告せしめてゐるが、これを法規によることとし、管理法中に右に關する條文を挿入すること

貿易管理法案要綱

- 一、輸入統制に關し臨時貿易管理局を新設すること
- 一、國防及び國民經濟の健全なる發達を圖る上に於いて必要と認めたる場合、政府は命令の定むるところにより輸出又

は輸入の制限又は禁止をなし得ること

- 一、輸入品目は軍需資材を中心とし、特にこれが輸入は商機を逸せず計畫的且つ集中的に促進を圖ること
- 一、右に屬する以外は輸出工業用原料資材の特殊なるものを除き輸入を絶対に許容せざること
- 一、本法には輸出入許可制度の實施と併行して、重要物資に關する生産及び消費の統制をなし得るやうな包括的規定を挿入すること

一、軍需資材の計畫的輸入を圖るため、既存の巨大輸入商を以て輸入シンチケートを結成せしめ、臨時貿易管理局の管理下に主要軍需資材の輸入を獨占せしめること

一、右シンチケートに獨占せしむべき原料品目は石油、ゴム、銅、鉛、アルミニウム其他軍需用の主要なるものを網羅すること

- 一、右のシンチケートによつて所期の目的を達成し得ざる場合は國策會社（戰時原料會社）を特設すること
- 一、事態に適應して隨時關稅定率を改訂し得る權限を政府に保有すること

船舶管理法案要綱

十、日本船舶の外國人への讓渡制限

- 一、造船業者に對し船舶製造價格、製造の順位、材料及び艤裝品の配給その他船舶製造に關する命令事項
- 一、補償金支給による船舶の收用又は使用

一、外國の各港間の航海制限

一、航路又は船舶貨物の指定と配船の命令

一、運貨備船料の制限

一、海運業者又は造船業者に對する届出の命令

該法案は大正六年歐洲大戰中に實施された戰時船舶管理令とは、その内容を異にし、専ら時局關係による現下の異常な船腹飢饉の情勢下に於て、わが船舶全體につき交通并に貿易のために、最も有効なる綜合的運営を期することを主眼とし、邦船の讓渡、貸渡し又は擔保等の許可、航路及び運賃の統制、造船并に船員に關する規定等にして、海運并に造船業の全面に及び國家管理を行はんとするものである。

しかしながら最近に於ける極度の船腹飢饉に對しては、わが現有船舶の國家管理を以てして、なほ根本的にこれが解決を與へるものではないから、同船舶管理法中には外國船輸入許可規定の條項が挿入される見込である。しかしてこれにより外國古船輸入緩和を實行せる場合の輸入許可量については、實情につき船腹不足を緩和し得る程度によつてこれを決定する方針である。なほこれと同時に商工省に於ても海上保險の國家再保を目錄むでゐる。

消費統制

- 一、消費統制に關しては特殊の奢侈品を除く外は、國民一般の日常消費に對して直接國家干渉の手を及ぼさざること
- 一、これが統制は主として原料、材料等資源の生産的消費の部門に適當に實施をなすこと

- 一、輸入資材の工場消費は貿易管理に關する法制を援用してこれを統制すること
- 一、以上の實施によつて生ずる國民生活の必需品に於ける價格其の他の間接的影響による一般消費者の打撃は、これを國民的精神運動の鼓吹に俟つこと

專業統制——

- 一、軍需工業は現行「軍需工業動員法」により陸海軍が管理す（本篇第八章第三節第二款參照）
- 一、右の軍需工業の外廓動員を實施するため商工省工務局に併置して臨時工業管理局を特設すること

行政布陣——

如上是今次の日支間の戰線擴大に伴ひ最惡の事態に備ふるため、政府が臨時議會に提案せんとする經濟非常立法關係諸案の骨子であるが、これらはその準備の都合次第では、法律によらず隨時緊急勅令によることも考慮されてゐるのである。しかしこれが強力な發動を期するためには、當該各部門に即應して行政機構も亦戰時體制化されなければならぬが、これに對し政府各局に亘る機構充實の布陣は、大體次の如く内定してゐるものやうである。

内閣——資源局に動員局或は軍需局的機能を加味し、平時の動員計畫樹立から進んで國家總動員の現業務を總括せしむ

大藏省——資金管理局を新設して資金調整を掌らしむ

商工省——臨時貿易管理局を設け平時に於ける貿易局の全機能を事實上これに改組して戰時貿易管理を掌らしむ

また臨時工業管理局を設け總動員工場の管理を掌らしむ

この外に物資消費統制の委員會を新設し、輸入物資原料及び國內物資の主なるものの消費統制を調整せしむ

逓信省——臨時船舶管理局を新設して船舶の管理を掌らしむ

昭和一二、八、一九記

索引

[ア]	
アダム・スミス	263
[イ]	
意志法則	13
インフレーション	66
[ウ]	
ヴァルガ	263
[エ]	
永久公債	118
營利主義	246, 250
營利經濟	181
營利の追求	239
エルンスト・ワーゲマン	301
[オ]	
應用經濟學	3
恩恵賣買	25
大藏省證券割引	213
[カ]	
カルテル	10, 15, 16, 261, 268, 270, 282, 298
階級意志	14
價格論	14
價格の調節	
價格統制	68, 201
監督工場	80
貸付金庫	99
間接管理	166
管理計畫の要諦	
爲替取組	
管理計畫	183, 192, 193
爲替相場	214
爲替調節	232
價格管理(同政策)	258, 280, 281
價格決定	
價格の最高追加率	280
價格の變動	
管理目的	245
管理政策	245
價格決定	
價格制限	83, 84, 279
管理の意義	249
價格指定	254
カント	292
[キ]	
共產主義	12
共產制價格論	14
共同經濟主義	14
企業統制	16
教育注文	19
規格統一	19
強制勞働制	21, 22, 59
行政的統制	66
金準備保策	112
金準備増加策	112
均一價格	186
共同豫備金制度	189
企業の合同	262
金融動員	18
金融の節制	265

索引

〔サ〕

採取……………5
 最高意志……………11
 最高價格決定……………16, 83, 136—7, 168, 254, 259, 278
 産業統制……………60, 61, 64
 産業動員(計畫)……………18, 64
 最高價格論……………191, 255
 サンデカリズム……………
 最高價格が比較的安く決定せられる場合……………102
 財政政策……………111
 最高價格を決定する管理計畫……………195
 最低價格……………269
 産業調査……………199
 産業諮詢局……………199
 産業の合理化……………262
 差押……………121

〔シ〕

社會經濟(學)……………1, 2, 12, 13
 純正經濟學……………3
 充欲行爲……………4
 消費……………5, 6
 資本……………6, 204
 人力……………6
 市場生産……………6
 消費の實體……………7
 自由主義的經濟制度(法則)……………10, 238
 自由(經濟)主義……………
 自由主義……………10, 86, 99, 244
 自由競争(主義)……………10, 161, 181, 241, 261, 279, 289
 社會主義說……………12, 13, 17, 86
 私經濟主義……………14

自然法則……………
 從業統制……………20, 21, 22
 私經濟主義……………
 社會革命論……………15
 社會共同經濟……………15
 社會共有……………236
 集約的耕作……………23
 食糧管理……………25
 食料供給増加……………26
 資本勞働調和問題……………
 剩餘分配……………
 需要供給の法則……………66, 67, 152, 154, 155, 244, 281
 集中管理……………102
 資源管理……………141
 自由放任(制)……………150, 237, 263
 自由輸送……………174
 需品……………204
 資本主義……………215, 261, 289, 290
 商業管理……………258
 シンデケート……………263
 需要供給の自働的調節……………269
 集中購賣……………269
 集中分配……………269
 集中轉賣……………269
 自由分配……………283
 需要供給の平衡……………241
 需要及供給の自由なる變動……………241
 需要供給の調整手段……………283
 資本家的管理(生産)……………251
 私的企業……………149
 人力の經濟(又ハ統制)……………208, 264
 消費の統制……………266
 シュマーレン・バツハ……………288—9
 商工業の強制徵用……………237
 自由制營利經濟……………301

金屬の徵發……………219

〔ク〕

官的秩序……………
 軍需工業動員(同法)……………18, 19, 47
 貨幣質銀……………58, 59
 軍需品法……………137
 過然利得……………75, 77
 軍國主義……………14, 99
 軍事公債……………
 軍用空素所要量……………122
 外國貿易……………202
 貨幣統制……………207, 273
 過渡期經濟……………273
 軍事生産體制……………285
 軍事的弱點……………297

〔ケ〕

經濟行爲……………1, 3, 4, 6
 經濟界……………1
 經濟現象……………1, 3
 經濟學……………2, 3
 經濟政策……………2, 11, 12
 經濟理論……………2, 14
 經濟法則……………241
 經濟研究……………3
 經濟生活……………3, 10, 11, 12
 經濟財……………4, 5
 經濟的施設……………10
 經濟統制の主體……………12
 經濟統制……………13
 權力統制……………13
 經濟國家主義……………16
 經濟動員……………18
 計畫經濟……………18, 251, 26, 263
 計畫的分配……………96

原料管理……………121, 180, 203
 原價計算制度……………157, 167, 258
 限界生産……………241
 限界消費……………241
 原料課……………159
 經濟法則の作用……………183
 原紙使用量の割當制限法……………

〔コ〕

交易……………5
 國家意志……………11, 12, 13
 國家政策……………11
 國家目的乃至政策目的……………12
 國民國體意志……………12
 國民共同意志……………12, 13
 國家管理……………86
 國家社會主義……………149
 公經濟主義……………15
 穀物取扱所……………
 穀物及粉類の差押……………223
 國家統制……………61, 262
 工業統制……………61
 工場動員……………79, 138, 203
 工業戰時委員會……………98
 工場委員……………
 國防條例……………252
 國家管理の最良手段……………183
 公定價格……………193
 五箇年計畫……………212
 國營企業……………203
 コルホーズ……………213
 國家干涉……………172, 260
 ゴムの徵發……………219
 國家經濟の權力的統制……………238
 公共的獨占……………269
 高度資本主義……………264, 290

索引

徹底的管理..... 192
鐵鍍輸入組合..... 196
テーゼ..... 215
帝國戰時金屬徵發所..... 221
定量供給..... 260

〔ト〕

トラスト.....12, 15, 16, 261, 268
特權付戰時原料品會社.....16
動員計畫(施設)..... 17, 18, 212
統計稅.....48
獨占の利得.....49
統一的分配組織..... 192
動力..... 203
統制統濟... 6, 260, 261, 262, 293, 264
統制手段..... 143
統制主體..... 263
獨占資本主義..... 263
同盟罷工..... 251
統制的營利經濟..... 302
統制的需要充足經濟..... 302

〔ニ〕

ニトログリセリン..... 188

〔ハ〕

バルブ.....
配給經費..... 185
賠償價格..... 185, 253, 254
配給管理..... 134

〔ヒ〕

標準規格..... 193
品質の統制..... 193
平等主義的社會改造..... 239

ヒルファディング..... 251
飛行機翼用亞麻布管理..... 161
標準被服制度..... 178

〔フ〕

物財..... 4
封鎖經濟.....7, 8
物價騰貴.....24
分配の平等.....86
分配の調整.....27, 28
普通利得.....
プーリング..... 273

〔ヘ〕

平時準備..... 295
兵器工業..... 150, 237, 244
保護職業制.....20

〔ホ〕

貿易組合法.....47
貿易統制法.....47

〔マ〕

マルクス.....15
マーカンテリズム.....16

〔ミ〕

見えざる手..... 263

〔ユ〕

輸入獨占.....44
輸入(出)組合.....47
輸出稅.....48
優先權規定..... 162
油脂..... 187
優先制度..... 200

〔ス〕

垂直的「トラスト」..... 271
水平的「カルテル」..... 271

〔セ〕

製造..... 5
生産..... 5
生産消費の實體..... 9
戰時生産の實體.....
生産階級.....64
政策目的.....
戰時の施設.....16
戰時信用銀行.....16, 99
生産費調査局.....81
戰時社會主義.....87
戰時食糧局.....92
戰時貸付銀行.....
戰時關稅手形.....
戰費負擔..... 146
戰費支辨..... 232
船腹の缺乏..... 191
戰務委員..... 199
正貨準備..... 232
生産組織の改革..... 262
戰時體制..... 284
戰時供給計畫..... 286
戰時管理.....208, 294
戰時經濟..... 240
生産及分配..... 119
戰爭利得..... 242
戰時組織の體容..... 243
戰時特別海上缺損勘定..... 160
戰時産業局..... 199
戰時貿易局..... 208
生産の統制..... 265

戰時穀物供給所..... 223

〔ソ〕

束縛經濟.....10, 289, 290
總動員工場.....19
ソフホーズ..... 213
組織の力..... 240
組織的統制..... 244

〔タ〕

炭坑國有..... 139
第二次産業五箇年計畫..... 215

〔チ〕

中間的經濟財..... 6
注文生産..... 6
中央輸入所.....43
窒素化合物の軍需數量..... 124
窒素含有物の徵發..... 222
地代及家賃制限法..... 59, 138
超過利得稅..... 77, 265
徵發..... 203
徵發の目的..... 256
調達計畫..... 206
徵發令..... 248
徵發價格.....156, 255

〔ツ〕

通貨の膨脹..... 24, 233, 241, 242, 280, 281
通貨増加策..... 113

〔テ〕

天然資源..... 4, 5, 262
定量販賣制度..... 186
定量制限..... 192

利潤追求の營利目的.....	290	輸送(の節約).....	203, 265
糧食管理局.....	184		
		[三]	
[レ]		慾望.....	4
レーニン.....	215	餘剰分配.....	64
		[ラ]	
[ロ]		ラテナウ.....	292
勞働.....	4		
勞働統制.....	59	[リ]	
勞力.....	204	利益均一計畫.....	189


發行所

東京市神田區藥町一丁目六番地
電話 東京六八四〇六番

東京市牛込區山吹町百九十八番地

東京市神田區猿樂町一丁目六番地

著作



著作

昭和十二年九月四日 初版印刷

昭和十二年九月八日 初版發行

發賣元

東京 巖松堂書店
東京 有斐閣書房

發行所

東京 巖松堂書店
東京 有斐閣書房

戰時社會經濟體制

定價 貳圓八拾錢

送料 書留二十二錢

印刷者

萩原芳雄

發行者

新井武之輔

著者

小濱重雄

發行所

東京市神田區藥町一丁目六番地

發行者

新井武之輔

著者

小濱重雄

發賣元

東京 巖松堂書店
東京 有斐閣書房

發行所

東京 巖松堂書店
東京 有斐閣書房

印刷者

萩原芳雄

(所刷印原萩 所刷印)

世界大戦
に於ける
米國總動員概説

！解明員動總の上驗體

第一章 一般行政問題 第二章 食糧動員 第三章 燃料
動員 第四章 勞働動員 第五節 勞働條件の決定 第六節 戰
時勞働管理 第五章 産業動員 第六節 貿易動員 第七章 交
通動員 第八節 國內運送動員 第九節 通信動員 第十節 海
運動員 第八章 航空動員 第九章 財政動員 第十章 科學
動員 第十一章 公報機關動員 第十二章 敵國人及び其の

國內準備工作顧問！

支援者の統制 第十三章 戰時危險保險 第十四章 結論。
本書は米國が戰爭目的達成上執れる一般政策を其の行
政機構の觀點から叙述したもので、米國が現實に試みた
貴重なる各種法令、ステートメント、報告書、公文書類
等に至るまで豊富正確。
資源局御編纂

定價壹圓八拾錢
送料二圓一拾錢

六日丁一町樂猿・田神・京東

房 山 松

番六〇四八六 京東替振

736
49

2年 10月 17日 195-

木	木	木	木	木	木	木	木	木	木
木	木	木	木	木	木	木	木	木	木
木	木	木	木						

閱覽九濟

9.6

